

# 北海道議會時報

第4卷 第1號

昭和27年1月



北海道議會事務局

北海道議會時報第4卷第1號(昭和26年第6回定例道議會)

# 目 次

## 議會の動き

第六回定例道議會	一
豫算特別委員會	一四
常任委員會	一六
請願・陳情	三三

## 會 合

全國都道府縣議會議長會事務局局長參與會	二〇
一道北部七縣議會事務局局長連絡協議會	二〇

## 資 料

第十二回國會提出法律(案)經過調並びに成立法律の解説	二四
日本移民の経緯とその現状	二五
日、米、加三國漁業條約假調印成る	二六
官廳給與制度沿革一覽表	二六
昭和二十六年本道産米麥供出成績表	二七
物價指數調	二八
昭和二十六年度道費豫算現計調	三〇

## 雜 録

各省大臣、各省政務次官、衆參兩院役員及び特別委員長一覽表	三六
常任委員長の合同に關する自肅申合せについて	三九

## 圖書室便り

• 表紙寫眞説明 •

ニセコ 藻岩山から蝦夷富士を望む  
國鐵札幌地方營業事務所提供

# 議會の動き

## 第六回定例道議會

本年最終の第六回定例道議會は、十二月二十二日開會せられ、二十三日は議案調査のため休會、二十四日緊急質問、二十五日、六日は大體質疑を續行、二十七日より豫算特別委員會にはいつたが、今回は主として、道職員の基本、アツプ及び年末手當の支給、なかんずく教職員の給與について論議自熱し、緊急質問、大體質疑を通じ、殆んどこの問題に集中され、緊迫した空氣を見せたが、一應の了解點に達し、豫算特別委員會は二十八日結論を得るに至り、同日夕刻より本會議を開會、午後六時八分第六回定例道議會は全く終了を告げた。ちなみに本議會に提案された諸案件及び議事の経過は大略つぎのとおりである。

### ▲知事から提出のあつた議案及び報告

議案

提出月日	番號	件	名	議事経過
一、二、三	一	昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	一、二、二八	原案可決
二	二	昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	〃	〃
三	三	昭和二十六年度北海道恩給基金歳入歳出追加豫算	〃	〃
四	四	昭和二十六年度北海道學校職員恩給金歳入歳出追加豫算	〃	〃
五	五	昭和二十六年度北海道農産物検査費歳入歳出追加豫算	〃	〃
六	六	昭和二十六年度北海道水産物検査費歳入歳出追加豫算	〃	〃

〃	七	昭和二十六年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正豫算	〃
〃	八	昭和二十六年度北海道農産物検査費歳入歳出追加更正豫算	〃
〃	九	昭和二十六年度北海道病院長費歳入歳出追加更正豫算	〃
〃	一〇	昭和二十六年度北海道病院費歳入歳出追加更正豫算	〃
〃	一一	昭和二十六年度北海道自轉車競技費歳入歳出追加更正豫算	〃
〃	一二	昭和二十六年度北海道電気事業費歳入歳出追加更正豫算	〃
〃	一三	昭和二十六年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正豫算	〃
〃	一四	第三百九十三回北海道起債に關する件	〃
〃	一五	第三百九十四回北海道起債に關する件	〃
〃	一六	第三百九十五回北海道起債に關する件	〃
〃	一七	第三百九十六回北海道起債に關する件	〃
〃	一八	第三百九十七回北海道起債に關する件	〃
〃	一九	北海道起債議決變更の件（三月二十日議決分）	〃
〃	二〇	北海道起債議決變更の件（八月二十二日議決分）	〃
〃	二一	北海道起債議決變更の件（十月三十一日議決分）	〃
〃	二三	北海道起債議決取消しの件（一件）	〃

〃	二二	北海道教育委員会教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	二四	收用委員會委員及び豫備委員給與條例制定の件	〃
〃	二五	土地收用法に基く鑑定人及び參考人の旅費及び手当條例制定の件	〃
〃	二六	北海道知事専決處分事項指定の件	〃
〃	二七	北海道立水産業協同組合講習所條例制定の件	〃
〃	二八	北海道射撃場取締條例制定の件	〃
〃	二九	北海道農産物検査條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	三〇	北海道職區條例制定の件	一二、二五 原案可決
〃	三一	北海道立林業指導所木材加工手数料條例の一部を改正する條例制定の件	一二、二八 原案可決
〃	三二	北海道傷痍者授産場條例を廢止する條例を制定の件	〃
〃	三三	警察用財産の讓與並びに無償貸付の件	〃
〃	三四	工事請負契約の締結に關する件	〃 同意可決
〃	三五	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	三六	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	三七	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	三八	工事請負契約の締結に關する件	〃

〃	三九	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四〇	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四一	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四二	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四三	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四四	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四五	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四六	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四七	工事請負契約の締結に關する件	〃
〃	四八	夕張郡長沼村及び上川郡和寒村を町とする件	一二、二二 原案可決
〃	四九	空知郡上砂川町と空知郡奈井江町との境界の一部變更に關する件	〃
〃	五〇	雨龍郡妹背牛村を町とする件	〃
〃	五一	工事請負の契約に關する件	一二、二八 同意可決
〃	五二	工事請負の契約に關する件	〃
〃	五三	工事請負の契約に關する件	〃
〃	五四	工事請負の契約に關する件	〃

〃	七〇	北海道議會議員報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	六九	北海道入事委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	六八	北海道教育委員の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例制定の件	〃
二二、二七	六七	料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例制定の件	二二、二七 原案可決
〃	六六	北海道職員研修費臨時條例設定の件	〃
〃	六五	昭和二十六年北海道有林野事業費歳出更正豫算	〃
〃	六四	昭和二十六年北海道電氣事業費歳出更正豫算	〃
〃	六三	昭和二十六年北海道自動車競技費歳出更正豫算	〃
〃	六二	昭和二十六年北海道地方競馬費歳出更正豫算	〃
〃	六一	昭和二十六年北海道病院費歳入歳出追加豫算	〃
〃	六〇	昭和二十六年北海道醫科大學費歳入歳出追加豫算	〃
〃	五九	昭和二十六年北海道酪農検査費歳出更正豫算	〃
〃	五八	昭和二十六年北海道林産物検査費歳入歳出追加豫算	〃
〃	五七	昭和二十六年北海道水産物検査費歳出更正豫算	〃
〃	五六	昭和二十六年北海道農産物検査費歳入歳出追加豫算	〃
二二、二六	五五	昭和二十六年北海道費歳入歳出追加豫算	二二、二六 原案可決

〃	七二	昭和二十六年北海道費歳入歳出追加豫算	〃
報告	一一	専決處分報告の件	二二、二八 承認可決
〃	二	専決處分報告の件	〃

**▲議員から提出された議案、決議案及び意見案**

提出月日	番號	件名	議事經過
二二、二二	一	道行政事務並びに機構の適正化に必要な調査經費に關する件	二二、二八 原案可決
二二、二七	二	北海道職員定數條例の特例に關する條例制定の件	二二、二七 原案可決
決議案	一一	北海道綜合開發事業に關する要望決議	二二、二五 原案可決
〃	二	積雪寒冷地帯義務設置學校の屋内運動場建設促進のため、國の財政的援助を保證する臨時措置法の制定に關する要望決議	二二、二七 原案可決
意見案	一一	北海道主要港と本州間定期航路開設並びに國庫助成に關する意見書	二二、二六 原案可決
〃	二	北海道の電氣通信施設増強に關する意見書	〃
二二、二八	三	行政機構改革に伴う衛生行政機構の強化充實に關する意見書	二二、二八 原案可決
〃	四	國民健康保險強化に關する意見書	〃

### ▲議事の経過

○十二月二十二日、午後零時十分開議、會議録署名議員の指名、諸般の報告の後、去る十二月十四日逝去された元道議、米澤勇氏に對し議長より哀悼の意を表し、弔詞を贈呈した旨を報告、ついで總務委員會に付託の、行政事務及び機構の簡素化については、更に本會期においても繼續存置することを決定。

次に議案第一號乃至第五十四號報告第一號乃至第二號を一括議題に供し、知事より提案の説明を聴取、午後零時五十分一旦休憩。

午後二時五十四分再開、日程第一のうち、議案第四十八號乃至第五十號を議題に供し、各案を委員會の審査を省略して原案の通り可決し、午後二時五十五分散會。

### ▲昭和二十六年第六回定例道議會知事説明要旨

茲に提出いたしました昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他につき御説明申し上げますまゝに、財政の見透しその他諸般の事情により議會の招集が年末も差迫つた本日と相成りましたことは洵に恐縮に堪えないところであります、この點何卒御諒承願わしたものであります。

備て今回提案いたしました豫算は給與ベース改訂に伴う經費、年末手當並びに石炭手當差増額支給に要する經費等につきこれを措置いたしますと共に國庫支出金、起債等の特定収入をもつて賄う事業費で緊急を要するもの及び當面急を要する經費に限り今回これを追加計上いたしました次第であります、豫算の總額は、

普通會計	三十一億一千九十五萬圓
特別會計	二億七千七百七十二萬圓
合計	三十三億八千二百六十七萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものから逐次御説明申し上げます。

先ず第一は職員員の給與費についてであり、去る十一月三十日法律第二百七十八號をもつて一般職の職員員の給與に關する法律の一部を改正する法律が施行せられ、本年十月一日から職員員の俸給が相當引上げられますと共に勤務地手當につきましても新らたな地域區分によりこれを支給することとなりましたので、この經費として、

普通職員分	一億六千三百九十四萬圓
學校教職員分	八億六百萬圓
合計	九億六千九百九十四萬圓

を追加いたしました次第であります。

なおこの外に醫科大學費及び道立病院費會計所屬職員員の給與水準引上げに伴う經費、一千五百三十九萬圓を普通會計から繰出しすることとしてこれを計上いたして居るのであります。

次に年末手當につきましては、既定豫算において〇・五月分を議決して戴いて居るのでありますが、十二月一日法律第二百八十四號をもつて昭和二十六年度における國家公務員に對する年末手當の額の特例に關する法律が施行せられ本年度に限り給與月額の百分の八十を支給することとなりましたので、この差〇・三月分に給與ベース改訂に伴い自然増となる經費を含めまして、

普通職員分	二千五百三十九萬圓
學校教職員分	一億四百五十萬圓
合計	一億二千九百八十九萬圓

を計上いたしました次第であります。

次に石炭手當につきましては従來屯當り三、五〇〇圓の割合をもつて支給いたして參つたのでありますが八月十七日總理府令第三十六號をもつて國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當支給規程の一部が改正せられ屯當りこれを四、七〇〇圓支給することになりましたのでこの差増額とし

て、

普通職員分 三千八百四十三萬圓  
 教職員分 九千二百二十萬圓  
 合 計 一億三千六十三萬圓

を追加計上いたしました外

職員の実績に基づく超過勤務手當 三千六十四萬圓

を追加計上いたしました次第であります。

次に國庫支出金、起債等の特定収入を伴う事業費で緊急措置を要するものについて申し上げます。

先ず土地改良事業費において 二億五千二百八十九萬圓

を追加いたしましたのは、本年三月三十日法律第六十六號をもつて「積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法」が制定公布され、從來の一般公共事業としての國庫補助事業の外、積雪寒冷單作地帯に對し、新たに、國庫助成の途がひらかれたものでありまして現在補助の内定をみておりますものといはしましては團體營の、

灌漑排水事業費補助 六千一萬圓

暗渠排水事業費補助 七千七百五十萬圓

軌道客土事業費補助 二千八百六十萬圓

普通客土事業費補助 三千百九十二萬圓

區劃整理事業費補助 千六百九十三萬圓

農道事業費補助 九百三十一萬圓

溜水溜池事業費補助 四百七十三萬圓

などでありますが、軌道客土事業費補助につきましては從來どおり道費をもつて二割の上置きをいたしております。

なおこれらの事業の調査設計及び竣功檢定等に萬全を期しますためその事務費として五割の補助を見込み、二千三百八十七萬圓を計上いたしました次第であります。また同法による道直營の事業といたしましては、

灌漑排水事業費 九千八百七十萬圓

軌道客土事業費 一千八百萬圓  
 合 計 一億一千六百七十萬圓

を國庫補助金、地元負擔金及び起債を引當として計上いたしました次第であります。

次は主要食糧集荷促進費についてであります。御承知のとおり本年度産米の供出割當量は十一月下旬に至つて漸く決定を見たのであります。これまでの経緯にかんがみ本年は特に供出完遂報償金が交付されることとなり、本道供出割當總量の一割即ち十五萬八千五百三十石に對し石當り一圓の報償費一億五千八百五十三萬圓が國の委託費として交付の内示がありましたので、この額を計上いたしますと共に、供出督勵の所要經費九百萬圓を見込みまして、供出完遂に遺憾のないようにいたしたのであります。また、災害土木復舊費において 二億一千二百九十九萬圓を追加いたしました。その主なものは、過年度並びに現年度發生災害につき、夫々國庫補助金交付の見透しを得ましたので、

前者にあつては 七千八百九十二萬圓

後者にあつては 五千四百九十五萬圓

を見込みますと共に、道單獨施行を要します事業費についてはこの程起債の見透を得ましたのでこの額七千五百萬圓を一括計上いたし災害施設の連かなる復舊を期したいと存するのであります。

次は土木機械整備費についてであります。従來土木現業所において使用する車輛、船舶、諸機械類は、その大部分を國費所管のものに依存して事業の施行に當つておりましたが、急速にこれが整備充實を圖らなければならぬこととなりましてしたので過般來これが整備資金等について關係方面と接衝を重ね本年度は取敢えず起債をもつて、事業施行上必要とする基本的施設の購入整備をいたしますための經費四億五千萬圓を計上いたしました次第であります。いまだ起債枠の獲得等について、なお接衝の餘地を残してある次第でもありますので何分よろしくお願い申し上げます。

以上の外

市町村農業委員會費補助

二千四百三十八萬圓

麥類病害虫防除費補助

五百四萬圓

入殖施設災害復舊費

三百一十一萬圓

開拓財産賣渡事務費

二百三十一萬圓

耕地災害復舊費

二百四十六萬圓

港灣災害復舊費

三百五萬圓

引揚者住宅建築費補助

三千二百四十萬圓

直營診療所設置費補助

九百八十九萬圓

傳染病豫防費補助

一千五百十二萬圓

結核醫療委託費

三千六百六十一萬圓

失業對策事業費

一千九百二萬圓

臨時職業輔導所費

五カ所分  
一千八十萬圓

新設保健所の診療器具整備等の保健所費

三百四十三萬圓

性病豫防費

四百六萬圓

精神衛生相談所費

百七十九萬圓

ストレプトマイシン配給費

三千四十五萬圓

等をそれ／＼追加計上して諸般の行政遂行に萬全を期せうとするものであります。

次は當面急を要する經費についてであります。

先ず 心土耕混層耕等耕土改良機械購入費 三千百三十三萬圓

中小企業融資強化に伴う北海道信用保證協會に對する

損失補償金 一千二百八十七萬圓

小樽のスキーリフト設置助成費

五百萬圓

明春四月福井市において開催される博覽會參加費

百五十萬圓

假法華村に設置された救命艇基地施設費補助

百萬圓

漁業秩序確保のための漁業取締船の備上費 三百五十萬圓

北海道農業委員會連合會助成費

百萬圓

瀧川町外十七カ町村に對する上水道施設助成費

七百九萬圓

下水道施設助成費

三百萬圓

をそれ／＼計上し、また本廳及び支廳における共通的需用費につきましては年度當初から鋭意節約に努めて參つて居るのであります。燃料費、光熱水費及び通信運搬費等の大幅の値上りによりまして既定經費をもつてしては到底賸り得ない實情に立到りましたのでこの經費、三千百萬圓を見み込ますと共に同様の事由によりまして、更に高等學校、定時制高等學校及び盲ろう學校の需用費、五百萬圓を追加いたしました外、

徴 稅 諸 費

二千八百七十八萬圓

町村恩給組合補助金

一千七百萬圓

高等學校入學者選抜費

四百萬圓

第七回國民體育大會冬季スキー競技會交付金

九百九十四萬圓

等の保健體育費

二千三百八十二萬圓

兒童保護委託料の引上等に伴う兒童福祉費

百二十九萬圓

災害救助費

二百四十五萬圓

總合開發調査費

八億五千二百十萬圓

をそれぞれ追加計上いたした次第であります。

以上は普通會計の歳出の主なものについてその大要を御説明申上げたのであります。これに見合ひ財源をいたしましては、

道 稅

七億二千七百十五萬圓

地方財政平衡交付金

七億二千九十三萬圓

國庫支出金

二千八百一十一萬圓

地元負擔金

千九百八十七萬圓

使用料及び手数料

三千三百四十四萬圓

特別會計からの繰入金

三千三百四十四萬圓



前年度繰越金

七千一百一十萬圓

道債

六億二千七百萬圓

公營企業及び財産收入

十三萬圓

雑收入

三千七百三十一萬圓

寄附金(減)

六百二十一萬圓

をそれぞれ見込みまして收支の均衡を圖つた次第であります。

次に特別會計について御説明申し上げます。先ず道有林野專業費會計について今回の追加豫算を大別いたしますと、

職員費において

三千五百二十四萬圓

事業費において

九千五百十九萬圓

その他

二千六百三十九萬圓

合計

一億五千六百七十六萬圓

と相成るのであります。職員費につきましては、給与水準引上げに伴う所要經費を現員現給により積算計上いたしましたものであり、事業費につきましては、

研 伐 費

六千二十萬圓

森林土木費

一千五百四十九萬圓

森林保護費

八百四十萬圓

造林費

四百五十八萬圓

等でありまして現下經濟情勢の變化に伴う増加經費と舊會計からの引繼事業中眞に豫算追加の止むを得ないものを合せ見込んだのであります。

なお木材の高騰に伴う増収を見合ひしまして、普通會計に六百七十五萬圓市町村交付金に一千六百二十五萬圓を更に増額することゝいたしましたのであります。市町村交付金についてはそのうち一千四百萬圓を普通會計に繰出し、自治講習所建築費に充當の市町村からの寄附金を減額することゝなつておりますので此の點御諒承願いたします。

次に電氣專業費會計において三千三百十萬圓を追加いたしましたのは、當初二億四千九百萬圓の起債を見込みまして事業計畫をいたしましたこと

る本年度の起債枠において二億八千萬圓を確保することが出来たのでこれが増額分を引當いたしました。事業費においては、主として發電關係の機械器具の充實を圖ることとし給与水準引上げに伴う所要經費等と共にこれを追加いたしました。なお事業の圓滑な推進を圖りますため起債の前借りをいたしておりますのでこれが借入金金の利子不足見込額二百十萬圓はその財源を普通會計からの繰入金に求めてこれを追加計上いたしましたので御諒承願いたします。

次は道營自轉車競技費會計についてであります。本年度は御承知のように開催回数十回延六十日間を豫定いたしました。去る十月十四日全日程を無事終了いたしましたのでありますが、幸い愛好者の聲援を得て豫期以上の成績を納め得たのであります。さきに御報告申上げましたとおり九月及び十月の二回に亘つて専決處分により所要經費の追加をなし競技運營の萬全を期して参つたのであります。この度年間收支の見透しを得ましたので豫算内容を整理し純益一千百萬圓を普通會計に繰出すことといたしました。外職員費等年度内必要經費を見込みます反面豫備費の減額がありますため差引五百七十七萬圓の追加と相成つたのであります。

なお林産物検査費會計において、

二千九百九十一萬圓

水産物検査費會計において

七百九十二萬圓

醫科大學費會計において

一千九百八十三萬圓

を追加計上いたしましたのは職員給与水準引上げに伴う所要經費並びに事業執行上緊急差おき難い經費を見込みましたものであります。

農産物検査費會計において

五百七十九萬圓

を追加いたしましたのは検査手数料の増額改訂による増収を見合ひしまして科學的検査勵行のため検査諸資材等の整備充實を計り道産農産物の品位の向上と取引の安全を確保しようとするものであります。

次に道立病院費會計につきましては獨立採算の域に達しますよう收支の均衡保持に鋭意努力いたして参つております。その特異性により昭和二十五年年度決算において五百七十四萬圓の歳入欠陥を生ずるに至

りましたことは洵に申譯ない次第でありまして、この度これを繰上げ充用するの措置を講じますと共に給與水準引上げに伴う経費六百七萬圓を合せまして一千八百八十一萬圓追加計上いたしました次第であります。

次に恩給基金會計において三百十九萬圓、學校職員恩給金會計において五百六十萬圓をそれぞれ追加いたしましたのは、十二月十五日法律第三百六號をもつて恩給法の一部が改正せられ、本年十月から前者については二割、後者については一割七分乃至一割八分をそれぞれ恩給額が引上げられたによるのであります。

次に夕張郡長沼村、上川郡和寒村及び妹背牛村を町とすることに御説明申し上げます。

先ず長沼村は空知支廳管内の南西部に位置し面積百六十七方軒、戸數二千九百余戸、人口一萬七千六百余人を擁し、本道の穀倉である空知支廳管内第一の農村で特に米の生産においては、全國有数の産地として知られ今後における石狩原野綜合開發に伴い遠からず一大米産地となる日の來るであらうことを期待されておるのであります。また本村は昨年都市計畫指定村となり五カ年計畫樹立のもとに着々その實現を期し今後における發展を期してある次第であります。

次に和寒村は上川支廳管内の中央に位置し、面積二百二十四方軒、戸數一千九百余戸、人口一萬一千五十余人を擁し、有畜農業をもつて發展し特に本村は除虫菊の産地として全國的に知られておる外、昭和二十五年より五カ年計畫による農業經營の合理化、酪農による地力の増進さらには本年完成の補水貯水池の水源により増田も期待され今後における入植者の開拓と相俟つてなお一層の生産が豫想され加えて農畜産加工業の發展とともに今後における發展を期してある次第であります。

次に妹背牛村は、空知支廳管内の北部に位置し、面積四十四方軒余、戸數一千五百余戸、人口九千余人を擁し夙に農業の發展振興に意を盡し早くから土地改良と米の品種の改良に顯著な實効を收め北空知における米産地として本道に著名なところであります。近時妹背牛市街地を中心として

商得業が頗に進展し市街地の形態も漸次整備され、なお將來町としての發展性も確實と認められるに至つたのであります。以上三村におきましては村民の要望もありこの度各村を町となし住民の自治意識を一層昂揚し、今後の仲展を期そうとする意圖のもとに村議會の議決を経て道に對し町とすることを申請するに至つたのであります。道におきましても同村の實態について夫々調査いたしましたところいづれも「町としての要件に關する條例」に定める諸要件を具備しておるものと認められますので、ここにこれを提案いたしました次第であります。

次に空知郡上砂川町と空知郡奈井江町との一部境界更變に關する件について申し上げます。

上砂川町から奈井江町を編入しようとする地域は三井鑛山株式會社白山事業所の炭坑地帯で然も現住者の總てがこの炭坑の従業員でその戸數六十一戸、人口三百四十人、面積は一平方軒七であります。小川一本が兩町の境界となつてゐるため同一の事業所下に在りながら各般の行政上の取扱が二分され、ために住民の日常生活及び教育、治安、經濟並びに事業の運営上にも多大の不便を忍んで來たものであります。かねてからの關係住民の強い要望に基づき、關係町村間において慎重調査檢討の結果今般圓滿に協議が整い申請があつたものであります。現地の狀況より視察して適當の措置と認めここに提案した次第であります。

次に昭和二十六年年度費歳入歳出豫算専決處分報告のことについて御説明申し上げます。

産業經費の水産業費において、百三十萬圓を専決處分により追加いたしましたのは、本道周邊海域における機船底曳網漁業資源調査の經費でありまして、前年度以來の繼續的事業であり、その財源は國庫の委託費及び機船底曳網漁業協同組合連合會の寄附金によつて賄つておりますがたまたま本年十二月末迄の事業遂行の經費に不足を來しておりましたところ前記連合會より寄附採納の申出と共に調査續行の強い要望があり、またその結果の重要性等を勘案いたしましたので、この措置をとり調査繼續に支障のないよ

うていたしたものでありますから何卒御諒承の程をお願いいたします。

以上は豫算案その他について、その大要を申述べたのであります。なお詳細につきましては、御質問に應じ、私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

○十二月二十四日、午前十一時四十五分開議、諸般の報告について、行政事務並びに機構の簡素化について西田總務委員長（自）よりその調査経過の中間報告をなし、午後零時三分一旦休憩。

午後二時三十分再開、日程を變更し、議案第三十號、北海道獵區條例制定の件を議題に供し、林務委員會に付託した。ついで緊急質問にあり、西田信一議員（自）より、①教職員の級別推定表の適用による昇格、昇給の實施内容について、②定數條例を超えての教職員の採用について、③これらに對する豫算措置、給與の實態について質問、教育長及び管理部長から、定數超過の事實を認め、その内容につきそれぞれ答辯、更に知事、出納長から答辯があり、西田信一議員（自）、答辯の内容を整理の上再質問を留保して、一旦質問を打切つた。ついで、新川議員（勞）より、①地方公務員の給與水準について、②十二月十六日人事委員會委員長より知事に提出した、新給與法の實施及び年末手當の支給に對する要望書の内容、その提出先についての見解、③新給與表の適用について質問した。これに對し人事委員會委員長よりは要望書の内容について、知事よりは、年末手當の外に歳末臨時措置については考究中の旨をそれぞれ答辯があり、新川議員（勞）は人事委員會の勧告と議會の關係について再質問、人事委員會委員長より答辯あつて午後四時十三分休憩。

午後七時十分再開、緊急質問續行、池田議員（農）より、①過大割當量のある本年産米供出の経緯について、②各支廳別割當量の具體的基準數字について、③減額補正、屑米處理、供出完遂報償金、強權發動、供出と關連する本道の食糧事情の見透しについて質問、知事より経過及び目下進行中の對策につき答辯があり、午後七時四十七分散會。

○十二月二十五日、午前十一時四十分、井川副議長議長席につき開議、諸般の報告の後、日程第一議案第三十號北海道獵區條例制定の件を議題に供し、西川林務委員長（民）より審議経過及結果の報告あつて、異議なく原案の通り可決、日程第二、議案第一號乃至第二十九號、同第三十一號乃至第四十七號、同第五十一號乃至第五十四號及び報告第一號乃至第二號を一括議題に供し大體質疑に在る。

高田議員（社）より、①教職員の待遇及び給與について、②年末資金の給與及びこれに關連して給與條例の制定並びに勞働問題について、③土木部機械購入及びこれに關連して道と開發局との事業施行の關係について、④道税の税源補足及び徴收方法等財政問題について質疑、零時五十分休憩。

午後二時五十七分再開、時間を延長して直ちに休憩。

午後四時二十二分再開、諸般の報告の後、日程第二の大體質疑續行、高田議員（社）の質疑に對し、知事、教育長及び人事委員會委員長よりそれぞれ答辯があり。

次で、決議案第一號北海道總合開發事業に關する要望決議案を日程に追加、これを議題とし、原案の通り決議。

次に西田信一議員（自）より二十四日の緊急質問に對する答辯について、①教職員の級別推定表の實施、定數超過、これ等に對する豫算措置についての責任の歸すうについて、②教育委員會法第五十九條の見解について再質問、知事及び教育委員會委員長より答辯があり、更に教育長より昇格昇給に對する豫算見積りにつき答辯、西田信一議員（自）より重ねて教育委員會法第五十九條にもとづく豫算執行の點についてたゞし知事より答辯があつた。

次に土山議員（公）より、①二十五年年度年末貸付資金の回收と今夏のデモ事件の處置について、②支廳に對する權限移讓について、③教職員の處遇について、④教職員の定數増加の措置について、⑤年末手當の支給について質疑、知事及び教育長よりそれぞれ答辯があつた。

つづいて、池田議員（勞）より、①失業對策について、②住宅問題及びび

れに關連して道營競論收入の費途について、③結核療養對策について、④開發局設置の際における道民負擔問題に關する話合について、⑤開發局分離に伴う機械設備について質疑、知事及び労働部長よりそれぞれ答辯があり、池戸議員(勞)は答辯に不満の意を表し質疑を終り、

ついで、三室議員(自)は、①給與條例制定遅延に對する責任について②人事委員會委員長より知事に提出の給與要望書の内容について、③人事委員の基礎的研修について、④公文書スタイル及びこれに關連して要望書の提出先について、⑤地方公務員法第八條七號の職員に對する人事委員會の管理について、⑥定員超過の給與問題に關し知事及び教育委員會の責任について、⑦給與に關連して昭和二十七年豫算の編成について質し、これに對して知事並びに人事委員會委員長からそれぞれ答辯があり三室議員(自)は、別の機會で更にただしたい旨を述べ質疑を終り、午後七時五十分散會。

○十二月二十六日、正午開議、諸般の報告の後、日程第一、議案第一號乃至第二十九號、同第三十一號乃至第四十七號同第五十一號乃至第五十四號及び報告第一號乃至第二號を議題に供し、質疑續行を宣したが、質疑通告の笠井議員(農)より知事の出席なきため、これを保留する旨の發言あり、午後零時一分暫時休憩を宣した。

午後二時二十四分再開、諸般の報告の後、三室議員(自)より、昨日の質疑中高田議員(社)の道税に對する發言を引用した部分につき釋明があり、質疑を續行、笠井議員(農)より、①へきすう地教員職員に對する手當、定時制高校の夜間手當の支給豫算化について、②産業豫算中貸付牝牛、傳賃馬對策について、③薬工品の消流對策について、④土木機械設備費について、⑤道立病院會計の赤字について質疑(このとき議長は時間延長)知事及び教育長よりそれぞれ答辯あり、笠井議員(農)より、貸付牝牛の問題について再質疑これに對する知事の答辯があつて、

次で、福島議員(公)より、①豫算總體措置について、②道及び市町村農業委員會の運営及び經費豫算について、③教職員のベース改訂に對する知

事の考え方、定數超過の人員數とその對策について、④法定外に支給する年末手當の見直し及びその財源について質疑、知事、教育長、農地部長よりそれぞれ答辯あり、

次に吉田豊吉議員(自)より、①開發局廢止について知事の部下が提出した書類についての責任について、②年末手當の支給についての考え方について質疑、知事より答辯あり、吉田豊吉議員(自)より、書類について再質疑し、知事の答辯あつて、午後四時十三分休憩。

午後八時四十分再開、諸般の報告の後、笠井議員(農)より、質疑の終結と、豫算特別委員會設置(委員十五名)について動議があり、賛成あつて同委員會の設置を決議、議長より次の十五名を指名決定。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 西田 信一君(自) | 金澤 藤吉君(自) | 林 謙二君(民)  |
| 西田 正一君(民) | 三澤 正男君(社) | 時田政次郎君(社) |
| 山内 廣君(勞)  | 笠井 幸衛君(農) | 土山宇三郎君(公) |
| 新保 福治君(公) | 三室 光雄君(自) | 桑野秀次郎君(自) |
| 高田 次郎君(社) | 本多 吉江君(農) | 系川 章夫君(農) |

ついで議案第一號乃至第二十九號、同第三十一號乃至第四十七號、同第五十一號乃至第五十四號及び報告第一號乃至第二號をそれぞれ關係委員會に付託、意見案第一號乃至第二號案をいすれも原案どおり可決、日程に議案第五十五號乃至第六十六號を追加、これを議題に供し、知事の説明があつて、別に發言もなく、委員會審査を省略して、いすれも原案どおり可決した。

次に、常任委員の補充について諮り、農政、衛生常任委員に宮本仙松君(農)の補充を決定して議事を終り午後八時五十分散會。

○十二月二十七日、午後二時二十五分開議、諸般の報告の後、知事より昨日の吉田豊吉議員(自)の質疑に對し目下調査中である旨の答辯あり、日程第一請願日程第二陳情審査については、いすれも委員長報告の通り決し、日程第三、會議案第二號北海道職員定數條例の特例に關する條例制定に關する件を議題に供し、西田信一議員(自)より提案理由の辯明あり、別に發言もなくこれを原案通り可決、日程第四、決議案第二號積雪寒冷地帯義務設置學校の屋内運動場建設促進のために國の財政的援助を保證する臨時措

置法の制定に關する要望決議案を議題に供し、糸川議員(農)より提案の趣旨辯明あり、別に發言もなくこれも原案通り可決、日程第五、議案第六十七號乃至第七十一號を一括議題に供し、提案理由の説明を省略總務委員會に付託し、時間延長の後午後二時四十五分休憩。

午後四時十七分再開、諸般の報告の後、西田總務委員長(自)より付託になつた議案第六十七號乃至第七十一號につき審査の経過を報告、別に發言もなく委員長報告どおりいづれも原案の通り可決、午後四時二十分散會。  
 ○十二月二十八日、午後二時四十三分開議、諸般の報告の後時間を延長、午後二時四十五分一旦休憩。

午後五時五十分再開、諸般の報告の後、日程第一、議案第一號乃至第十二號を一括議題に供し、本多豫算特別委員長(農)より、議案審査の経過及び結果につき別添の通り報告、本案はいずれも委員長報告の通り可決した。次に日程第二、議案第三十一號乃至第四十七號、同第五十一號乃至第五十四號、及び報告第一號乃至第二號を議題に供し、本案はいずれも委員長の報告を省略し、委員會における決定の通りこれを可決した。

次で道行政事務並びに機構の適正化についての調査について、閉會中の繼續調査について諮り異議があり起立の方法による採決の結果、起立多数を以つて閉會中も繼續調査することに決した。

次で日程第三、會議案第一號道行政事務並びに機構の適正化に必要な調査經費に關する件を議題に供したが、本案についても異議があり、起立の方法による採決の結果、起立者多数を以つて原案の通り可決した。

次に、日程第四、請願審査の件、日程第五陳情審査の件を一括議題に供し、本案何れも委員長報告の通り決定、

次で、日程第六、意見案第三號乃至第五號を一括上程し、提案者の趣旨辯明を省略、本案いずれも原案の通り可決した。

以上をもつて案件の全部を議了議長より閉會の挨拶があり、午後六時八分第六回定例道議會は閉會した。

決議案第一號

北海道綜合開發事業に關する要望決議

提出者 議員 坂本與平

同 宮本仙松

同 齋藤正志

同 菊地三之助

同 池戸芳一

同 坂東秀太郎

政府はさきに北海道開發法を制定し、さらに北海道の綜合開發を國策として一そう強力に推進するため、同法の一部を改正して北海道の綜合開發上必要とする建設事業については、國の直轄としてみやからが行政の責任を負いそれに要する經費をみずから負擔し、かつ事業の効率を圖るため、現地に國の直轄實施機關として北海道開發局が設置されたのである。

しかるに仄聞するところによれば政府は昭和二十七年北海道開發公事業費豫算について従前からの全額國費負擔事業の一部を補助事業として取扱わんとしている。

このことによつて國家的な北海道の開發を地元住民の重い負擔において行ふこととなるものとすれば北海道開發の基本方針にもとり産業經濟の後進地として負擔力の貧弱な道及び市町村は到底これらの負擔に耐え得ないところであつて、このことは直ちに北海道綜合開發事業の進展を阻害する結果となることが憂慮せられる。

北海道の綜合開發が愈々國家的に重要性を帯びてきた現狀に鑑み、昭和二十七年以降も、従前どおりの施策をもつて、北海道の開發のため特に重要と認める公共事業については國がその經費の全額を負擔し實施するような要望する。

昭和二十六年十二月二十五日

北海道議會議長 蒔田余吉

内閣總理大臣 大藏大臣 建設大臣 運輸大臣 農林大臣

經濟安定本部總務長官 北海道開發廳長官 衆議院議長  
參議院議長 各通

右決議する。

北海道議會

### 決議案第二號

文教委員長 糸川 章 夫君 提出

積雪寒冷地帯義務設置學校の屋内運動場建設促進の  
ために國の財政的援助を保證する臨時措置法の制定

に關する要望決議

一、積雪寒冷地帯義務設置學校に不可次の屋内運動場の急速な建設を促進  
するために國の財政的援助を保證する臨時措置法を制定せられたい。

(理由)

積雪寒冷地帯における屋外運動場使用不能期間は毎年四カ月乃至七カ  
月の長期に亘り、この間學校教育上の支障極めて多く兒童生徒の保健衛  
生上まことに憂慮すべき實情にある。従つてこの地帯の屋内運動場は教  
室整備にもまして重要なものとして當該地方民がその早期解決方を熟望  
し續けてきた。しかるに政府は〇・七坪の基準校舍整備充足のみに追わ  
れ、屋内運動場の整備に對しては、殆んど顧みずこれを市町村の自己負  
擔の建設に委ねたまゝ放置し今日に至つたのである。

しかしこれらの地帯は天恵に薄く公私の經濟力は他の地域に比し著し  
く低劣な状態であるため自己負擔のみをもつては、かかる施設の整  
備は到底望み得ない現況にある。

よつて政府においては屋内運動場の急速なる建設を圖りその整備を促  
進するために國の財政的援助を保證する臨時措置法の急速制定を要望す  
るものである。

昭和二十六年十二月二十七日

北海道議會議長 蒔田 余吉

文部大臣 大藏大臣 地方財政委員會委員長 地方自治廳長官  
衆議院議長 參議院議長 各通

右決議する。

北海道議會

### 意見案第一號

商工委員長 宮坂 壽美雄君 提出

北海道主要港と本州間定期航路開設並びに國庫  
助成に關する意見書

最近における青函航路經由による輸送力の現況に鑑み、北海道主要港と  
本州とを結ぶ定期命令航路を設定しその海陸運賃差を調整するため國庫よ  
り助成するの方途を講ぜられたい。

(理由)

本道と本州間の物資交流は主として青函航路經由による陸上輸送に依つ  
ているが、最近の輸送状況は當局のなみなみならぬ努力にも拘らず十一月  
末において三一九、一〇〇噸の滞貨をかゝえ且つ日毎に累増の傾向にあ  
り、今においてこれら滞貨一掃の措置を講じなければ重要諸物資並びに生  
活必需物資の生産消流を阻害し引いては本道産業の活動を停滞せしめ民生  
安定に重大な影響を來すことが憂慮せられる。従つてこれが解決を圖り滞  
貨を一掃し輸送の円滑を期するためには本道主要港と本州間の海上輸送を  
積極的に増強する必要がある。然し現在の海上輸送には高額の燃料、人件  
費等が必要とし加えて荷造り積替等の諸費用増嵩のため青函航路經由の陸  
上輸送に比し割高の運賃となる結果これを調整するの措置を必要とする。

依つてこの際本道主要港と本州間に國において命令航路を設定し、運賃  
調整のため助成金を交付するの措置を講ぜられたいのである。  
右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

昭和二十六年十二月二十六日

北海道議會議長 蒔田 余吉

通商産業大臣 運輸大臣 大藏大臣 經濟安定本部總務長官  
北海道開發廳長官 地方自治廳長官 衆議院議長 參議院議長 各通  
意見案第二號

商工委員長 宮坂 壽美雄君 提出

### 北海道の電氣通信施設増強に関する意見書

一、北海道の電氣通信施設は極めて貧困未整備の現況に鑑み總合開發の推進に即應して電氣通信施設の擴充増強を期するため豫算、資材等に特別措置を講ぜられたり。

(理由)

本道における電氣通信施設の現況は戦争による被害は殆んど蒙らなかつたが戦災地の復興に資金が割かれたため開發の進展に伴う整備擴充は顧みられず殆んど被害地と何等變らない苦惱をなめつゝある。  
この現況を表わすと。

(昭和二十五年三月現在)

- 一、電報取扱局のない部落數 三九〇(全國三、〇二七)
- 二、電報取扱のない部落數 四二三(全國三、五八二)
- 三、人口一〇〇人當電話加入數 全國一、五 北海道一、一六
- 四、設備がないため電話のつかない申込數 一〇、八〇〇人
- 五、申込んでも電話がつかないためあきらめて  
申込まない人數(推定) 一〇三、〇〇〇人
- 六、電話を増設する余地のない局數 一七〇
- 七、市外電話を申込んで相手が出る迄の大體の時間 二時間乃至三時間

以上の如くであつて、加うるに施設は老朽で補修が充分行われていないため障害が多く特に冬期においては雪害のため數日間通信が杜絶することもある。

これが整備擴充は道民の重大なる關心事となり道總合開發の推進にも與える影響大なるものであるのでこの際産業の開發、人口の増大等に對應して

通信施設を重點的且急速に整備擴充せられたいのである。  
右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

昭和二十六年十二月二十六日

北海道議會議長 蒔田 余吉  
大藏大臣 電氣通信大臣 通商産業大臣 經濟安定本部總務長官

北海道開發廳長官 地方自治廳長官 衆議院議長 參議院議長 各通

意見案第三號

衛生委員長 田中 巖君 提出

### 行政機構改革に伴う衛生行政機構の強化充實に 關する意見書

一、政府の行政機構改革の實施に當り衛生行政機構の充實強化を圖られた

(理由)

最近政府においては行政機構の改革を企圖しているように傳えられているが、戦後の衛生行政は驚異的な進展をなしつつありとはいへ、今後更らに改善強化を圖らなければならぬ段階にあり、殊に開發途上にある北海道においてその感を一層強くするところである。

國民の健康福祉の増進並びに環境衛生の完備こそ文化國家の基盤であると確信するが故に、行政機構の改革に當つては保健衛生行政の前進的刷新を圖り、一貫せる合理的な機構組織により科學性ある實務を強く遂行なし得る措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。  
昭和二十六年十二月二十八日

北海道議會議長 蒔田 余吉  
總理大臣 厚生大臣 行政管理廳長官 地方自治廳長官

意見案第四號

民生委員長 本多 吉 江君 提出

## 國民健康保險強化に關する意見書

- 一、國民健康保險の現状に鑑み政府は速かに次の措置を實施せられたい。
- 一、保險給付費に對し二割の國庫補助を交付すること。
- 二、診療報酬未拂を即時解消するため、保險者に對し長期資金を貸付すること。
- 三、國民健康保險直營診療施設設置費の國庫補助額の三分の一を二分の一に改訂増額すること。
- 四、國民健康保險事業の指導機構を強化すること。

(理 由)

國民醫療の確保をはかることは社會保障制度としての最大緊急事であるが國民健康保險事業は、財政的制約により存廢の危機におそわれており、この健全性を維持し、且つその普及充實をはかるには先づ以つてそのせい弱なる財政の立直しを必要とする。

依つて政府は本事業に對する國庫補助を頭書の通り擴充するとともに資金措置を講じ併せて本事業の指導機構を強化するの措置を速かに實施せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

昭和二十六年十二月二十八日

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

厚生大臣 大藏大臣 地方自治廳長官 衆議院議長 參議院議長 各通

意見案第五號

總務委員長 西 田 信 一君 提出

## 公共テレビ放送開設方に關する意見書

一、北海道に公共テレビ放送を速かに開設方實現の方途を講ぜられたい。

(理 由)

二十世紀文明が齎した最高の文化的所産であるテレビジョン放送が近く我が國にも開設される機運にあるがテレビジョンの運營の如何は教育上は勿

論國民生活に及ぼす影響がはかり知れないものがある。

特に北海道は地域廣大にして僻地多く、爲に北海道の文化の向上と文教の強化を圖り、しかも一日も速かに中心都市と同様に此の恩恵を享受する爲には、テレビジョン放送は飽く迄公共的運營を必要とする。

仍て速かに公共テレビ放送の開設方實現の方途を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

昭和二十六年十二月二十八日

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

內閣總理大臣 衆議院議長 參議院議長 電波管理委員會委員長 各通

## 特別委員會

### ▲豫算特別委員會

○十二月二十七日午前十一時四十分第一委員室で開議、年長の故をもつて新保福治(公)委員が委員長の職務につき、委員長の互選を行い、その結果委員長に本多吉江(愚)委員、副委員長に林謙二(民)委員を選任、次いで付託議案の審査日程を協議午前十一時五十分休憩、午後一時二十分再開、農地部、労働部及び經濟部所管の豫算内容について質疑應答があつて午後二時休憩、午後二時三十分再開、民生部、水産部、商工部及び開拓部所管の豫算内容について質疑應答があつて午後四時十五分休憩、午後四時四十分再開、林務部、土木部、建築部及び衛生部所管の豫算内容について質疑應答があつて午後五時二十分休憩午後五時三十分再開總務部及び教育委員會所管の豫算内容について質疑應答があつて付託議案に對する質疑を終了し午後八時十五分散會、

○十二月二十八日午前十一時二十五分、第一委員室にて開議、付託議案に對し委員中より各案件は原案の通り可決するが附帯決議を附することとすべき旨の意見がありその案文につき小委員會を開き、その作成した案文を



附して各案件とも原案可決に決し、一旦休憩、再會後委員長報告文を檢討し午後五時散會。

### ▲豫算特別委員長報告

私は過般設置せられました、豫算特別委員会の委員長として、ここに委員会の経過並に結果の概要につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会は、年末も押迫つて設置せられました關係上、何んとか速に結論を得べく短時日ではあります、昨日及本日の二日に亘り委員各位の異常なる努力が付託議案の審議に傾注された次第でございます。

本委員会に對する付託案件は追加算豫といひながら總額三十三億余萬圓に達する膨大な普通、特別各會計豫算とこれに關連する起債等二十二件の多きに達するものであります、これが審議の方法と致しましては、總務部外十一部並びに教育委員會を四部内に分割し、最初に農地部、勞働部、經濟部、土木部、建設部、衛生部の四部最後に總務部、出納局、教育委員會の三部の所管別に夫々四分し、順次その所管事項について委員各位と關係當局との間に活潑な質疑應答が續行され、更に本案中に含まれる二、三の重要事項につき附帶決議を附するや否やにつき熟議檢討が加えられた次第であります。

今本委員會の審議の跡を省みまするに、今次提案せられました、昭和二十六年度追加更正豫算は道一級職員並びに教職員に對する年末諸給與、及び教職員の級別推定に基く昇給昇格に伴う給與所要額の追加その他緊急を要する事業費、その他若干の行政費を含む本年度行政における最終的豫算でありまして、その内容に於て論議の重點となつたものは、豫算の執行に當りその効率化を圖つて、財政の危局に臨みあくまでも健全財政を確立し道政の運営に遺憾なきを期すべしとの論議であります。

即ち中學校教職員の定數超過並びに教職員昇給昇格に關連する級別推定問題でありまして、議會の議決權尊重と人件費増嵩による財政壓迫より如

何にして健全財政を確保し、一方議會において強くその實現を要望された諸事業の實現を期するか、の論議があつた次第でありまして、去る七月議會において議會が實現を要望した農漁村寒地住宅建設助成費、或は財政上繰延はしたが明年度繼續實施すべきものとされた産業會館、小樽短期大學等の見透し、或は教育振興のためにする定時制高校の夜間勤務手當、及び教員の僻地手当の豫算化、馬の傳賃對策、並びに貸付牛の値上りに伴う計畫頭數の確保と割當措置に關連する積極的な農業聚落の指導方針、勞働教育諮問委員會と産業教育委員會との關係、漁業條約に伴う蟹工船と流し網の早期對策、漁業基地と取締船建造促進、北海道信用保證協會の代理辯濟

競輪施設、社會保護對策、電力に對する積極的な諸對策、社會保障審議會と新生活運動、豫備隊に關連する入植者對策、營農資金返済の問題、土木事業の施行と土木現業所に於ける機械整備對策、水道施設に對する補助率の問題、札幌大の經營内容等現下道政上、緊急なる諸問題について、活潑な論議が行われた外、提出豫算の説明等において記載の不備が指摘されその改善が要望されたのであります。しかうして付託議案につき各委員より種々意見が開陳され、殊に中學校教職員の定數超過問題及び教職員の給與問題につきましては、本會議において種々論議せられたと同様の趣旨において活潑なる意見が交され、議案第二號につきましては、これらの點を附帶決議とすべきであるとされ、小委員を擧げてこれが案文を練りました結果報告書に附しました通りの附帶決議を附して原案の通り可決すること

に満場一致を以つて、決定致した次第であります。

### ▲附帶決議

今次追加豫算の審査に當り公立中學校の教職員が年度當初より定數條例を超過して任用されている違法行為が明かとなつたが斯る事實は自治行政上未だ曾つて例を得ない不祥事と言わざるを得ない。議會はこれに對し既に任用せられたる教職員の立場を考慮し定數條例の特例條例を制定し適法

性の上に立つて本豫算を議決するものである。更に高、中、小學校費に於て昇給基準を誤り豫算執行の失當の結果之を補填するため巨額な豫算が計上されているが如きは道財政の影響、現在は勿論、將來に向つて極めて甚大である。依つて本議會は教育委員會並びに知事に對し強く反省を求め左の通り嚴重に警告する。

一、教育委員會は直接教育豫算の執行責任者として斯る事態を招來したるはひつきよう議會の議決權を無視したるものと云うべく且つ道財政に重大なる影響を興えるに到つた事は洵に遺憾である。議會の議決權は飽くまで尊重し今後再び斯る事態を招くが如きことのなきを期すべきである。二、知事は教育費豫算執行上の失當を發見しながら、豫算提出前に適當なる行政措置を講ずることのなかつたことは甚だ遺憾である。健全財政を確保し且つ議會の議決權を尊重し今後再び斯る事態を招くが如きことのなきを期すべきである。

以上の如き附帶決議を附することと相成つた次第であります。

その外議案第一號の普通會計追加更正豫算、議案第三號乃至第十三號の各特別會計追加更正豫算、議案第十四號乃至第二十二號の起債議決、或は、その變更又は取消の各案件は夫々各豫算案に附帶するものでありまして、何れもその内容適當と認め原案の通り可決することと致したのであります。以上が本委員會における審査の経過及び結果の概要でありまして詳細は御手許に配付の報告書により御了承頂きたいと存じます。

これを以つて私の報告を終ります。

## 常任委員會

### ▲議會運營委員會

○十二月二十一日午前十一時三十五分議長室において開議、経過及び次のことを決して午後一時散會。

一、道行政事務並びに機構の簡素化に關する調査については、本會期中繼

續調査する旨の議決を、二十二日の本會議においてなし、總務委員長の調査経過の報告は、委員長とも打合せの上、なるべく早い機会にやること（打合せの結果休會明け劈頭にやることに決定）

二、總務部長（事務取扱）より今回提案の豫算案につき説明聴取。

三、會期は一應七日間に決定

四、議案審査のための休會、質問、議案の委員會付託等については、知事の提案説明を聴いた後の、議運において決定すること。

五、開發費豫算折衝の経過につき、議長より報告、

六、議事堂附屬建物の使用区分について説明、聴取

七、明二十二日は、午前十時より議運、午後一時より本會議を開くこと。

○十月二十二日午前十時五十五分、議長室において、開議。本日の本會議は午後零時より開會、知事の説明を聴取後、一旦休憩午後二時より議運を再開し、爾後の運營を決めることとし、午前十一時一旦休憩。

午後二時三十分再開、次のとおり決定、同二時四十分散會。

一、議題のうち議案第四十八號乃至同第五十號は本日即決すること。

二、二十三日は休會、二十四日、二十五日は時間延長しても、緊急質問及び大體質疑を終り、二十六日、二十七日は豫算特別委員會、二十八日を以つて終了の豫定で進む。

○十二月二十四日午前十時五十分議長室において開議、つぎの事項を決定同十一時二十五分一旦休憩。

一、理事者から即決希望のあつた「北海道獵區條例制定の件」は一應林務委員會に付託する。

二、本日の議事は、行政事務及び機構の簡素化についての總務委員長の中間報告を聴取後、緊急質問にはいる。質問の順序は西田信一君（自）新川

輝君（勞）池田信孝君（農）とする。

三、大體質疑の順序は次の議運で定める。

四、本日の本會議は午前十一時四十分開會する。

再開の議運は午後二時十分議長室において開議、つぎの事項を決定した

再開の議運は午後二時十分議長室において開議、つぎの事項を決定した

一、大體質疑の順序は、社會、民主、公正ク、勞農、自由、農協の順とする。

二、本日緊急質問が終つて、時間があれば、大體質疑も繼續する、時刻は一應午後六時を目やすとする。

三、道職員に支給したベース・アップの差額金を豫算議決前に支給することについては、議運としては了解はしておらないことを確認。

四、本會議は午後二時二十分より開會する。午後二時十分休憩。

午後五時五十七分、議長室において開議、つぎの事項を決し、午前六時十二分休憩。

一、本日緊急質問だけ終らす。

二、中央の情勢から北海道總合開發事業に關する要望決議を本日中に議決して、手を打たなければならぬが、目下會長會議で審議中であるから結論が出るまで暫時休憩する。

午後七時三分再開、總合開發事業に關する決議案は明二十五日午前九時より會長會議を持ち、十時までに結論を出し、直ちに本會議において決議の上、代表議員を空路上京せしめる。なお、本日はあと緊即質問一名をもつて散會することを決し、午後七時七分散會。

○十二月二十五日午前十時五十五分議長室において開議。北海道總合開發事業に關する要望決議案については、本會議中なお議員會長會議で練つた上、午後適當な機會に決議する。(上京議員は自、農、社から各一名宛) 議案第三十號は林務委員長報告の後、即決する。本日の大體質問は高田治郎君(社)土山宇三郎君(公正ク)池戸芳一君(勞農)三室光男君(自)笠井幸衛君(農協)福島新太郎君(公正ク)吉田豊吉君(自)の順により、時間は制限なし本日中に終了の豫定にて行うこと及び本會議は午前十一時半より開會のことを決し、午前十一時八分一旦休憩。午後三時四十八分再開、次のことを決して午後四時散會。

一、本會議再開後、高田議員(社)の質疑に對する理事者側の答辯  
二、つぎに北海道總合開發事業に關する要望決議案がまとまつたのでこれ

を上程、即決する

三、西田信一議員(自)より通告があるので、緊急質問の答辯に對する再質問を許す。

四、その後土山議員(公)よりの大體質疑を續行する。

○十二月二十六日午前十一時七分議長室において開議。本日の大體質疑は笠井議員(農)福島議員(公)續行し、そのあと、休憩、議運を持つこと及び本會議は午前十一時半より開會の事を決定して午前十一時二十分休憩。午後一時九分再開、岩田委員長より、先程知事不在を確認しなかつたため議事進行上支障を來たしたことにつき了解を求めたのち、つぎの事項を決定、午後一時四十五分再び休憩、

一、本日の大體質疑に吉田豊吉君(自)を加えること。

二、豫算審議のため、特別委員會を設けることを再確認、定員は一五名(自四、社三、農協三、民二、公正二、勞農一)とする。

三、昨日の三室議員(自)の質疑中、高田議員(社)の發言引用した部分につき釋明したい旨の申出ありこれを了承。

四、意思案第一號北海道主要港と本州間定期航路開設並びに國庫助成に關する意見書及び第二號、北海道の電氣通信施設増強に關する意見書を本日提案即決する。

五、會議案第一號、道行政事務並びに機構の適正化に必要な調査經費に關する件は更に検討する

六、農協黨宮本議員の土木、建築委員の辭任を承認すること。

七、本會議は午後二時より開會する

午後八時十五分再開、議案第五十五號乃至第六十六號の給與關係分について検討の結果、中學校費、雜手當は六二萬圓減を正誤表をもつて改めることを了承し、ついで本會議の運營を次のとおり決定して午後八時三十分散會。

一、諸般の報告  
二、質疑の終結、豫算特別委員會の設置につき動議を提出すること(農協笠井議員)

三、議案第一號乃至第二十九號、同第三十一號乃至四十七號、同第五十一號乃至第五十四號及び報告第一號、第二號は夫々關係委員會に付託すること。

四、意見案第一號乃至第二號は本日即決すること。

五、日程に議案第五十五號乃至六十六號を追加し、知事の提案説明聴取後本日即決すること。

六、常任委員の欠員を補充すること。(農政、衛生宮本仙松君(農))

七、十二月二十七日の日程は請願、陳情審査の件とする。

○十二月二十七日午前十一時二十五分より議長室において開議、つぎの事項を決定午後零時五分散會。

一、會議案第二號北海道職員定數條例の特例に關する條例制定の件の提案者については總務案委員會において、検討の上にて決定すること。

二、本會議の日程は、第一、請願、陳情第二、會議案第二號、第三、決議案第二號、第四、議案第六十七號より第七十一號までとする。

○十月二十八日午後一時十五分議長室において開議、時間延長のため、午後二時半本會議開會を決議し、同三十分休憩。

午後五時三分再開、爾後の本會議の運営を次の通り決して午後五時二十五分散會。

一、日程第一、は豫算案及びこれに附屬する議案

二、日程第二、は各常任委員會附託の議案  
(これは各委員長の報告を省略する)

三、日程第三、は會議案第一號  
本案上程前道行政事務並びに機構の適正化に必要な調査の繼續調査を議決する。但し本案については勞農黨が異議あるため、起立採決の方法による。

四、日程第四、は請願、第五、は陳情審査の件  
五、日程第六、は意見案第三號乃至第五號  
六、本會議は、午後五時四十分より開議

### ▲總務委員會

○十二月一日午後一時三十分、第一委員室にて開議、さきに豫算折衝のため上京した桑野委員(自)より折衝の經過について報告を求め、次いで、和寒村及び長沼村の町制施行に關し、林委員(民)及び安達委員(自)の現地調査の報告を聴取、行政機構及び事務簡素化の問題を議題とし、權限移譲に對する理事者側の意見を求むること、本廳に對する實態調査及び府縣視察に對して意見の交換を行い、本議會開會も切迫しているので中間報告との關係もあり次の通り班を編成、本廳關係の實態調査を行うことを決して午後三時五十分散會。

第一班 西田信一(自) 畑野仁郎(自) 糸川章夫(農) 太田益夫(社)  
中野定敏(社) 中山信一郎(民) 塚田庄平(勞) 各委員

第二班 安達徳太郎(自) 桑野秀治郎(自) 吉田定次郎(農) 岡田千代藏(農) 高田治郎(社) 齋藤正志(社) 林謙二(民) 伊藤弘(自)

○十二月三日正午、第二委員室にて開議、西田委員長(自)より上京中の開發費豫算折衝狀況報告があり、次で行政簡素化調査の件を議題とし、本廳關係の調査要領を中心に検討が進められ、各班毎に主査を選任、第一班は糸川章夫(農)、第二班は安達徳太郎(自)の各委員を決定、次いで調査日程を十二月三日より十二月十二日までとし、終つて、議會提案事項について法規課長よりの申出がありこれを聴取して午後一時十分散會。

○十二月十五日午前十一時三十分、第一委員室にて開議、妹背牛村町制施行に關し理事者側の説明を求め、これにより實地調査のため委員を派遣することとなり、岡田千代藏(農) 林謙二(民) 中野定敏(社) 西田信一(自)の各委員を決定した。次で、行政事務の簡素化に關する事項を議題とし、去る十二月三日より調査の本廳各部に對する調査の狀況について、糸川章夫(農) 桑野秀次郎(自) 林謙二(民) 安達徳太郎(自) 各委員より報告があり、議員の間に種々意見が交されたが、本會議に對する中間報告については文案を作成の上更に委員會において検討を加えることとし、午後一時散會。

○十二月二十日午前十一時四十分第一委員室にて開議。先ず、夕張市P・T・A連合會長その他より、教職員年末諸給與に關する陳情を聴取、次で事務機構並びに行政の簡素化に關する中間報告について意見を交換、案文を作成したが更に検討の要を認め明二十一日決定することを申合せ、併せて本會議中及び休會中も繼續調査すること並びにこれに要する經費五十萬圓の追加を委員長名を以つて會議案として提出することを決定午後二時三十分散會。

○十二月二十一日午前十一時三十五分、第一委員室にて開議、先ず全道廳職員組合、家族その他からの年末手當に關する陳情を聴取、次で事務機構並びに行政簡素化に關する中間報告文案を決定、終つて、第六回定例道議會提案の議案に關して理事側よりの申出があり説明を聴取、午後三時散會  
○十二月二十六日午後一時、第一委員室にて開議、懸案の年末手當○・四相當額支給につき理事者側との間に質疑應答がなされたが、理事者側の道職員全般に研修費として支出したい。財源は平衝交付金に求めるがこれができない場合は歳出の節約によつて欠陥を生じないようにするとの意向に對し、委員會としては、合法的支給の方法を人事委員會とも打合せなお検討したい旨を委員長より述べ、午後二時三十分散會。

○十二月二十七日午後一時、第一委員室にて開議、先ず、會議案第二號北海道職員定數條例に關する條例制定の件を議題とし、審議の結果、總務委員全員提出のことに決し、この提案説明を委員長に一任、次いで付託議案の審査に入り、議案第二十三號乃至第二十六號及び議案第三十三號はいづれも原案の通り、報告第一號は原案を承認可決とし午後一時二十五分一旦休憩、午後二時五十分再開、引き続き付託議案の審査に入り、議案第六十七號乃至第七十一號をいづれも原案可決のことに決し午後三時十五分散會。

○十二月二十七日午後三時、第二委員室にて開議、先づ委員長より公共テレビジョンの本道開設に關する意見案を本會議に上程することについて諮り異議なくそのことに決し、次で、付託請願及び陳情の審査を行い次の通り決して午後四時散會。

- 一、請願第二二二號 雨龍郡妹背牛村を町となすの件外四件採擇
- 二、請願第二六七號 灌漑排水事業を電氣ガス税の非課税對象とするの件は調査保留
- 三、陳情第二七五號 道職員年末手當支給の件外二件採擇
- 四、陳情第二四六號 豊富村字有明部落を稚内市に編入の件外一件は調査保留

### ▲文教委員會

○十二月十九日午前十一時四十分、第一委員室にて開議、先ず、さきに實施した僻すう地學校調査の狀況報告があり、次いで昭和二十七年年度豫算編成狀況、教職員年末諸給與等の交渉段階、教職員定數オーヴァ問題、及び人事委員長より知事に對して行われた○・四月支給要望等の諸問題について事情を聴取し、意見の交換を行つた。終つて、スピード、スケート世界選手權大會北海道開催について陳情を行うこととし、この爲、西川信一(自)林謙二(民)の兩委員を上京せしめることを決して午後四時三十分散會

○十二月二十六日 午後四時二十分、第一委員室にて開議、直ちに付託請願及び陳情の審査を行い、請願第二三三號俱知安高等學校教育内容の充實の件及び陳情第二四四號北海道野幌高等學校再建整備の件外四件を採擇、請願第二二九號阿寒村立阿寒高等學校を道立移管の件及び陳情第二五〇號北海道教育振興に關する件外三件は保留と決定した。次で、積雪寒冷地帯の屋内体操場の整備に關し、政府に對し強く要望することと決定、決議案を上程することとしその文案を委員長に一任した。最後に西川委員長(自)より世界スピード選手權大會本道誘致運動について報告があり午後五時散會。

### ▲水生委員會

○十二月二十一日、午前十一時二十分第二委員室で開議、第六回定例會付議の水産部追加豫算について水産部長より説明を聴取、目下建築進行中の

道立水産業協同組合講習所の條例制定については次回委員会において決定のこととし、過般より問題のリンク米制度については目下對策を考究中で明年一月中に解決したい旨水産部長より説明、次いで二十七年水産關係豫算編成方針については更に検討を加える事とし、次いで委員長より水産關係國費豫算の上京折衝經過について報告があり午後二時四十五分散會。

○十二月二十七日午前十一時十分水産部長室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査にはいり、議案第二十七號北海道水産業協同組合講習所條件制定の件を原案の通り可決、請願第二百十九號魚田開發基地（大島小島週邊沖合漁場）を松前町に設定の件外二件及び陳情第二百七十號日高支廳水産係を水産課に昇格の件を採擇、陳情第二百八十六號小手續網漁業許可の件外一件は不採擇、とし報告第二號專擇處分報告の件（海難救助施設に對する道費補助）は原案を承認可決し午後零時散會。

### ▲民生委員會

○十二月二十日、午前十一時三十分第二委員室で開議、第六回定例會付託の民生部追加豫算、釧路授産場の廢止、道内民生關係施設の内外容充實に關する構想等について民生部長より説明を聴取、次で道民生活改善運動提唱に關し、消費生活及び生産生活の面から食生活の改善、住宅の改善、生活の管理等幾多の問題について目下研究中である旨の民生部長の説明を聴取、過般民生關係豫算折衝の上京經過について委員長より詳細報告、なぞ遺族援護法案が目下審議中で、本道の特殊事情を加味されるよう厚生省其他關係に要望書を提出するため上京委員を派遣することに決し、午後一時二十分散會。

○十二月二十七日、午後一時三十分民生部長室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査にはいり、議案第三十二號北海道傷痍者授産場條例を廢止する條例を制定の件を原案の通り可決、請願第二百四十九號消費生活協同組合貸付金に關する件外一件及び、陳情第二百五十四號社會保險醫療費改訂の件外一件を採擇、次いで國民健康保險振興方途について協議、本件を意

見案として二十八日の本會議に提案することに決し、次いで、二十七年水産關係國費豫算要求について部長の説明を聴取、これに關連する上京委員三名を決定して、午後五時四十分散會。

### ▲農政委員會

○十二月二十四日午後零時四十五分、第一委員室にて開議、先づ、秋山副委員長（農）及び平野委員（公）より産米供出割當減額補正及び砂糖法制定等中央における折衝の經過について報告があり、次で付託請願及び陳情の審査を行い次の通り決定して午後二時五十五分散會。

一、請願第五十一號西足寄町に家畜保健衛生所設置の件外十一件及び陳情第二百十四號北海道畜産推進協議會に對する道費助成の件外六件を採擇  
二、請願第七十三號訓子府村に道農業試驗場北見支場設置の件及び陳情第二百四號美幌町に農業試驗場及び農業改良技術練習所設置の件外二件を保留

○十二月二十八日午後零時十分、第二委員室にて開議、直ちに付託議案の審査に入り、議案第二十九號北海道農産物検査條例の一部を改正する條例制定の件を原案の通り可決、次で、土井委員長死去に伴う委員長選任について諮り、兒玉委員（自）より圓滿に取運ぶ關係上適當な機會まで保留すべきである旨の發言あつてそのことに決し午後零時四十分散會。

### ▲衛生委員會

○十二月二十七日午後一時衛生部長室にて開議、田中委員長（自）より青森縣所在の松岡顯忠保健院視察狀況について報告、次で付託請願及び陳情の審査に入り請願第二百三十五號道立診療所を太樽村若松に設置の件外六件及び陳情第二百六十一號行政機構改革による厚生省並びに都道府縣衛生部廢止又は縮小反對の件外二件を採擇請願第二百六十三號道南理容學校設立に對し道費助成の件を調査保留としたなお陳情第二百六十一號については和平委員（勞）より趣旨は重大な問題であるから議會としても意見案として

中央に強く要望すべきである。との意見がありこれに異議なく意見案を提出することとし案文は委員長一任のことに決して午後二時二十五分散會。

### ▲商工委員會

○十二月三日午前十一時十分第一委員室にて開議、開議に先だち武内富良野商工會議所役員から、富良野、帶廣、釧路、苫小牧共催の講和記念平和博覽會開催に關する陳情、並びに小樽港運作業株式會社前川常務から、海陸運賃差調整に關する請願を聴取、この海陸運賃差調整の中央折衝には三室委員(目)を派遣することに決定、次いで電産勞組ストの對策について協議し、争議に斤入しない立前で、北海電力株式會社永田副社長から各種の事情を聴取、質疑應答の後商工委員會として、中央の關係方面、北海電力株式會社及び勞働組合に對し、早期解決を計られるよう要望することに決定して午後二時三十五分散會。

○十二月二十四日午後四時三十分第二委員室にて開議、北海道電氣通信局計畫部長から、北海道の電氣通信施設に關する現狀について説明を聴取、質疑應答の後、北海道の電氣通信施設増強に關する意見書を提出することに決定、次いで北海道主要港と本州間定期航路開設並びに國庫助成に關する意見書を提出することを決定午後五時十五分散會。

○十二月二十六日午後三時三十分開議、竹内富良野商工會議所役員から講和記念北海道平和博覽會に對する道共催と補助金交付について陳情を聴取、宮坂委員長(民)から來道中の佐々木運輸政務次官に對し、北海道主要港と本州間定期航路開設並びに國庫助成について陳情した經過について説明があり、次いで付託請願及び陳情の審査に入り、請願第二百二十二號東京都に木製品組立仕上工場並びに半加工品の販賣施設を設置貸與の件外二件、陳情第二百四十五號日高地方の電力増強の件外二件を採擇し、海陸運賃調整及び電氣通信施設の増強に關する中央折衝のため、委員を派遣することを決定午後五時散會。

○十二月二十七日午後十二時四十五分商工部長室にて開議、付託議案審査に

入り議案第二十八號北海道射撃場取締條例制定の件について質疑應答がなされ、原案の通り可決し、次いで各銀行が十二月三十日の日曜日にも平常通り營業するよう宮坂委員長(民)と樋谷商工部長が出向いて要望することに決定して午後一時十五分散會。

### ▲勞働委員會

○十二月二十六日午後十二時二十六分第二委員室にて開議、付託陳情の審査に入り、陳情第二百五十六號失業對策事業就勞者賃金増額の件外三件を採擇し午後五時十五分散會。

### ▲開拓委員

○十二月二十四日午後二時五十分、第一委員室にて開議。宮北委員長(農)より中央における昭和二十七年開拓豫算折衝の經過について報告があり、次で、市川開拓部長より昭和二十七年開拓部關係豫算についての説明を聴取、質疑應答の後午後五時四十八分散會。

○十二月二十七日午前十一時二十分、開拓部長室にて開議。直ちに付託議案及び請願並びに陳情の審査を行い。議案第四十一號乃至同第四十四號工事請負契約の締結に關する件はいずれも妥當なもの認め原案に同意可決請願第九十七號農林省關係災害復舊工事に關する道費補助の件外一件及び陳情第二百六十五號彈丸暗渠掘き機械貸與の件を採擇、請願第二百八號札の澤灌漑貯水池建設の件及び陳情第二百三十號小河川に溜池設置に對し補助金交付の件外二件を保留と決して午後零時二十分散會。

### ▲林務委員會

○十二月二十四日午後四時二十分、第一委員室にて開議、付託議案第三十號、北海道獵區條例制定の件につき慎重審議の結果、これを原案の通り可決、午後四時五十分散會

○十二月二十七日午後三時五分、林務部長室にて開議、直ちに付託議案及

び請願陳情の審査に入り、議案第三十一號北海道立林業指導所木材加工手  
敷料條例の一部を改正する條例制定の件を原案可決、請願第二百三十六號  
野村半島地區を道立公園に編入の件及び陳情第二百九十一號林業短胡大學  
設立の件を採擇、請願第五百五十二號名寄土地改良區の伐採中止、植林等應  
急工事施行の件を保留して午後三時二十分散會。

### ▲土木委員會

○十二月十三日午前十一時第一委員室にて開議、諸案件の審議に先だち次  
の陳情を聴取した。

- 一、地方費道帯廣、浦河線帶廣市地内大通間道路改良工事施行について
- 二、札幌市内北三條通りの補装工事の施行について
- 三、岩見澤三笠町桂澤間道路改修工事施行について
- 四、岩見澤停車場線の改修工事施行について
- 五、都市計畫街路整備事業施行、國道二十二號、二十八號線整備工事の施  
行、岩見澤、桂澤(三笠町)間道路の改修施行について

次いで宮津委員長(自)より、さきに道建設土木機械整備計畫に基づき豫算  
折衝を行つた経過について報告、木村土木部次長より更に細部の事項に  
ついて報告、これに對する質疑應答の後、引續き中央に對する折衝の必要  
ありとし一旦休憩。午前十一時四十五分再開、折衝のための上京委員、期  
日等に關しては本會議の経過如何によつて決定することとして直ちに、付  
託請願の審査に入り、請願第二百二十九號、劍淵村及び上士別間町村道を準  
地方費道に指定の件を採擇、正午再び休憩。午後一時二十分再開、引續き  
請願の審査に入り、請願第五百五十九號千歲町街道側溝工事施行の件外二  
十六件採擇、請願第六百六十一號町村道江部乙村十二丁目線延長並びに地方  
費道認定の件外二件を不採擇、請願第九百九十九號地方費道入舸、全市線中  
余市町地内道路切替變更の件外一件を調査保留とし、更にかねて調査保留  
中の請願を審査、請願第六百六十一號厚岸湖内眞龍地先水面埋立工事及び船入  
洲築設の件(未指定漁港)外四件を採擇、請願第四百二十二號名寄川支流ベン

ケ川を準用河川に昇格の件外九件を不採擇と決定、午後三時三十分散會。  
○十二月二十四日午前十時五十分第一委員室にて開議、直ちに付託陳情の  
審査に入り次の通り決定した。

- 一、陳情第七十七號夕張川に橋梁架設の件外十五件採擇
- 二、陳情第八十號漁港修築事業に對する道の補助率増加の件外一件は不  
採擇
- 三、陳情第九十八號大津村大津市街から、浦幌村新吉野驛間道路線を準  
地方費道に編入の件は調査保留

次いで、昭和二十六年度追加豫算の概要について理事者側の説明を聴取、  
これに對する質疑應答の後正午散會。

○十二月二十七日午後二時五十分第二委員室にて開議、直ちに付託議案の  
審査に入り、議案第三十四號乃至同四十號工事請負契約の締結に關する件  
はいづれも妥當のものとし同意可決のことに決した。次で先きに設けられ  
た建設機械整備のための小委員中、宮本委員(農)の辭任がありこの補充を  
農協黨より選任することを決定、後日の報告を待つこととし、昭和二十七  
年度土木關係豫算折衝について更に一月八日委員會を招集することを申合  
せ午後三時十分散會。

第六回定例道議會において各常任委員會に付託した請願及び陳情は次の通  
りである。

### ▲請願

付託委員會	番號	件名	請願者	審査の結果
土木	二二六	白糠町市街地より足寄驛間道路の改良 工事促進の件	白糠町長 青木金吾	
"	二二七	白糠町二股木別町間道路改良工事促進 の件	"	
"	二二八	白糠町庶路驛―二股間道路開さく及び 改良工事施行の件	"	



水産	二二九	魚田開發基地(大島小島周邊沖合漁場)を松前町に設定の件	大澤町長 本竹藏 採擇
農政	二二〇	心土耕温厩耕事業の推進方の件	全道農協組合長 藤田源一 採擇
總務	二二二	雨龍郡妹背牛村を町となすの件	妹背牛村長 徳本 採擇
商工	二二二	東京都の販賣施設を道有財産として設置の件	南三内二道家具建専務理事 庄満出 採擇
農政	二二三	東鷹栖村における馬の傳染性貧血症發生の對する措置の件	鷹栖村長 飛鷹 仁男 採擇
土木	二二四	標茶町上尾幌一阿蘇内一跡路一久著呂間町村道を準地方費道に認定の件	標茶町長 千葉軍治 採擇
商工	二二五	標茶町字虹別小水力自家用發電施設工事に對し道費助成の件	〃 採擇
總務	二二六	夕張郡長沼村を町となすの件	長沼村長 阿達 忍 採擇
農政	二二七	昭和二十六年度産米供出制當量の適正の件	全道農協組合長 會議員 藤源一 採擇
土木	二二八	中川村町村道國府十八橋及び字戸内停車場線改良工事並に獸内橋架設の件	中川村長 齋藤 吉平 採擇
文教	二二九	阿寒村立防寒高等學校を道立移管の件	阿寒村長 小村 義馬 採擇
土木	二三〇	白糠漁港改修工事施行の件	白糠町長 青木 金吾 採擇
〃	二三一	地方費河川庶路川茶路川改修の件	〃 採擇
文教	二三二	俱知安高等學校教育内容の充實の件	俱知安町長 松實 菱三 採擇
土木	二三三	香深三地部落間道路補修の件	香深町長 野村 太市 採擇
商工	二三四	海陸運賃差額調整の件	小樽商工會議所 會頭 松川喜太郎 採擇

衛生	二三五	道立診療所を太櫓村若松に設置の件	太櫓村長 南坂 清五郎 採擇
土木	二三六	準地方費道生田原、金華間の路線變更の件	生田原村長 船戸 多吉 採擇
文教	二三七	北海道私立高等學校及び中學校に對する補助増額の件	北海道私學連合會 長 林造 酒太郎 採擇
衛生	二三八	富良野町立結核療養所設置に對し補助金交付の件	富良野町長 古野 久平 採擇
林務	二三九	野村半島地區を道立公園に編入の件	別海村長 中尾 彰良 採擇
土木	二四〇	札幌市北三條道路の側溝及び舗裝工事施行の件	北二、近野 康吉 採擇
〃	二四一	札幌市北一條道路の側溝及び舗裝施行の件	大通東十一丁目 水野 外吉 採擇
衛生	二四二	昆布森村老若舞に道立診療所設置の件	昆布森村長 高橋 睦 採擇
〃	二四三	網走市に道立精神衛生相談所を設置の件	網走市長 吉川 榮吾 採擇
建築	二四四	公營住宅法に基く住宅建設に對する道費補助の件	札幌市議會議長 齋藤 忠雄 採擇
農政	二四五	北海道農業振興對策の件	全道農協組合長 會議員 藤源一 採擇
土木	二四六	準地方費道木古内一上ノ國間改修工事施行の件	上ノ國村長 澤村 才藏 採擇
衛生	二四七	上ノ國村隔離病舎設置に對し道費補助の件	〃 採擇
水産	二四八	手線漁業全廢實施の件	有珠郡伊達町漁民 代表 大友 貞助 採擇
民生	二四九	消費生活協同組合貸付金に關する件	日本製鋼所 長 星 正 採擇
農政	二五〇	乳牛及びめん羊貸付方の件	磯谷村農協組合長 福島 喜四郎 採擇

士木	二五一	ニセコ山の家に通ずる観光道路新設の件	狩太町長 高瀬 金次郎
〃	二五二	ニセコ産業並に観光道路を準地方費道に昇格の件	南尻別町長 高橋 千代吉 外一名
〃	二五三	命令航路開設方の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
農政	二五四	市町村農地委員会に對し補助金交付の件	後志地方農業委員 會連合會長 村上 清治
民生	二五五	生活保護法による生活基準額の改正並に入院患者に對する生活扶助料増額の件	國立第二療養所 白療自治會常任委員 菅原 三郎 釧路地方綜合開發 促進期成會々々長 外一名
土木	二五六	釧路地方土木施設完備の件	釧路地方綜合開發 促進期成會々々長 外一名
〃	二五七	準地方費道茂尻砂川線を地方費道に昇格の件	砂川町長
〃	二五八	地方費河川龜田川の護岸工事施行の件	龜田村長 外一名
商工	二五九	講和記念北海道平和博覽會に對し道共催と補助金交付の件	帶廣市長探擇
衛生	二六〇	新得保健所附屬公宅設置の件	新得町長 外三名
水産	二六一	鹿部村字木別字大岩に簡易船揚場築設の件	鹿部村長探擇
土木	二六二	地方費道戸井函館線中函館市鮫川湯倉湯川根崎の各町間擴張の件	函館市長
衛生	二六三	道南理容學校設立に對し道費助成の件	函館理容師會會長 外十一名
〃	二六四	上士幌村居邊原野に道立診療所設置の件	上士幌村長 外一名
農政	二六五	水害緊急対策の件	留萌支廳管内町村 會々々長
總務	二六六	道南地方の電源開發促進の件	道南電源開發促進 期成會々々長

〃	二六七	灌漑排水事業を電氣ガス税の非課税對象とするの件	北海道土地改良協 會々々長 外二十名
開拓	二六八	團體營灌漑施設改良工事に道費補助の件	〃 外十五名探擇
總務	二六九	テレビジョン放送の本道急速實現の件	放送教育研究北海 道連盟理事長 外一名
農政	二七〇	日本農業機械大博覽會開催に對する援助方の件	北海道農機具協會 々々長
土木	二七一	準地方費道上磯湯川線改良並びに補修工事施行の件	龜田村長
文教	二七二	教職員待遇改善の件	小樽市議會議長
土木	二七三	忠類村北十一線道新設の件	忠類村長
〃	二七四	忠類、中富線間道路補修工事施行の件	〃
〃	二七五	忠類村豊頃村間道路を地方費道に昇格の件	〃
〃	二七六	音調津川築堤工事施行の件	廣尾町長 外一名
民生	二七七	國立北海道札幌病院に入院中の生活扶助患者の救護に關する件	國立札幌病院患者 自治會々々長 探擇
文教	二七八	札幌市高等學校の新設及び整備擴充の件	札幌市父母と先生 の會々々長
衛生	二七九	國立病院療養所の地方移譲反對の件	國立札幌病院患者 自治會々々長
土木	二八〇	池田町別橋を永久橋として架設の件	池田町長
〃	二八一	幌内川改修工事施行の件	納内村長
〃	二八二	國道二十七號線の舗裝及側溝工事促進の件	札幌市議會議長

▲陳情

委員	付託	番	件	名	陳	情	者	結	果
衛生	二八三	地方改道札幌稚内線の側溝及び舗装工事促進の件	札幌市議會議長						
商工	二八四	元日本セメント株式會社士別工場操業開始促進の件	士別町長						
土木	二八五	小樽市朝里地區簡易水道敷設工事に對し補助金交付の件	小樽市朝里地區住民代表						
商工	二四五	日高地方の電力増強の件	日高町村會長 崎崎敏雄 外二名	採擇					
總務	二四六	豊富村字有明部落を稚内市に編入の件	豊富村字有明部落 横山榮次	採擇					
農政	二四七	園藝農業綜合指導試驗機關設立の件	指導連合會長 松本六太郎 外一名	採擇					
文教	二四八	北海道野幌高等學校再建整備の件	應別村新登川小學 校則野田勇	採擇					
農政	二四九	農業試驗場北見支場移轉に關する件	北見地方農業協同 組合長 木村武	採擇					
文教	二五〇	北海道教育振興に關する件	砂川町PTA會長 川口常一	採擇					
土木	二五一	定期命令航路設定の件	小樽市議會議長 岩谷壽衛 外一名	採擇					
商工	二五二	燐房用石炭の値下げに關する件	採擇						
〃	二五三	燐房用石炭確保の件	採擇						
民生	二五四	社會保險醫療費改訂の件	北海道醫師會々長 中川論 採擇						
開拓	二五五	土地改良技術員設置費に對し道費助成の件	幌向農協組會長 本間篤太郎	採擇					

勞働	二五六	失業對策事業就勞者賃金増額の件	旭川市議會議長 花輪武平	採擇					
〃	二五七	知識層失業對策事業計畫確立の件	〃	採擇					
農政	二五八	心土混層耕事業用機械貸與の件	北海道耕土改良協 會々長 松本六太郎	採擇					
建築	二五九	公營住宅法に基く住宅建設に對する道費補助の件	小樽市議會議長 岩谷壽衛	採擇					
文教	二六〇	中小學校教職員採用停止の枠撤廢の件	〃	採擇					
衛生	二六一	行政機構改革による厚生省並に都道府縣衛生部の廢止又は縮少反對の件	北海道食糧連會 山口親	採擇					
文教	二六二	高等學校道立移管による經營費負擔金特免の件	釧路町長 米澤鶴松 外三名	採擇					
衛生	二六三	人工妊娠中絶審査手数料の軽減に關する件	北海道醫師會々長 中川論	採擇					
總務	二六四	事業稅課稅標準查定の件	東北北海道商工會議 所協議會	採擇					
開拓	二六五	彈丸暗渠掘さく機貸與の件	八雲町農協組々合 長 橋野直次	採擇					
〃	二六六	水源涵養森林地域内に開拓農家人殖計畫に對し反對の件	小樽市議會議長 岩谷壽衛	採擇					
農政	二六七	北海道所有の耕土改良機械施設類を道生産農協連に一括貸與方の件	道生産連會々長理事 松本六太郎	採擇					
〃	二六八	道立家畜人工授精所の運營の件	道指導連會々長理事 松本六太郎 外三名	採擇					
民生	二六九	市町村消防水利施設に對し道費補助の件	北海道市長會長 高田富興	採擇					
水産	二七〇	日高支廳水産係を水産課に昇格の件	沙流郡門別漁協組 會長 矢田與之助	採擇					
文教	二七一	岩見澤東及び西高學校學級増加の件	岩見澤地區高學校學 級增加促進期成會々 長 山正雄 外二名	採擇					

衛生	二七二	道立壽都病院本館増築に關する件	壽都町長 種谷 徳太郎 外八名	採擇
民生	二七三	社會保險危機對策の件	全北海道労働組合 協議會議長 石坂常次 外一名	採擇
土木	二七四	鐵道石勝線(假稱)の新設實施の件	北海道市長會々長 高山 富興	採擇
總務	二七五	道職員年末手当支給の件	全道廳職員組合中 央執行委員長 岡山成則	採擇
文教	二七六	道職員年末手当其の他給與増額及び定員の増加に關する件	北海道中學校長會 會長 伊坂 員維	採擇
農政	二七七	酸性土壤改良用石灰の増産の件	雄別町農協組合長 理事 眞田 幸八	採擇
商工	二七八	北海道信用保證協強化對策の件	北海道信用保證協 會會長 廣瀬 經一	採擇
文教	二七九	六三制實施による中學校整備補助豫算の繰上りの件	釧路市町村議會議 長會々長 古道直治	採擇
勞働	二八〇	釧路市海員會館新設に對し道費補助の件	釧路市長 佐熊 宏平	採擇
商工	二八一	道南雷開發促進の件	道南雷開發期成 會々長 宗藤 大陸	採擇
文教	二八二	學校給食費の國庫負擔の件	釧路市町村議會議 長會々長 古道直治	採擇
勞働	二八三	小樽市労働會館設立に對し道費補助の件	小樽市長 安達 與五郎	採擇
總務	二八四	和寒村町制施行の件	和寒村長 南雲 源一郎	採擇
文教	二八五	北海道大樹高等學校を道立移管の件	大樹町長 高橋 新市	採擇
水産	二八六	小手繰網漁業許可の件	廣尾町漁民代表 鶴澤 幸雄	採擇
商工	二八七	更別村白家用小水力發電施設費に對する補助金交付の件	更別村聯合開發促進期成會々長 外二名	採擇

土木	二八八	鞍内上札内間道路改良工事施行の件	更別村長 外六名	採擇
總務	二八九	財團法人クラーク及び宮部獎學會に對し道費助成の件	北海道大學長	採擇
土木	二九〇	町村道幌延―雄信内間道路準地方費道外格の件	幌延村議會議長 外一名	採擇
林務	二九一	林業短期大學設立の件	北海道林業短期大學 學設定期成會委員長 外一四名	採擇
水産	二九二	小型機船底曳網漁業處理要綱及び小型機船底曳網漁業取締規則案に特例設定の件	増毛小手繰網組合 會長 外一名	採擇
衛生	二九三	道立夕張結核療養所建設第二次増築工事費に對する豫算措置の件	道立夕張結核療養所設置期成會々長 外一名	採擇
土木	二九四	町村道東七丁目線改良工事施行の件	納内村長	採擇
農政	二九五	市町村農業委員會運営經費の件	農業委員會北海道 連合會々長	採擇
勞働	二九六	労働會館並に海員會館に對し道費補助の件	北海道労働會館連 合會々長 小樽市長	採擇

第六回定例道議會において採否決定した請願及び陳情(いずれも前回より調査保留のもの)は次の通りである。

▲請願

員託委	番號	名	請願者	審査の結果
土木	四二	名寄川支流ベンケ川を準用河川に昇格の件	下川町長	不採擇
〃	六一	厚岸湖内假置地先水面埋立工事及び船入湖築設の件	厚岸町長	採擇
〃	六三	町村道齒舞温根元間を準地方費道外格の件	根室町長	採擇
〃	七二	伊達町字有珠所在道路占用料の件	赤羽根長三郎	不採擇 外十一名

土	七九	永山通地内地方費道の側溝工事の件	川築バルブ工業旭工場長 外三六名	採擇
〃	八二	厚岸港修築第二期工事施行の件	厚岸町長	採擇
〃	九九	幌別町登別温泉間通學道路改良工事施行の件	幌別町長	採擇
〃	一〇〇	幌別町富士鐵社老街より幌別小・中學校間直線道路新設の件	〃	採擇
〃	一〇二	幌別町上野別學田道路改良工事施行の件	〃	採擇
〃	一〇七	夕張川に橋梁(圓山橋)架設の件	夕張川圓山橋架橋促進期成連合會長 外五七名	採擇
〃	一二九	劍淵村及び上士別間町村道を準地方費道として指定の件	劍淵村長 外二名	採擇
〃	一三三	冬期間自動車輸送道路確保に要する除雪機械購入及び設備に對し道費助成の件	旭川地方道路運送協會々長	採擇
〃	一三九	厚岸本町―眞龍町間に橋梁架設の件	厚岸町長	採擇
〃	一四〇	厚岸港護岸災害復舊工事に對し補助交付の件	〃	採擇
〃	一四七	地方費による道路變更開さくの件	堀川淺治 外一七三名	採擇
〃	一五九	千歳町街道路側溝工事施行の件	千歳町長 外一名	採擇
〃	一六〇	香深村差閉知床間道路設定に對し道費補助の件	香深村長	採擇
〃	一六一	町村道江部乙村十二丁目線延長並に地方費道認定の件	江部乙村長	不採擇
〃	一六二	江部乙村雨龍村間石狩川に架設方の件	〃	採擇
〃	一六三	町村道釧路村野―阿歷内線改良工事に對し道費補助の件	釧路村長	採擇

〃	一六四	苫前驛から苫前船入湖に至る町村道を地方費道に認定の件	苫前町長	採擇
〃	一六五	天鹽町雄信内川切替工事施行の件	天鹽町長	採擇
〃	一六六	雨龍川筋妹青牛村地内字千秋早川地先に護岸並に築堤工事施行の件	妹青牛村水防組合 第九支部代表者	採擇
〃	一六七	留萌市の水害による復舊工事に對し補助の件	留萌市長	採擇
〃	一六八	小平村小平翠川治水工事促進の件	小平村長	採擇
〃	一六九	小平村市街地護岸海岸復舊工事施行の件	〃	採擇
〃	一七〇	留萌安業線道路延長補助工事施行の件	〃	採擇
〃	一七一	準地方費道秩父別妹青牛停車場線補修工事施行の件	妹青牛村長	採擇
〃	一七二	準地方費道妹青牛市街道路側溝開さくの件	〃	採擇
〃	一七五	常呂町常呂港より陸別市街間道路を地方費道認定の件	北見市長	採擇
〃	一七六	鹿部村小漁港擴張工事施行の件	鹿部村長	採擇
〃	一八〇	芽室町新生橋を永久橋として架設工事施行の件	芽室町長	採擇
〃	一八一	準地方費道幕別芽室線芽室市街地内側溝繕繕工事施行の件	〃	採擇
〃	一八二	準地方費河川芽室川美生川災害防止工事施行の件	〃	採擇
〃	一八三	準地方費道幕別芽室線芽室町坂の土地改良工事施行の件	〃	採擇
〃	一八四	準地方費道芽室町美生御影停車場線改良工事施行の件	〃	採擇

土木	付託委員	番號	件名	陳情者	審査の結果
土木	六〇	熊石村泊川港築設の件	熊石村外一名	熊石村外一名	不採擇
土木	一八五	準地方費道東瓜森芽室線改良工事施行の件	〃	〃	〃
土木	一九五	町村道御影―高島間路線を準地方費道に昇格の件	〃	音更村長	不採擇
土木	一九六	災害復舊工事に關する件	〃	後志支應管内町村會々長	採擇
土木	一九八	後志沿岸道路の急速整備及び地方費道路並に側溝補修の件	〃	〃	〃
土木	二〇六	町村道太田―門間間を準地方費道に認定の件	〃	太田村長	〃
土木	二〇九	幾春別川左岸岩見澤市―三笠町桂澤間道路改修工事施行の件	〃	三笠町外一名	〃
土木	二一〇	準地方費道萬字炭山岩見澤停車場線補修工事施行の件	〃	岩見澤市助役外三名	〃
土木	二一三	上ノ國村木ノ子中須田間道路開さくの件	〃	上ノ國村長	〃
土木	二一五	準地方費道函館尾札部間道路改良工事施行の件	〃	尾札部外一名	〃
農政	五一	西足寄町に家畜保健衛生所設置の件	〃	西足寄外二名	〃
農政	一一六	山仁町に家畜保健衛生所設置の件	〃	山仁町長	〃
農政	一一七	白糖村に家畜保健衛生所設置の件	〃	白糖村長	〃
農政	一二三	本別町に家畜保健衛生所設置の件	〃	本別町長	〃
農政	一八六	農業委員會交付金の増額交付の件	〃	後志支應管内町村會々長	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二一八	厚岸漁港整備計畫を道綜合開發第一次計畫に編入の件	〃	厚岸町長	〃
〃	一九七	村道トマム原野本線道路改良工事に對し國庫補助金交付の件	〃	〃	〃
〃	一九六	留邊蘆―阿寒湖畔間準地方費道改良工事施行の件	〃	〃	〃
〃	一九五	地方費道帶廣―網走線中西足寄町字大樂地陸別市街間道路改良工事施行の件	〃	陸別村長	〃
〃	一九四	音更村音更橋を永久橋に架替の件	〃	音更村長	〃
〃	一九三	音更村蓬來橋を永久橋に架替の件	〃	音更村長	〃
〃	一九一	町村道歌登村上幌別十二線―常盤村字吹來市街地間を準地方費道に昇格の件	〃	歌登村長	〃
〃	一八八	準地方費道香深―船泊間道路改良工事施行の件	〃	〃	〃
〃	一八七	船泊村終點(村役場下)より木船泊驛間の村道を準地方費道に編入の件	〃	船泊村長	〃
〃	一八五	音別川防災工事施行の件	〃	音別村長	採擇
〃	一八〇	漁港修築事業に對する道の補助率増加の件	〃	漁港協會々長	不採擇
〃	一七七	夕張川に橋架設の件	〃	山仁村長	採擇
〃	一四七	篠路村福移及び常別太を流れる石狩川に架橋の件	〃	篠路村外三名	不採擇
〃	一四五	本別町開拓橋架替工事施行の件	〃	本別町長	採擇
〃	九八	津別町キケン原野道路を地方費道に編入の件	〃	津別町外一名	〃
〃	六一	熊石村關内港築設の件	〃	〃	〃

〃	一七九	上士幌村に家畜保健衛生所設置の件	上士幌村外一名長
〃	一七〇	耕土改良用機械貸與方の件	日高生産農業協同組合連合會々々長
農政	一一四	北海道畜産推進協議會に對する道費助成の件	北海道畜産推進協議會々々長
〃	二三五	雷電道路開さく工事施行の件	〃
〃	二三四	尻別川河口改修工事施行の件	〃
土木	二三三	尻別川右岸道路改修工事實施の件	磯谷村外一名長探擇
〃	二三一	雷電觀光道路改良工事施行の件	磯谷村外一名長

備考「審査の結果」欄空白のものは、審査未了及び保留のものである。

# 會 合

# 資 料

## 全國都道府縣議會議長會事務局參與會

○十二月十日東京都議會議事堂において開催、左記の事項を協議決定した  
 一、第五回全國都道府縣議會議員研修會の計畫について調査事務擔當職員を對象として一月中旬、東京都において、庶務事務關係は、二月上旬同じく東京都においてそれぞれ開催のことに決定。  
 二、特殊専門圖書館協議會(假稱)設立計畫についてまず縦の連絡機關としての、地方議會圖書室研究會(假稱)設置の機運にもつてゆくよう各ブロック内で連絡協議することに決定。

## 一道北部七縣議會議事局長連絡協議會

○十二月六日より三日間岩手縣議會議事堂において開催、左記事項を協議  
 次回開催地を福島縣に決定散會した。  
 一、局内各課長及び事務擔當者打合會開催について。  
 一、機關誌「地方議會(假稱)」の發刊について。  
 一、縣外よりの視察者に対する接遇について。  
 一、都道府縣議會議員研修會の結果について。  
 一、議會閉會中における費用辨償支給について。  
 一、請願、陳情の調査について。  
 なお各縣より提出の懇談事項につき種々意見、情報の交換があつた。

## 第十二回國會提出法律(案)經過調並びに 成立法律の解説

### 經 過 調

#### ○内閣提出

解説 番號	提出 番號	件 名	成立月日	公 佈
五四	一	國有鐵道運賃法の一部を改正する法律	一〇、三二一〇、三一	二五七
一〇	二	日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律	一〇、三〇一一、一三	二六〇
二九	三	日本輸出銀行法の一部を改正する法律	一一、一二二二、三	二九〇
四六	四	漁業法の一部を改正する法律	一一、二二二二、一五	三〇九
一七	五	連合國財産補償法	一一、一八一、二六	二六四
五九	六	電信電話料金法の一部を改正する法律	一〇、三二二〇、三一	二五六
一五	七	會社利益配當等臨時措置法を廢止する法律	一一、一五一、二四	二六二
五六	八	郵便法の一部を改正する法律	一〇、三二二〇、三一	二五四
五七	九	郵便爲替法の一部を改正する法律	〃	二五五
二二	一〇	所得税法の臨時特例に關する法律	一一、二八一、三〇	二七三



一六	一一	財産税法の一部を改正する法律	一一、一六一、二六	二六三
二二	一二	法人税法の一部を改正する法律	一一、二八一、三〇	二七四
三一	一三	一般會計の歳入の財源に充てたるた めの資金運用部特別會計からする 繰入金に關する法律	一一、一六一、五	二九三
〃	一四	在外公館等借入金金の返済の實施に 關する法律	兩院繼續	
三〇	一五	國民金融公庫法の一部を改正する 法律	一一、一二二、三	二九一
一九	一六	外國爲替資金特別會計法の一部を 改正する法律	一一、二二二、二八	二六六
三四	一七	米國對日援助物資等處理特別會計 法の一部を改正する法律	一一、一六一、五	二九六
五	一八	行政機關職員定員法の一部を改正 する法律	一一、三〇二、六	二九七
二四	一九	昭和二十六年度における國家公務 員に對する年末手當の額の特例に 關する法律	一一、二八一、一	二八四
一二	二〇	外務省設置法	一一、二六一、一	二八六
二〇	二二	關税法等の一部を改正する法律	一一、二六一、二九	二七一
五二	二二	輸出信用保險法の一部を改正する 法律	〃	一一、三〇
四五	二三	農林漁業組合再整備法の一部を 改正する法律	一一、二二二、二九	二七
一四	二四	國家公務員等の旅費に關する法律 の一部を改正する法律	一一、一七一、二四	二六一
三三	二五	農業共済再保險特別會計における 家畜再保險金の支拂財源に充てる ための一般會計からする繰入金に 關する法律	一一、二二二、五	二九五

七	四〇	檢察官の俸給等に關する法律の一 部を改正する法律	一一、二九二、三〇	二八〇
七	三九	裁判官の報酬等に關する法律の一 部を改正する法律	一一、二八一、三〇	二七九
三八	三八	損害保険料率算出團體に關する法 律の一部を改正する法律	一一、一七一	三〇五
三七	三七	保險業法の一部を改正する法律	一一、一六一、一〇	三〇四
五一	三六	中小企業信用保險法の一部を改正 する法律	一一、二六一、三〇	二七五
二六	三五	物品税法の一部を改正する法律	一一、二八一、三	二八七
五五	三四	日本國有鐵道法の一部を改正する 法律	一一、二九二、三	二九二
二七	三三	日本專賣公社法の一部を改正する 法律	一一、二九二、三	二八八
三五	三二	國家公務員等に對する退職手當の 臨時措置に關する法律の一部を改 正する法律	一一、三〇二、六	三〇〇
四七	三一	繭糸價格安定法	一一、二七二、一七	三一〇
三三	三〇	食糧管理特別會計の歳入不足を補 てんするための一般會計からする 繰入金に關する法律の一部を改正 する法律	一一、二九二、五	二九四
四	二九	地方財政平衡交付金法の一部を改 正する法律	一一、二六一、二九	二七〇
一一	二八	旅券法	一一、一七一、二八	二六七
三	二七	地方税法の一部を改正する法律	一一、二六一、二九	二六九
六〇	二六	一般職の職員に關する法律 の一部を改正する法律	一一、二八一、三〇	二七八

九	四一	裁判所職員臨時措置法	〃	〃	二二、六	二九八
八	四二	裁判所職員定員法等の一部を改正する法律	〃	〃	二二、六	二九八
四八	四三	系價安定特別會計法	二一、二八	二二、一七	三一一	三一一
一三	四四	學校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲渡並びにこれに伴う財政措置に關する法律	一一、二二	二二、六	三〇一	三〇一
二三	四五	特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律	一一、二八	二一、三〇	二七七	二七七
二	四六	公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令の規定による懲罰等に関する指定の解除に關する法律	一一、二二	二一、二九	二六八	二六八
二八	四七	海外貨債處理法による借換濟外貨債の證券の一部の有効化等に關する法律	〃	二二、三	二八九	二八九
四〇	四八	昭和二十六年度における給與の改正に伴う國家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律	〃	二二、一五	三〇八	三〇八
三九	四九	賃令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に關する法律	一一、二二	二二、一五	三〇七	三〇七
〃	五〇	小型機船底びき網漁業整理特別措置法	兩院繼續			
三六	五一	租稅特別措置法の一部を改正する法律	一一、二九	二二、八	三〇三	三〇三
六	五二	恩給法の一部を改正する法律	〃	二二、一五	三〇六	三〇六
〃	五三	財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律	參院繼續			
五八	五四	郵便振替貯金法の一部を改正する法律	一一、二九			

○衆議院提出

解説 番號	提出 番號	件名	成立月日	月	公	日	法律番號
四四	一	診療所における同一患者の收容時間の制限に關する醫療法の特例に關する法律	一一、七一	一一、一二	二五九		二五九
五三	二	商工組合中央金庫法の一部を改正する法律	一一、二九	一二、七	三〇二		三〇二
一	三	國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律の一部を改正する法律	〃	一一、三〇	二七六		二七六
四一	四	博物館法	一一、二六	一二、一	二八五		二八五
四九	五	漁港法の一部を改正する法律	〃	一二、一七	三一一		三一一
五〇	六	水産資源保護法	一一、三〇	一二、一七	三一一		三一一
〃	七	企業合理化促進法	兩院繼續				
〃	八	眞珠養殖事業法	〃				

○參議員提出

解説 番號	提出 番號	件名	成立月日	月	公	日	法律番號
四三	一	保健婦、助産婦、看護婦法等の一部を改正する法律	一一、一一	一二、六	二五八		二五八
二五	二	未復員者給與法等の一部を改正する法律	一一、二七	一二、二	二八六		二八六
四二	三	文化財保護法の一部を改正する法律	一一、二六	一二、二四	三一八		三一八

第十回國會提出繼續法律經過

○内閣提出

解説 番號	提出 番號	件名	成立月日	公 日	布 法律番號
—	八二	公立大學管理法	兩院繼續		
—	八三	國立大學管理法	—		
—	八四	國立大學管理法及び公立大學管理 法の施行に伴う關係法律の整理に 關する法律	—		
—	一三九	會社更生法	參院繼續		
—	一四一	破産法及び和議法の一部を改正す る法律	—		
一八 一六〇	—	租税特別措置法の一部を改正する 法律	—	二、三、二一、二七	二六五

○衆議院提出

解説 番號	提出 番號	件名	成立月日	公 日	布 法律番號
—	二三	農林中央金庫法の一部を改正する 法律	兩院繼續		
—	四七	裁判所侮辱制裁法	—		
—	五六	戦時中政府が買収した鐵道の譲渡 に關する法律	—		
—	七〇	ハイアライ競技法	—		

○參議院提出

解説 番號	提出 番號	件名	成立月日	公 日	布 法律番號
—	四	水産省設置法	兩院繼續		
—	五	水産省設置法の施行に伴う關係法 令の整理に關する法律	—		
—	一七	利根川開發法	—		
—	二五	北上川開發法	—		
—	二六	戦傷病者等對策審議會設置法	—		

第十二回國會成立法律の解説

國會關係

一、國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律の一部を改正する法律

今回内閣總理大臣初め國家公務員の給與が改正されたのと、郵便料金等の改正に對して改正されたものである。

改正の主なる點は

議員歳費については議長 八萬圓、副議長 六萬四千圓、議員 五萬七千圓、議員秘書 一萬三千五百圓、又通信費は月五千圓とする。

なほ歳費及び秘書の給料の増額は本年十月一日から、又通信費の増額は本年十一月一日から適用することとした。

總理府關係

## 二、公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令の規定による 覺書該當者の指定の解除に關する法律

覺書該當者の指定の解除は從來數次にわたり行われ、特に今年六月の昭和二十二年勅令第一號の改正により、指定が公正を欠くと認められたものについては、内閣總理大臣が指定を取消し得ることになり、十月三十一日をもつて、十九萬三千餘名の覺書該當者中十七萬七千餘名に對して指定の取消しが行われた。本法は、まだその解除を受けたい約一萬八千名に對して指定解除に關する訴願の道を開き、陳述の機會を與えんとするものである。しかし、指定解除の措置は十分慎重を期すべきであり、特に諮問機關を設け、内閣總理大臣の任命にかかる七人以内の學識經驗者の委員をもつて構成する公職資格訴願審査會を總理府の附屬機關とし、かつ議事方法についても定足數をもうける等特別の考慮が拂われた。

## 三、地方税法の一部を改正する法律

現行の地方税法は、地方財政の自主權を強化擴充し、住民の税負擔を合理化することを目標として、地方税制の上に畫期的、抜本的な改革を加えようとしたものであるが、その後の推移により地方財政が全體として一層の窮乏を加え、且つ團體相互間の不均衡を深め、同法の所期した目的とは、甚しく異つた結果を招來している。かくの如き事情より同法に對する全面的再檢討の必要が各方面から叫ばれ、差當り必要最少限度の改正を加えたものである。改正の主な點を上げれば

(1) 市町村民税の法人税調及び法人の事業税の徴收を、納税者の申告に基き、その税額の二分の一以内の額について、三カ月を限度として猶豫することとした。これは最近における金融及び取引の實情にかんがみ、徴收の圓滑を期するため、法人税法の改正に準じた取扱いをすることとしたものである。

(2) 附加價值税に關しては、その課税標準の算定につき、加算法を採用することの届出、青色申告書により申告することの承認申請等の期限を一應來年三月三十一日まで延期する措置をとつたことである。その趣旨は附加價值税の施行については、慎重な検討を要するとして、施行に關する結論を得るまでの混亂を避けるためである。

(3) 來年度の固定資産税にかかる固定資産の評價決定の期限を四カ月間延期して六月末日までとし、それまでの間は、本年度分の課税標準に基いて假徴收することとした。これは固定資産の適正な評價がきわめて困難である實情にかんがみ、調査の價

重を期せようとする趣旨である。

## 四、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

本法は、地方財政平衡交付金額の算定の基礎に用いた數に錯誤があつたことを發見した場合における必要な調整を、現行法よりも更に合理的かつ簡易に出来るように規定の整備をはかつたものである。

## 五、行政機關職員定員法の一部を改正する法律

本法は戦時から戦後に引續き複雑膨大となつた行政を簡素化し、現下の我が國力にふさわしい行政體制を樹立すべきであること云々の下に、一昨年相當規模の行政整理を實施して來たが、今日に於ても行政機關職員定員だけでもなお八十九萬人を超えており、戦前に比較すると非常な膨脹であり、殊に、平和條約の實施を控えて經濟上の自立を達成するためにできる限りの行政費の節約と行政事務の簡素化を圖ることを目的としたものであるが、この難航した定員法審議の經過の概要を述べると

政令諮問委員會で行政機構改革の答申を出した際に、國家公務員について整理可能な定員人員は、約一八七、〇〇〇人であつた。これを基として政府が行政簡素化本部を設けて作成した人員整理は、一二〇、〇九九人で、舊定員八九〇、六五五人に對し八七、九一五人の減即ち約九・九%の減ということになる。この定員法改正法律は主食の統制撤廢を前提としていたが、その附則には、總司令部當局との折衝の結果、主食の統制が若し來年四月一日までに撤廢されない場合は、政令で定めるところにより農林省の食糧廳に七、九六一人以内の定員を増加できるという規定が置かれていた。この改正法律は十月末來朝したドッジ氏との交渉で十一月七日米穀統制撤廢の延期となり、その結果、農林省食糧廳などの人員整理を改訂することとなり、七、九六一人を復活し、又連綿省の船用來關係の事務に従事する職員及び、勞働省の勞務加配來關係の事務に従事する職員について、夫々、二〇〇人、及び九七九人を復活し三者合計九、一四〇人の整理人員が復活修正されて十一月十三日衆議院を通過したが、參議院に於て米穀統制撤廢の外、石油統制の撤廢、國營競馬の廢止等、未だ政策の決定していないものを前提として成案されたもので、合理性を欠くという點が指摘され、最後の折衷案として、一八、六四八人の復活を見た。また、整理による退職者に對しては事前及び事後の救濟制度を適用しないことにするという附則の條項を削除した。かくして衆議院で復活した九、一四〇人を加えると合計二七、七八八人が復活したことに

なり、今回の整理後の定員は八三〇、五二八人と舊定員に比し、六〇、一二七人約七%弱の整理率であるが

論議の焦點を拾つて見ると

(1) 今回の整理に於ては人員整理を先にして機構の改革を後にするのは不合理である

(2) 米、石油、競馬の事務について實體法の改廢がないのに職員定員の整理は不合理であること

(3) 今回の人員整理は、管理事務は三割あるいは二割五分減、現業事務は五分減といふ一律の天引の整理に歸着するのではないかという點

(4) 今回の人員整理においては國家公務員法の規定してゐるところの審査請求制度を認めておらないのは、國家公務員の身分上の基本権を無視するのではないかという點

(5) 人員整理による経費の節約がどのくらいであるかという點

等の諸點であつたが、これに對し今回の行政整理は、機構の改革は行はず、人員整理のみにとどまるのであり、それは事務の簡素化、能率化により事務の整理が行われるのであつて、これに伴ふ不要となつた人員を整理するのが狙いであるから天引整理でないとする。而して、整理は主として庶務、合計、人事のごとき管理事務について行われるのであり、庶務、會計の事務は會計、法規の改廢等による事務の簡素化により、また人事事務については人事院規則等の改廢等による事務の簡素化に伴つて人員の整理が行われる。なお整理後においては、執務方法の改善等、事務能率の増進により、支障なきを期することができると、また整理を間滞に實施するため退職金については、三月末日までの退職者は一般の退職者が受ける退職金の八割増を、また四月から六月末日までの者については四割増支給されることになつており、これらの退職金については課税が特に軽減せられるということまた各主管の官廳において轉職の便宜を図ること、なお審査請求制度の認めていない點は訴願權をとり上げると整理基準を設ける必要が生じ勢い退職者が優秀でない人であるという印象を與える結果となり人員整理の趣意と反すること。更に、経費の節約額は昭和二十六年に於ては人件費、物件費の節約額よりも、退官、退職手当の支給額が多くなる關係から四十三億圓の経費増加となり、昭和二十七年に於て約百九十三億圓の節約となり、また半年度において約二百七億圓の節約になることであつた。

## 六、恩給法の一部を改正する法律

改正の主なる點を上げれば

(1) 國家公務員の俸給支給水準が本年十月一日から引上げられるに對照して、本年九月三十日以前に退職した公務員の恩給を本年十月分から増額改訂して、恩給の支給水準を統一調整しようとするものである。

(2) 普通恩給年額五萬圓以上で、恩給外の所得年額が二十五萬圓を越える多額所得者の恩給一部停止に關するもので、普通恩給の増額並びに經濟事情の推移にかんがみその基準金額をそれぞれ六萬五千圓及び三十三萬圓に引上げ、現行法のような割合で普通恩給の一部停止を行なおうとするものである。

(3) 日本専賣公社の職員の俸給の増額は、一般公務員の場合より遅れて本年四月一日から實施せられ、本年の一月から三月までの間は増額に相當する金額を一時に支給せられたのであり、この間に退職したものと及びその遺族の恩給は、本年四月一日以後に退職したものとの間不均衡を生じているので、これらの者を本年四月以後に退職した場合と同様に取扱ふことにするために所要の規定を設けた。

## 司法・法務關係

### 七、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律及び 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

政府は一般職の國家公務員の給與を改善する必要を認め、今國會に一般職の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案を提出可決されたので、裁判官及び檢察官についても、國家公務員の例にならば、その給與を改善しようとするもので、その要旨は、報酬または俸給の月額を定める別表を改正するとともに、現在もみとめられていたの特例につき改正した。改正月額の増加比率は、一般國家公務員と等しいものである。

### 八、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

本法は國家公務員の定員法の改正に對照して、裁判所職員の定員を減員するため裁判所職員定員法の一部を改正するとともに、これに關連して裁判所法の一部を改正することを目的としたものである。従來裁判官以外の裁判所職員の定員については、官

職別に定員が定められており、雇員及び傭人については、裁判所法の規定との関連において員数の定めがなく、単に豫算面で制限されておつたのを今般行政機關職員定員法と同様に雇員及び傭人をも含めて、その總員数を一括した定員法に改正せんとするものである。

### 九、裁判所職員臨時措置法

國家公務員法第一次改正附則第十一條及び去る第十國會において成立した裁判所法等の一部を改正する法律第三條によると、裁判官及び裁判官の秘書官を除いたその他の裁判所職員は現在一般職になつてゐるが、昭和二十七年一月一日以降はこれを特別職に屬する職員として取扱ひ旨を明確にし、更には裁判所職員に新たに適用すべき人事行政上の基本法を制定する必要があるが、暫定措置として一般職たる國家公務員に適用されている規定のうち、必要なるものを準用することをしたものである。

## 外務關係

### 一〇、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

今次の改正は先に政令で設置した台北外四在外事務所を法律の中に規定することと將來在外事務所を廢止する必要がある場合に、これを政令で廢止することのできるようにすること及び在外事務所の権限を擴大することの三點である。

(1) 日本政府は在外邦人の保護と、通商上の利益の増進をはかるため、未だ在外事務所を設置されていない國にも設置できるよう關係諸國と交渉した所、その承諾を得たので國會閉會中であり政令により増置したがこれを法律の中に規定した。

(2) 日本政府は在外事務所設置法第二條第三項が新に追加されたのであるが、三十箇所に及ぶ在外事務所が將來廢止すべき必要のあるときは國會閉會中且つ緊急を要する場合には政令を以て廢止できるようにした。

(3) 本年九月下旬總司令部からの覺書により、從來課せられて居たすべての制限が撤廢され、その権限について、日本政府が相手國ととりきめを締結することが許可され、それによつて在外事務所は相手國とのとりきめを締結しさえすれば外國において外務省の所掌事務を行うことができることになつた。

### 一一、旅券法

最近連合國司令部は、日本人の國外渡航に關する許可權を日本側に返還する意向が明かになり、旅券に關する二つのポツダム政令、即ち政令第十一號及び第二百八十五號を廢止するとともに、國際的に認められた旅券制度を基調とし、それにわが國固有の特殊性を適度に加味して、作成されたもので、旅券の種類を公用旅券と一般旅券との二種に區別し、更に旅券發給の手續、旅券の効力及び手数料の規定の外、北緯三十三度以南の南西諸島、その他特に外務大臣が定める地域に渡航する者に對しては、國外旅行用の旅券ではなく、當分の間政令で定めるところにより身分證明書を發給することを規定した。

### 一二、外務省設置法

平和條約の調印により、我國は近く主權國家として國際社會に復歸することとなつたが、條約發効前の現在においてもすでに關係諸外國との交渉が開始せられて居り、外交事務を整備して事務遂行に遺憾なきを期すると共に、正式の外交再開に備えて外務省の機構を改組しようとするものである。

改正の主なる點を上げれば

- (1) 内部部局の編成がえ
- (2) 特別な職の設置
- (3) 地方の連絡調整事務局の縮小
- (4) 在外公館に關する規定
- (5) 在外公館の長に對する官邸の貸與である。

## 大藏關係

### 一三、學校及び保育所の給食の用に供するミルク等の讓與並びにこれに伴う財政措置に關する法律

本法は學校及び保育所に於てミルク及び小麥等を給食の用に供するため、昭和二十六年度において當該ミルク及び小麥等を政府の負擔において買入れることとし、當該ミルク及び小麥等の讓與、引渡し及びこれに伴う財源措置について所要の規定を設け

從來米國政府の寄贈又は米國對日援助資金の支出によつてまかなわれていたのを、今後政府が財源を負擔して、本年度内の給食を繼續することとしようとするものである。

#### 一四、國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律

本法は、全權委員、全權委員代理及び首席隨員の特種性にかんがみ、これらの者に對し支給する日當、宿泊料、食卓料及び支度料の定額を改訂せんとするものときに平和條約締結のための會議に際して、應急に同趣旨を定めた所の政令を廢止しようとするものである。

#### 一五、會社利益配當等臨時措置法

終戦後我國經濟が不安定で、企業經理の内容をきわめて弱體であつた時期において利益配當を規制し、會社經理の健全化をはかることを目的としたのであるが、その後わが國の經濟は漸次安定を回復し、企業經理の内容も充實して來、又配當規制に關するこの法律の趣旨は、先般施行された改正商法によりおおむね取入れられておるのであつて、今回これを廢止しようとするものである。

#### 一六、財産税法の一部を改正する法律

財産税法は昭和二十一年十一月二十日施行されたが、本年十一月十九日以後は、財産税については課税を行うことができないことになつてゐる。しかるに、財産税の課税財産のうち賠償指定施設等については、今日まで課税を延期して來たが今日に於てもその歸屬が確定しないので、これらの財産に限り、更に今後三年間においてその歸屬が明かになつた際に課税し得ることとした。

#### 一七、連合國財産補償法

本法は平和條約第十五條の規定に基き、連合國又は連合國人が開戦時、日本國內に有して居た財産について、戦争の結果生じた損害の補償を行うために必要な事項を規定したものである。

(1) 補償の原則に關する規定については、補償を受ける主體、補償の対象となる財産及び損害の原因等について種々の制限規定を設けた。

(2) 損害額の算定に關する規定については、原則として財産を開戦時の状態に回復するために必要な金額によることになつた。

(3) 補償金の支拂い方法については、補償請求権者は、平和條約の効力發生の時から十八カ月以内に、日本政府に對し請求を行わねばならないことになつて居り、この期間に請求しないときは、請求権は放棄したものとみなされる。また我國の財政状態及び爲替状態を考慮して、補償金の支拂限度は一會計年度百億圓を限度としたことである。

#### 一八、租税特別措置法の一部を改正する法律

本法は、去る第十國會に於て衆議院を通過し、爾來參議院において繼續審議中であつたものであるが、今回參議院において原案通り可決の上、衆議院に送付されたもので衆議院においては提案趣旨の説明、質疑及び討論を省略して可決されたものである。

改正の主なる點は漁業權制度の改正に伴い漁業權等が消滅する場合に交付を受ける補償金等に對する所得税及び法人税の軽減のため資産再評價法の特例を設けた。

#### 一九、外國爲替資金特別會計法の一部を改正する法律

現在外貨資金の運営については、外國爲替管理委員會が一方的にこれに當つてゐるが、外國爲替銀行は外國に自己名義の外貨資金を保有して輸出入取引を行うことはできない。このような機構の下においては、外國爲替銀行に對し、外國爲替管理委員會にかわつて、同委員會の勘定に外貨資金を預入し、又は同勘定からの支拂いの指圖をするなどの權能を付與することが、事務の円滑な運営をはかる上に必要になつて來る。外貨資金の管理權が日本政府に委讓されて以來、實際の取扱ひにおいては、日本銀行から外國爲替銀行に再委任してゐるのであるが、現行の外國爲替資金特別會計法においては、外國爲替管理委員會の業務の委任は日本銀行に對してなし得る規定があるにとどまるので、この際日本銀行がその委任された事務の一部を、外國爲替銀行に再委任し得る旨を明定して、外國爲替資金の圓滑な運営に資しようとするものである。

#### 二〇、關稅法等の一部を改正する法律案

本法は、最近における新聞用紙の需給状況にかんがみ、昭和二十七年三月三十一日まで輸入される新聞用紙に對する輸入税を免除すると共に、日本國との平和條約の締結に伴い、關稅法、關稅定率法及び噸稅法の適用上、外國とみなす地域に關する規定を整備して、その外國とみなされた地域で生産された物品については、その地域の有する特殊性にかんがみ、當分の間輸入税を免除することとした。

## 二一、所得税法の臨時特例に關する法律

我が國經濟が朝鮮動亂と國際情勢との影響をきわめて強く受けるに至り、一方においては生計費の増嵩を通じて國民生活に影響を及ぼし、他方においては法人収益の異状な上昇を來した等、租税負擔の配分上考慮すべき問題を生じ、又本年度の租税その他の歳入において、當初豫算に比し相當多額に達する自然増収が見込まれることを考慮し、所得税の軽減、合理化を行うとともに、法人税につき若干の増徴を行おうとするものである。

主なる點を上げれば

(1) 本法は所得税に關し昭和二十六年の特例を定めんとするものであり、即ち給與所得者に對する源泉徴集については、本年十一月一日以降本年度に於て支給される給與については改正後の控除税率によることとし、八月から十月までの間の源泉徴集額の過納額は本年の年末調整において調整することとし、又申告税の所得者については、本年度分の基礎控除を三萬八千圓に、扶養控除を扶養親族三人まで一人につき一萬七千圓にそれぞれ引上げるとともに、税額の計算は、本年八月にさかのぼつて改正税率を適用したものと作成了簡易税額表によるものとした。この特例は、これを年間に換算してみると基礎控除について現行三萬圓を五萬圓に引上げ、扶養控除については、現在扶養親族一人につき一萬五千圓となつて居るのを、扶養親族三人まで一人につき二萬圓に引上げたものに相當し、税率については現行の税率適用上の階級區分の刻みをゆるやかにし、八萬圓以下百分の二十より漸次遞増して、最高二百萬圓を越える金額百分の五十五と改めたものに相當する。なお不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤勞學生控除については、現在一萬五千圓を所得から控除することとしているが今回その性質及び税額計算上の便宜を考慮してこれを税額控除に改め、年四千圓を税額から控除することとした。次に退職所得については、さらに今回その税負擔の軽減と課税の簡素化をはかるため、昭和二十七年一月一日以後支給される退職所得については、他の所得と總合せず、分別して課税し、その収入金額から十五萬圓を控除したあとの金額の半額を課税所得として一般の税率を適用することとした。なお本年中に支給される退職所得に對しては、平均課税の方式はそのままとし、控除金額を十分の一・五から十分の三に引上げ經過的に負擔の緩和をはかることとした。

## 二二、法人税法の一部を改正する法律

最近に於ける、法人収益の狀況、個人の負擔との關係等を考慮して若干の増徴をはかるとともに、法人税の圓滑な納付に資するために徴集猶豫の制度を設ける等の改正を行うのが本法の内容であり、税率については普通法人について、現行自分の三十五を二割方引上げて自分の四十二とし、昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用することとし、協同組合等の特殊法人及び公益法人の収益事業に對する税率については、その實情にかんがみ、現行税率通りにすえ置くこととした。次に新に徴集猶豫の制度を設けようというのであり、即ち、現在法人税の納期限は事業年度終了後二日以内となつて居るのを、最近の金融及び取引の實狀にかんがみ、法人税額の半額につき、現行納期限からさらに三日以内を限つて、申請によりその徴集を猶豫しようというのである。

## 二三、特別職の職員の給與に關する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給與については、從來一般職の職員との權衡をとり、その職務の内容に應じた給與が定められていたのであるが、今般一般職の職員が改訂せられることとなつたので、特別職においても一般職と同様、特別職の職員に關する法律に所要の改正を加え、給與の改訂をなすものとするものである。

改正の主なる點を上げれば

- (1) 内閣總理大臣等の給與については一般職の職員に給與改訂の權衡をばかり、同時に職務内容に應じて、俸給月額を現行の二割乃至三割程度増額した。
- (2) 首都建設委員會委員等の給與については、從來月額千八百五十圓の範圍内で支給されて居つたが、これも一般職の非常勤職員である委員、顧問、參與等と同様、月額二千二百圓に改めたことなどである。

## 二四、昭和二十六年における國家公務員に對する 年末手當の額の特別に關する法律

國家公務員に對する年末手當の額については、給與改訂を八月より實施する豫定の所、諸般の事情により不可能となつたため、それにかるものとして、今回の給與改訂額の二カ月分に相當する額として、本年度年末手當を三〇％増額すべく本年度に限つて年末手當を六割増額致し、在職期間が六カ月以上の場合には百分の八十、在職期間が三カ月以上六カ月未満の場合には百分の四十八、在職期間が三カ月未満の場合には百分の二十四としたことである。



## 二五、未復員者給與法等の一部を改正する法律

今回復員患者に對する療養期間を更に三年間延長するとともに、障害一時金を厚生年金保險法の障害手当金に準じて増額し、なほ診療費その他帳簿を検査することができることとし、療養を適正ならしめんとするものである。

## 二六、物品税法の一部を改正する法律

本法は、物品税の課税物品を米國に輸出する場合に、現行の米國關税法の規定によつて生ずる不利な状態を避けるため、物品税は課税物品の消費者が負擔する建前のものであることを規定上明確にし、これに伴い、課税物品の國內取引に於ても、製造者及び販賣者に對し物品の價格と税額とを區別して表示する等の義務を課した。

## 二七、日本專賣公社法の一部を改正する法律

本法は、今回改正された國家公務員の場合と同様に、日本專賣公社の職員が休職にされた場合における休職の期間、給與の支給額等に關する規定を整備するため、その二部を改正しようとするものである。

## 二八、舊外貨債處理法による借換濟外貨債の證券の

### 一部の有効化等に關する法律

戰時中、政府は、舊外貨債處理法によつて外貨債を邦貨債に借りかえ、また舊敵産管理法等に基づいて、海外にある外貨債に對する利拂い等は、政府の指定する勘定に圓貨をもつて拂込ませることによつて、その債務を免責する等の措置をとつて來たのであるが、これらの中には、わが國の一方的な國內措置だけで相當無理な處理がなされたと認められるものもあり、これらの不當な取扱いがなされた外貨債の効力を復活する等の措置を講じようとするものである。

## 二九、日本輸出銀行法の一部を改正する法律

先に輸出振興の重要性にかんがみ、機械輸出等いわゆるフランシス設備の輸出の仲張をはかるため、日本輸出銀行が設立されたのであるが、最近東南アジアその他の地域からのブランド輸出の引合いは、相當の額に上つており、それに伴い、日本輸出銀行の融資も漸次累増する見込みであり、ことに最近は諸種の事情により、その契約期間が漸次長期化する傾向にあり、この際日本輸出銀行の資力の充實をはかることが必要

であるため、日本輸出銀行の資本金を二十億圓増加して百七十億圓として、本年度補正豫算において二十億の追加出資をしようとするものである。

## 三〇、國民金融公庫法の一部を改正する法律

國民金融公庫は、一般の金融機關から融資を受けることを困難とする國民大衆に對して、必要な事業資金の供給を行うことを目的として、一昨年六月設立され、その後四回にわたつて増資を行つた結果、現在資本金六十億圓となつて居るのであるが、昨今公庫に對する資金需要は益々盛んで、増大する資金需用に應ずるには不十分であるため、今回その資本金を十億圓増加して七十億圓とし、本年度補正豫算において十億圓の追加出資をしようとするものである。

## 三一、一般會計の歳出の財源に充てるための資金運用

### 部特別會計からする繰入金に關する法律

資金運用部特別會計法の規定により、毎年度の決算上剰余を生じた場合には、當分の間その金額を一般會計に繰入れることになつて居る。しかし、この會計が舊大藏省預金部特別會計から引繼いだ積立金については、現在一般會計に繰入れることとなつて居らず、右の積立金額は現在八億八千八百四十萬圓余あり、今回この金額を本年度一般會計歳出補正豫算の財源に充てる必要があり、この積立金を一般會計に繰入れることができることとした。

## 三二、食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計

### からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律

本法は、今回の補正豫算に關連して、一般會計から食糧管理特別會計への繰入金の限度額を、百一億八千七百餘萬圓だけ擴張しようとするものであり、改正の主なる點を上げれば

(1) 昭和二十五年年度において麥類の共濟掛金標準率の改正に伴い、共濟掛金の消費者負擔分の増加に相當する金額一億八千七百餘萬圓を食糧管理特別會計が負擔することとなり、これを一般會計から繰入れることとする。

(2) 食糧の消費者及び生産者價格の改訂措置等に伴つて生ずる支拂資金の一時的不足額を補填するため、百億圓を一般會計から繰入れることとする。なほこの百億圓については、後日食糧管理特別會計から、豫算の定めるところにより、一般會計に繰

り戻すことになつて居る。

### 三三、農業共済再保険特別會計における家畜再保険金の支拂 財源に充てるための一般會計から繰入金に關する法律

本法の趣旨は昭和二十五年度において、農業災害補償法に基く家畜共済の對象となつて居る牛及馬について、乳牛の結核病及び牛の流行性感冒並びに馬の傳染性貧血が異狀に發生し、これが支拂い財源として二億一千三百四十萬二千九百圓の不足を生じたが、この不足金は保険料率の改訂により收支の均衡をはかるべき性質のものでなく農業災害補償制度の趣旨にかんがみ、これを一般會計からの繰入金をもつて補填しようとするものである。

### 三四、米國對日援助物資等處理特別會計法の一部を改正する法律

米國對日援助物資等處理特別會計において取扱つて居る軍拂下げ物資の對價については、従來は米國對日援助物資及び援助役務の場合のように、この會計からこれを「米國對日援助見返資金特別會計」へ繰入れることとする規定を欠いていたが、今回これを「見返資金特別會計」へ繰入れる必要が生じたのでこれに關する規定を設けた。

### 三五、國家公務員に對する退職手當の臨時措置に關する法律 の一部を改正する法律

本法は今回の行政整理により退職する國家公務員等に對する退職手當を増額するとともに、本年内の退職者についても、支拂いが明年一月一日以降になる場合には、これらの退職所得に對する課税の軽減措置の適用を受け得るようにしようとするものである。

### 三六、租税特別措置法の一部を改正する法律

本法は、最近に於ける經濟狀勢の急激な變轉にかんがみ、企業の有するたなおろし資産又は有價證券について新たに價格變動準備金制度を創設して、これらの資産の價格の低落による損失に備へることとするほか、土地區畫整理等があつた場合に於ける課税の特別を設けた。その内容の主なる點は

(1) 青色申告をして居る法人及び個人の有するたなおろし資産及び有價證券について價格に變動が生じた場合、その一割以内の差額を價格變動準備金勘定に繰入れたとき

には、その繰入額を税法上の損金又は必要經費とすることを認めた。

(2) 土地區劃整理又は土地改良事業による換地處分又は交換により清算金を取得した場合、再評價税のみを課税し、所得税及び法人税は課税しないこと。

(3) 信託會社が引受けた證券投資信託の信託財産たる株式については、所得税法の臨時條例に關する法律の第十九條第一項及び第二項の規定、すなはち源泉徴集の規定を適用しないこととした。

### 三七、保險業法の一部を改正する法律

本法は、損害保險の圓滑なる引受けを確保するため、海上保險事業に關する共同行為及びその他の損害保險事業に關する一定の共同行為については、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律及び事業者團體法の適用を排除することとし、これに伴い保險契約者の利益を保護し、私的獨占禁止法等の規定の趣旨が不當に侵害されることを防止するための必要な措置を講じようとするものである。

### 三八、損害保險料率算出團體に關する法律の一部を改正する法律

損害保險料率算出團體については、現在獨占禁止法及び事業者團體法の適用が排除されて居るが、料率團體の算出した保險料率は、會員たる損害保險會社を拘束し得ないものとされて居る。このような現行法の規定は、料率團體を認めた趣旨を達成するには適當とみとめられず、一面料率團體の制度を強化しながら、會員の積極的支技による圓滑なる運営を期するとともに、他面獨占によつて保險契約者の利益が不當に害されることを防止して、保險料率の適正化をはかるために改正されたものである。

### 三九、舊令による共済組合等からの年金受給者のための 特別措置金の規定による年金の額の改定に關する法律

本法は國家公務員等の給與の改訂に伴い、昭和二十六年十月以降における陸海軍關係共済組合、外地關係共済組合等の舊令による共済組合等からの年金受給者に對する年金額について、右と同様の引上げをなお行なうとするものである。

### 四〇、昭和二十六年における給與の改訂に伴う國家公務員共済 組合法の規定による年金の額の改定に關する法律

國家公務員等の給與については、昭和二十六年十月分からその給與水準を改訂することとなつたことに伴い、國家公務員共済組合法による年金額についても、本年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俵給を國家公務員等の新給與の水準に引直して計算することにしたものである。

## 文教關係

### 四一、博物館法

本法は、社會教育法第九條の規定に基いて立法されたもので、圖書館の姉妹編とも稱すべきもので公民館などと、ともに社會教育の場として重要な施設である。我國では現在博物館と目せられるもの二百館余あり、これら施設はおおむね各種課税の對象となり、負擔の過重に、閉館又は廢館になつたものもあり、これらの窮狀を救い、ひいては文化財の散逸を防止し、博物館設置の機運を助長し保護育成することをねらいとするものである。

### 四二、文化財保護法の一部を改正する法律

本法は參議院文部委員全員の發議によるものであるが、その目的とする所は、從來その必要を痛感せられておつた京都國立博物館及び奈良文化財研究所を昭和二十七年から新設するとともに、同法の公布施行後の實情にかんがみ、國寶その他の重要文化財の所在の變更にあつては事後届出制であつたのを、これが保護の必要上、事前の届出を要することとした。更に史跡名勝天然記念物の現状變更に關する許可權限を都道府縣教育委員會に委任し得る道を開き、かつ都道府縣の區域内の文化財の保存及び活用に關し文化財保護委員會に對し意見中を行ひ得るものとする等、その權限と責任を廣め、あるいは文化財専門委員を置き得ることとした。その他國庫補助に伴う保存行政の完遂を期するために必要なこと及び若干の事務的整備の規定を加えたものである。

## 厚生關係

### 四三、保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律

(1) 舊保健婦規則、舊看護婦規則又は舊助産婦規則によつて免許又は登録を受けて居つた保健婦、看護婦又は助産婦は現行法の附則による厚生大臣の定める講習を受けた看護婦を除いては、いずれも國家試験を受けなければ現行法による身分をそれぞれ取得することができなかつたのであるが、舊規則による既得權者については、國家試験を免除して、現行法による免許を與えることができることとした。

(2) 外地において保健婦養成所又は助産婦講習所を卒業した者、助産婦免許を得た者看護婦免許を受けていた者等に對して、内地に於てもなお就業できるように、都道府縣知事が適當と認めた場合には、舊規則による免許を與え登録する道を開いた。

### 四四、診療所における同一患者の收容時間の制限に關する醫療法の特例に關する法律

醫療法第十三條（診療所の患者收容時間の制限）に於ては、診療所の管理者は原則として同一患者を四十八時間を越えて收容してはならないことになつて居り、たゞ醫療法附則第七十九條第四項により、醫療法施行の際に存在していた診療所については醫療法施行の日から三年間は第十三條の規定によらないことができたのであるが、昭和二十六年十月二十六日で三年の猶豫期間が終了する。しかし病院の普及状況が十分でない現状においては、診療上著しい支障を來す恐れがあるので特例を設けこの法律施行の日から三年間は、醫療法第十三條の規定によらないことができるが管理者は、止むを得ない事情がある場合を除いて、同一の患者を四十八時間を越えて收容しないように努めなければならないことになつて居る。

## 農林關係

### 四五、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律

現行の農林漁業組合再建整備法は、去る第十國會において成立をみたのであるが、爾來資力及び債權が固定化し、また經營が不振に陥つて居る農村漁業組合に對し本法を適用して、政府並びに組合が一體となつて、鋭意これが再建整備に努めて來たが、十分な効果を上げるにはなお若干不備な點があり、これを補ひその目的を達するため改正された。改正の要點を上げれば

- (1) 欠損金の解消をはかり、赤字のない健全な組合を育成するため、法人税法の繰越し欠損金の控除に關する規定の特例を設けた。この特例の対象となつて居る欠損金の範圍は、昭和二十五、六兩事業年度に生じた欠損金とし、これについては従來青色申告をしておられない組合であつても、昭和二十六年度以降青色申告をすれば繰越し控除ができることとした。
- (2) 増資奨励金は、毎年度の拂込み済み出資金の増加の實績を基礎として算出されるのでその一部は翌年度において交付できるようにした。

#### 四六、漁業法の一部を改正する法律

本法は第十國會における漁業法等の一部改正案の内容の一部であつたが、豫算措置を欠く點で實行不能であるとして、委員會に於て修正削除したものである。その概要は漁業の民主化と云う見地から許す漁業について再検討を加え、漁業制度改革を圓滑に實施せんとするもので、資源保護、その他漁業調整上、都道府縣知事の許可することができ最高限度を農林大臣が定めることができるようにし、漁船の敷を抑制し或は減船整理して、將來にわたつて沿岸漁業の發達を期さんとするものである。

#### 改正の主なる點を上げれば

- (1) まき網漁業について現狀を壓縮整理しようとする點であり、現在のまき網漁業はすべて都道府縣知事の許可になつて居るが、このたびの改正により六十トン以上の漁船を使用するものは農林大臣の許可にし、五十トン以上六十トン未満の漁船を使用するものを中型まき網漁業としてこの定義を明かにし、これについても、三陸或は日本海の如く、農林大臣が指定する特殊海域で操業するものは、農林大臣が各都道府縣別毎に定める最高限度のわく内で知事が許可することに、現在三千箇統にも達し、ますます増勢の傾向にある本漁業を極力壓縮整備して行こうというのである。もちろんこの中型まき網漁業に相當するもので、本法施行の際現に効力を有するものについては、農林大臣の定める最高限度を越える場合に於ても、その許可の満了するまで、或いは今後一箇年間はその効力を認めるよう措置がとられている。
- (2) 小型磯船底曳網漁業の整理であり、本漁業は、僅少の資本で經營ができる上に漁獲能率が高いので、沿岸至るところで操業され、戦時中或いは終戦後の食糧不足、その他秩序の弛緩から急激に増加し、無許可操業が常態化し、その數實に三萬五千に達し、その上遂次大型化した結果、資源の枯涸を招來し、沿岸漁業の秩序維持に山々しい事態を惹起している現況である。従つて急速に本漁業の秩序を回復すると

共に、極端なる資源との不均衡を是正するため、小型底曳網漁業は十五トン未満の漁船を使用するものに限定し、農林大臣が都道府縣別の許可わくを定め、或いは瀬戸内海その他についてはその漁船の馬力敷の最高限度を定める等、適正なる操業状態に減船整理して、この漁業の健全な發達と他の沿岸漁業との圓滑なる調整を期せんとするものであり、この場合に於ても中型まき網漁業と同様の経過措置をとつているのである。

(3) 瀬戸内海磯船底曳網漁業の減船整理である。この漁業はバッチ網漁業といわれている漁業であつて、主としていわし及びその稚魚を対象としているが現状のまま放任すると、いわし資源の危機を招來するばかりでなく、内海における資源に全く破壊的影響を與えるおそれがあり、稚魚の成育場である瀬戸内海においては、五十トン以上の動力漁船で操業するものについては農林大臣が定める枠以上の許可を認めないよう措置しようとするのである。

#### 四七、繭糸價格安定法

從來生糸は國際的商品として、わが國輸出農産物の玉座を占め、外貨獲得の上に重要な役割を果して居るばかりでなく、我が集約的零細農業の經營安定の上にも多大の寄與をなして來たが、今後我が國の獨立後、經濟の自立及び發展をはかるためには、この要請がいよいよ加わつてくることは中すまでもないが、生糸の價格は他の商品に較べ變動甚だしく、又その原料である繭は農産物であるため、價格の變動に對處して敏速に需給を適應させることができず、加うるに、現下の養蠶業はもとより製糸業も經濟的基礎が脆弱であつて、價格變動に對應するだけの經濟力を欠如して居る。このため生糸、絹織物の輸出が著しく阻害されるとともに、その生産母體たる蠶糸業經營を不安定にし、ひいては農家經濟の振興をも危殆に瀕せしむるような事態を生ぜしめる。戦前には糸價安定施設法があり、繭糸價格の安定に貢獻し、そのために大いに生産の増強と輸出の増進に寄與して來たが、戦時統制下、この施設が中絶せられ、その後統制は撤廢せられたまゝになつて來た。これがために、國內的にも國際的にも生糸價格安定施設の復元實行を要望する世論は年と共に、熾烈となり、ここに本法の制定を見るに至つたのである。

#### 主なる内容について述べれば

(1) 繭と生糸の價格安定の方法である。政府に於て生糸の最高價格と最低價格を決めて、高くなれば賣渡し、安くなれば買入れるという操作により、一定の範圍内に生

糸の價格を安定させ、従つて繭の價格の安定をはかりとするものである。

(2) 輸出優先主義による生糸の賣渡しである。政府は生糸の賣渡しに際し輸出向けのものを優先して賣渡すことができることとした。

(3) 繭の價格支持のため特別措置をした點である。養蠶農家の經濟不安をなくするため、政府は繭の買入れだけで、繭の價格の維持をはかることが困難な事態に當面したときは、そのときの事態に即應した適宜の措置を講ずる責任と義務を明文化したことである。

(4) 繭糸價格安定審議會の設置である。これは標準生糸の最高價格と最低價格の決定またその改正などに關して農林大臣の諮問に答へ、また繭糸價格安定上重要な事項につき關係行政廳に建議し得ることとした。

(5) 本法實施に要する所要經費をさしあたり三十億圓とし、特別會計の設置をはかつたことなどである。

#### 四八、糸價安定特別會計法

本法は生糸の賣買等について、政府の經理を明確にするため、糸價安定特別會計を設置し、一般會計と區分して經理しようとするものであり、一般會計からの繰入金三十億圓をその資本として、生糸の賣渡し代金、一般會計からの繰入金及び附屬雜收入をもつて歳入とし、生糸の買入れ、貯蔵及び加工に關する經費、事務取扱費その他の經費を以て歳出とする等、所要の規定を設けようとするものである。

#### 四九、漁港法の一部を改正する法律

漁港法は昨年五月二日制定され、一年余施行して來たが、その實施にあたり不備な點を是正して事務の圓滑化をはかるとともに、北海道における漁業の發展をはかるため、漁港をすみやかに整備する必要上、北海道の特殊性にかんがみ、その修築に要する費用等の負擔を軽減し、漁業經營の安定により國家經濟に寄與しようとするのが改正の趣旨である。

##### 改正の主なる點を上げれば

(1) 漁港施設で他の工作物と効用を兼ねるものに對しては、その事業費の負擔については漁港修築事業の施工者と工作物の管理者が協議して分擔するようにした。

(2) 漁港修築事業に國の負擔金又は補助金を受けた場合、事業が完成したときは、事業費を清算して農林大臣の認定を受けるようにし、又剰余金が生じた場合は、國の

負擔又は補助の割合に相當する額を國に返還するようになるとともに、事業の変更廢止又は停止の場合は、國の負擔金又は補助金の全部又は一部の返還を命ずるか、又は未交付の場合には交付しないと規定した。

(3) 農林大臣が漁港管理者の指定又は指定取消しの場合には公聽會を開かなければならないようにしてあつたのであるが、取消しの場合に於ては、本人の不服の申立ては當然公平な立場で聞く必要があるが、指定する場合は了解による場合のみであり、知事その他の意見を前に聞いておいて定めるのであるから、公聽會を開いて再度の審査の手續を経る必要はないので、指定の場合に公聽會を開くという規定を削除。

(4) 漁港管理會の委員の選任については、漁業代表者である委員七名の選任については選挙制をやめて、市町村長が關係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者の中から漁港管理者が任命するようにして、實態に沿わない煩瑣な選挙制を改めた。

(5) 北海道の漁業の發展を促進するために、北海道における漁港及び漁港施設を整備することを認めて、漁港施設中の外部施設及び水域施設については全額國庫負擔とし、緊留施設については、第四種漁港を除いては七割五分に引上げることとした。

#### 五〇、水産資源保護法

由來我が國は四面海に圍まれ、特に水産業には地理的に恵まれた環境にあり、水産の資源は無盡蔵であると考えられるほど豊富であつたのであるが、戦争中から戦後にかけて不適當なる漁獲を行つて來た一方、他産業との關係における水質汚濁その他人為的障害の影響を受けて、我が國沿岸の水産資源も逐次減少の一途をたどり、漁場は荒廢し、漁獲高は漸減しつつある現況にかんがみ、これが對策こそ、適正なる最高漁獲量の恒久的確保を期するための必要な條件であり、現下の水産事情からして、また今後の國際關係、特に隣接國との漁業協定をも考えると、きわめて重要な刻下の喫緊事である。もとより現行漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護、取締規則の勵行を期することは當然であるが、もはやこのような消極的な方法では遅きに失する。一刻も早く水産資源の培養をはかることが我が國水産業を救う道である。この目的達成のため立法的措置により制度化し、これが保護繁殖の徹底を期さんとするものである。その主なる點を上げれば

(1) 農林大臣または都道府縣知事は、水産動植物の採、捕、販賣、移植を始め、有害物の遺棄または漏泄その他、保護培養に阻むものには制限または禁止できるように規定した。

(2) 農林大臣は水産資源の保護のため、必要があると認めるときは許可漁船の定数を定め、もし定数を超過している場合には許可の取消及び變更ができるようにし、漁業の種類及び水域別の漁獲の年間の最高限度を定め、關係者又はその團體に勧告することができるように規定した。

(3) 農林大臣は水産動物植物の産卵場、稚魚の生育する海面等を保護水面に指定し、管理計畫を立て知事に運営せしむることとし、また大臣はさけ、まずの人工孵化放流を實施し、保護するように規定した。

(4) 農林大臣は水産動物植物の種苗の確保のため、その生産及び配付につき指示ができるようにするとともに、資源の保護培養に必要とみとめられる漁業には、科學的調査をしなければならぬように規定した。

### 通商産業關係

#### 五一、中小企業信用保險法の一部を改正する法律

中小企業信用保險法は、中小企業者に對する事業資金の融通を円滑にし、中小企業の振興をはかるため、金融機關の中小企業者に對する貸付について、政府が信用保險を行う制度であり、本法施行以來約十一カ月の實施を見てきたが、施行以來日なお深く、その趣旨の徹底していない點、また一般金融情勢からして、金融機關としては長期資金の供給が困難であることなど、金融機關の利用は必ずしも十分でなかつたので必要な改正を加えたものである。

改正の主なる點を上げれば

(1) 保險關係が成立する一中小企業に對する貸付金額を現在の三百萬圓から五百萬圓にまで、またその一つの中小企業者が中小企業等協同組合である場合においては一千萬圓から二千萬圓に引上げる。

(2) 現在中小企業者の金融に對する債務を保證することを主たる業務としていた公益法人、即ち信用保證協會の保證業務を政府において保險することができざる道を開き保證協會の保證業務の五割程度を保證することとした。

#### 五二、輸出信用保險法の一部を改正する法律

我が國經濟の自立を達成するためには、輸出貿易の飛躍的發展を實現することが基

本的要件であり、政府においても輸出貿易振興方策の一環として、最近における東南アジア地域、南米諸國等の經濟開發の進展に即應し、これらの地域に機械設備等の資本材の輸出の促進をはかるために、先に日本輸出銀行を設け、長期輸出資金融通の圓滑化を期する等の金融的措置は講ぜられてきたが、現況においては東南アジア並びに南米諸國等に對する資本材輸出の實効を一層強化せねばならぬ實情となり、このたび現行輸出信用保險制度を擴充強化して、資本材輸出取引における信用危險を擔保する保健制度を確立することを主眼としたものである。改正の要旨は

現行輸出信用保險法は昭和二十五年三月三十一日より施行せられ、同年六月より輸出信用保險の引受を行い、最近の緊迫した國際情勢のもとにおいて、輸出取引に伴う爲替制限、戰爭等の非常危險に基く不測の損失を救済して、輸出振興上少からざる効果を收めてきたが、先に述べた資本材の輸出については、輸出貨物引渡し後、長期にわたる代金の全部または一部の支拂分の延期される特殊決済方式がとられるのが通例となり、また買手側に資金が乏しく、その上買込みについては、各國間に激甚な競争が行われているのが現況であり、かくの如き特殊決済方式によつては買手側に長期の信用を供與しなければ、東南アジア、また南米諸島等に對するプラント輸出の促進は到底實効を期し難く、このように資本材の輸出後、その代金回収までに買手の破産、支拂い義務遲滞の如き信用危險を、保險制度によつて救済しようとするのが改正の趣旨である。

#### 五三、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

中小企業は我が國の産業經濟において重要な地位を占め、自立經濟體制の確立も、中小企業の振興發展にかかるところ甚だ多いものがある。しかし、中小企業の振興のためには金融關係の對策が最も緊要である。商工組合中央金庫は、中小企業者の協同組合に對する金融を目的として、昭和十一年に設立せられた國家的金融機關であり中小企業金融が逼迫して深刻となるにつれ、その果す役割はいよいよ重要となつてくるにかんがみこの際一部を改正して、機能の擴充強化をはからうとするものである。改正の主なる點を上げれば

(1) 従來取引對象が中小企業等協同組合だけに限られておつたものを、預金の受入れについては中小企業等協同組合の構成員にまで、また貸付においては所屬組合の構成員にまでそれぞれ擴張した。

(2) 商工中金は特殊金融機關である建前上、その機能の上における制限が加えられ

ているが、貸付と並行して債務保証を行うことや、業務上の餘裕金をコールローンに活用することなどは、金融機關である以上當然の業務であるので、この際業務範圍を擴充した。

- (3) 一組合の出資口數の制限を、従来の一千口から一萬口に引上げた。
- (4) 商工中金が中小企業の専門金融機關である關係上、中小企業金融に關しては國、公共團體、銀行その他の金融機關の業務の一部を代理することが必要な場合にはこの道を開いた。

### 運輸關係

#### 五四、國有鐵道運賃法の一部を改正する法律

- (1) 朝鮮動亂以降の資材の高騰及び生計費の増加による職員給與ベースの改訂等により増加する経費をまかなうために、旅客運賃及び貨物運賃の引上げを行おうとするものであり、まず旅客運賃並びに料金は約二割五分の引上げとなつて居るが、旅客の負擔を緩和するため遠距離運賃の強化、定期旅客運賃の割引率のすえ置きが考慮せられてゐる外、二等定期の新設、特別二等車料金を對する法的根據の明確化等の措置が講ぜられてゐる。
- (2) 貨物運賃は約三割の値上げとなつてゐるが、最低運賃の値上率がやや緩和されてゐる。なお貨物運賃の引上げについては自動車、海運等の運賃との調整をはかり、正常な輸送分野を確立する見地からも検討が加えられてゐる。

#### 五五、日本國有鐵道法の一部を改正する法律

本法は、日本國有鐵道の職員が休職にされた場合における休職の期間、給與の支給額等を改めようとするもので、一般公務員に對する改正とほぼ同一趣旨である。現行法では休職の期間は一年、給與は依給の三分の一となつてゐるが、これを休職の期間は公傷の場合を除き三年以内とし、休職中の給與の額は、公傷の場合はその全額、結核性疾患の場合は二年間、結核性疾患以外の場合は一年間、それぞれ依給、扶養手当及び勤務手当の八割を支給し、また刑事事件に關し起訴された場合は、休職期間中依給、扶養手当及び勤務手当の六割以内を支給することにしようといふものである。

### 郵政關係

#### 五六、郵便法の一部を改正する法律

郵政事業特別會計における赤字に對處し、その收支の均衡をはかるために、郵便に關する料金の全般にわたつてこれを改正するとともに、通常郵便物の種類體系等につき、一般利用の實情に沿うよう改正することを目的としたものである。即ち、昭和二十六年年度豫算においては、郵便事業収入の不足額三十四億圓を一般會計からの繰入金によつてまかなうこととし、ようやく豫算の成立を見たのであるが、朝鮮動亂以來の物價の高騰、給與ベースの引上げ、諸物價の高騰による郵便事業用品の値上り及び陸上運賃の値上りに伴う郵便物運送費の増加等を見込むと、郵便事業の収入面に於て豫定収入である凡そ十七億圓程度の自然増収を見込んで、差引本年度内三十四億圓、平年度において五十四億圓程度の赤字を生ずる。しかも、この平年度における五十四億圓の不足額は、一般會計からの三十四億圓の繰入れを受けた上での不足額であり、郵便収入の實際不足額は、實に現行料金による収入見込額の五割程度に相當し、金額に於て八十八億圓の巨額に上る。しかるに本年度以降においては、諸般の状況にかんがみ一般會計からの繰入はこれを期待することがきわめて困難の事情にあるのでここに收支の均衡をはかるため、郵便に關する各種料金につき、全體として五割程度の引上げを行なおうとするもので改正の主要なる點を上げれば

- (1) 第一種書狀を現行の八圓から十圓に、第二種通常ガキを現行の二圓から五圓に、第三種のうち發行人等の差出す新聞を現行の八十錢から一圓に雜誌を現行の三圓から四圓に第五種の印刷物業務用書類等現行の六圓から八圓に、なほ右の外市内特別郵便制度を設け、同一市町村内等のみに發着する第五種郵便物を同時に百通以上差出す場合には、その料金を現行の六圓から逆に五圓に引下げたこと、及び年賀郵便に關し特別料金を定め、年賀狀として差出されるはがきについては特に本年度に限り二圓にすえおき來年度より四圓に改めた。
- (2) 小包郵便物の料金については、小包と同種の鐵道小荷物の豫定引上率を考慮し、おほむね三割程度を引上げた。
- (3) 特殊取扱いの料金については五割程度の引上げを行つた。
- (4) 通常郵便物の種類體系の改正については現行の第四種の印刷物業務用書類、商品

見本等のように認定の非常に困難なものが利用上、取扱上にも支障が少くないので種類の區別を整理した。

- (5) 郵便の取扱い方法について郵便利用の實際に適合せしめるため、現金等を郵便で送る場合に、これを書留にするかいなかは差出人の任意とすることに改め、特殊取扱い郵便物の轉送、還付の際の取扱い方、料金不足の速達郵便物の取扱い方及び損害賠償の免責範圍等について實情にそりよう改正した。

### 五七、郵便爲替法の一部を改正する法律

通常爲替と小爲替制度の統合、郵便爲替證書の金額の制限額の引上げ並びに料金の不均衡の是正等により、事務の簡素化をはからうとするものであり、改正の主なる點は(1) 通常爲替及び小爲替の制度を統合し、普通爲替制度を新設した。即ち現行郵便爲替のうち通常爲替は、案内式であるため複雑な手数を要するとともに、その利用度も低いので、事務の簡素化をも考慮し、通常爲替と小爲替を統合して、小爲替制度に類似の普通爲替制度を設け、普通爲替においては、受取人の指定を差出人の任意事項とした。

- (2) 郵便爲替證書の金額の引上げについては、現在郵便爲替證書一枚の金額制限は、通常爲替證書及び電信爲替證書が一萬圓、小爲替證書が二千圓であるのを、普通爲替證書及び電信爲替とも五萬圓に引上げた。

- (3) 郵便爲替證書の金額制限の引上げに伴い料金の段階に變更を加へ、これに對應する新料金を設定した。しかも右料金の決定にあつては、他の送金機關における送金料も考慮し、かつ高額送金に對し不當の料金を課していた不合理を是正した。

### 五八、郵便爲替貯金法の一部を改正する法律

本法は最近における人件費の高騰に伴う経費の不足を補うために郵便振替貯金に關する料金の引上げを行うとともに、利用者の利便をはかるために拂出し金額の制限額を引上げようとするものである。改正の主なる點は

- (1) 拂込、振替、拂出し及び拂出證書の再交付の料金を總體において二割四分程度引上げようとしているほか、料金體系の合理化、簡素化をはかるとともに、これに關聯して郵便貯金通帳、貯金證書及び貯金拂もどし證書の再交付の料金も同様に引上げようとした。

- (2) 料金の免除及び低減に關する規定について、その悪用を防止するため、加入者が

あらかじめ指定した一つの郵便局においてする拂込みの場合に限るとするほか、取扱いの便宜上、加入者が自己の口座に拂込む場合の料金はすべて加入者の口座から徴集することとした。

- (3) 拂出し金額の制限額の引上げであり、現在拂出書及び拂出證書ともに原則として一枚につき一萬圓となつて居るのを、手数の簡易化をはかるため、拂出書については、現下の經濟事情にかんがみ、これを十萬圓に引上げようとするものである。

### 電氣通信關係

### 五九、電信電話料金法の一部を改正する法律

最近に於ける物價の變動による物件費の増高及び給與ベースの改訂等に伴う支出の増加により電氣通信事業特別會計の損益収支は定員の縮減その他の經營の合理化を行い、經費の節減をはかつても尙半年計算に於て約百二十六億の收入不足を生ずるので獨立採算維持のため電信電話料金額の引上げをしようとするものである。その要旨は

#### 電信料

- (1) 市外電報の基本料三十圓を五十圓とするほか、市内電報及び翌日配達電報の基本料並びに新聞電報及び新聞無線電報の基本料及び累加料を引上げる。

- (2) 特殊取扱いの料金につき、留置、局待、親展等の取扱料を新に五圓と定むる外、同文料の倍率を引上げる。

- (3) 慶弔電報、翌朝配達、配達日時指定の取扱いを復活するとともに、諾否報知の取扱いを始めることとし、また寫眞電信、模寫電信の回線専用につき、新に分岐引込み、二人以上の共用及び市外専用線の通話以外の用途併用の道を開いて、夫々の加算料金を定める。電報に關する料金の引上率は、全體としては約四〇%になる。

#### 次に電話料は

- (1) 加入電話料金につき度數料の三圓を五圓とするほか、電話使用料の級別を現在の七段階から十段階に擴げ單獨加入及び共同加入の料額及びその他の料額を引上げる
- (2) 通話の料金につき公衆電話料の一回を五圓とするの外、市外通話料に新に住時通話區間と即時又は準即時通話區間との區別を設け、その距離區分を現在の二十一段階



階から二十六段階に改めてその間の各種料額及通話取消料等の料金額を引上げる。  
(3) 専用電話の料金につき新聞、通信、放送の各事業の市外専用料の基本倍率及びその他各種の料額を引上げる。

(4) 簡易共同電話、簡易公衆電話等の制度を設けるの外、専用電話につき新たに二人以上の共用及び市外専用線の通話以外の用途併用の途を開いて、それぞれの加算料金を定めるものであり、結局市内電話料で平均五一%、市外電話料で平均一六%、全額として約三〇%の値上げとなる。

### 人事院關係

#### 六〇、一般職の職員の給與に關する法律の一部を改正する法律

政府職員の現行給與は本年一月から實施されたものであり、その後における經濟事情の推移、ことに生計費の増高による職員の困難な生活事情にかんがみ、これを適正に改訂して、速にその生活の安定確保をはかる必要があり、昭和二十六年八月二十日付で人事院が勸告した給與計畫を、生計費、民間賃金、その他諸般の事情を勘案し、財政の許す範囲内においてこれを尊重して、一般職の國家公務員の給與改善をはからうとするものである。

改正の主要なる點を上げれば

(1) 昭和二十六年十月以降における職員總平均の給與額を月額約千五百圓程度引上げて、おおむねこれを一革圓程度とした。

(2) 俸給については、未だ従前に比しおおむね一八%程の増額をするとともに、現行の俸給表の外に、人事院の勸告に従い、造幣、印刷、國有林野、アルコール專賣、郵便、電通の各企業特別會計の現業職員について、その職域の特殊性を考慮して、新に特別俸給表を設けた。

(3) 扶養手当については、人事院の勸告に従い、なほしばらくの間現行の六百圓、四百圓をそのまま据え置く方針をとつた。

(4) 勤務地手当については、支給地域區分を改訂し、新たに官署指定の道を開くこととした。

(5) 現在無給となつて居る休職者に對しても、新たに一定條件のもとに給與を支給できるようにした。

## 日本移民の經緯とその現状

### 一、序 言

最近ブラジルその他から、日本移民の受け入れに關する種々の情報が傳えられ、大いに國民の關心を惹いている。戦後わが國は、領土の約四割五分を失つたのに、逆に人口は増える一方である。終戦直後、東亞各地から軍人を含めて六三〇萬の同胞が引揚げて來たのに加え、毎年人口が一五〇萬から一七〇萬づつ増加したので、國內の人口壓迫感は高くなる一方である。これでは何とか外に出たいと言ふ氣になるのは無理からぬ事であろう。

過去における我同胞の海外發展の歴史を見ると、明治の中頃から相當多數の同胞が海外に出掛けていつたのであるが、その中には一時的出隊人も混つていたので、結局海外に踏止つて活躍したものの總數は、現地の出生を入れて、昭和十五年迄の五、六十年の間に、僅かに一七〇萬位に過ぎない。その後アジア諸國の關係では、戦争等の影響もあつて急激にふえたが、戦後又引揚げて來たので、現在海外に残つてゐるのは、二世を含めて凡そ北米に三十五萬、南米に三十五萬、合計七十萬に過ぎない状況である。

なおかつて海外に發展したもののうち、移民として出ていつたものは、北米の關係が約二十五萬、南米の關係が約二十萬、滿州の開拓民が約二十五萬に過ぎないから、其間増加した我國の人口三千五百萬に較べて、數的には全く問題にならないとも言えようが、しかし如何に數的に僅少であつても、移民の問題は我國としては輕視出來ないと思われる。何しろ八千萬以上の國民が狭い領土に躡躑し、敗戦による種々の困難に直面してゐる今日としては、一人でも多くの者が海外に移住できれば、それだけ人口の重壓感を緩和し、國民全體の氣持を明るくするし又有爲の青壯年に努力目標を與えることになるからである。

終戦後暫くは日本人の海外渡航が一切禁止されていたのであるが、幸いに昭和二十三年からは貿易業者が海外に行けるようになり、次いで昭和一

十四年八月以後は、一定の技術者が外國の商社又は政府と契約を結んで、海外に渡航できるようになつた。一方アルゼンチン、ブラジル等の南米諸國に對しては、これら諸國に在留する日本人の呼寄により、その近親者の移民が始まるようになった。技術者の渡航は、今日までのところ主としてインド、パキスタン等東南アジアの諸國に對して行われているが、これはアジア諸國の開發の進展と共に、今後ますます促進されるであろうし、呼寄その他個人的に渡航する者も、今後ますます増加するであろう。

國際連合、國際勞働機關等においては、世界の人口資源の有効な活用の點を重視し、その一環として、國際移民問題を取りあげ、種々の對策を検討している。我國としても、今後益々世界各國の理解と協力を得て、海外發展の途を開くよう努力しなくてはならないが、そのためには、まず我國が平和的文化國家として實を擧げ、又相手國から歡迎されるような立派な人々が出るように心掛けることが必要であると思われる。

最近國內の各方面において、移民に關する關心が高まつてきた實情に鑑み、ここに過去における日本移民の經緯とその現状を説明して、移民問題に關する参考に供したいと思ふ。

## 二、日本移民の經緯

移民は相手のある問題であり、相手國にこれを受け入れるだけの條件や態勢が整つていなければ、如何に一方的に希望しても、實現は不可能である。日本人が移民として海外に渡航できるためには、第一に相手國で特に日本人の技術又は勞働力を必要となければならない。そのためには又相手國でそういう事業が盛になることが必要であろう。その場合日本からの投資が行われることによつて、日本の移民が促進されることもある。更に移民は、そのような經濟的條件の外に、社會的政治的條件によつて、促進され又は制限されることも考慮しなければならぬ。その意味において、今後の日本の移民問題を考ふるに當り、まず明治以後の日本移民の經緯を回顧してみよう。

### 1 明治時代 — ハワイ、アメリカ本土、カナダ —

近代日本はベルリの來訪によつて始めて國際社會の仲間入りをしたわけである。海外移住の出発もこれを契機としたのである。

日本が長い鎖國から開放されたこの幕末時代は、西歐諸國では十九世紀初葉以來の自由主義はやかな時期に當り、國際間の自由な移民が極めて活潑に行われていた。アメリカでは一八五一年の南北戰爭を終えて激しい西部のフロンティア開拓が開始されており、ブラジル、オーストラリア等もようやく開發時代に入ろうとしていた。一八四六年から一九一四年までの間に、五、〇〇〇萬以上に達する空前の移民の大移動が、歐洲から大陸に行われたのは、このような新世界の開發を背景としたものであり、それはまた西歐諸國によつて行われた新世界に對する海外投資に基いて可能となつたわけである。したがつて日本開國當時における新世界の勞働需要は極めて激しく、しかもそれはなるべく安價な勞働力を早急に移入するよう必要にせまられていたわけである。

このような國際情勢を反映して、明治時代における日本移民の渡航先は主としてハワイ、米本土、カナダであり、最初に渡航した本格的な日本移民は、明治十八年に出發したハワイ行の九四五人である。彼等は甘蔗耕地や製糖工場の勞働者として働くため、三カ年の期限で契約し、渡航費は雇主に支辨してもらつて、いわゆる契約移民として渡航して行つた。その頃からアメリカ本土に對する勞働者の渡航も始まつたが、アメリカは既に契約移民の入國を禁止していたので、ハワイ行とは異り、その最切から渡航費その他は各自で調達して、自由移民として渡航し、主として西部開拓に伴う農園耕作や、鐵道工事における勞働者として雇傭されていた。さらに明治二十四年から二十七年にかけて、オーストラリア、ニューカレドニア、フィジー島及びガドールブ島へ、一時的であるが契約移民が渡航しており、日清戰爭にはカナダ及びメキシコ行の契約移民も始められるに及んで愈々地域的にも數量的にも本格的な移民活動が展開されるに至つた。かくてアメリカ本土行は明治三十三年の一〇、五六二人を最高とし、同四十年

にも九、六一八人を送出しており、ハワイ行は明治三十二年に二七、一五五人同三十九年には三〇、三九三人という本邦移民史のうちでの最高数を示し、極めて順調な発展をしたのである。

ところでこれらの地域における激しいフロンティア開拓が軌道にのり、それらの職場における甚しい労働需要が安定してくるとともに、移住者間の人種問題に伴う社会的摩擦が目立つようになって、アジア移民に対する排斥気運が擡頭するに至つた。殊に労働組合組織が發達してくると、生活程度の低い日本人労働者は、土着人の雇傭機会を奪うという理由で、極めて根強い排斥運動が展開されたのである。かくてオーストラリアでは早くも明治三十年の移民制限法によつて、事實上日本人の移民が不可能になりアメリカに關しては、同四十一年に成立した日米紳士協約をもつて渡米移民を日本側で自發約に制限したが、その後大正十三年に、いわゆる「一九二四年移民法」が制定され、これが同時にハワイにも適用されるに至つて日本人労働者の米本土及びハワイ渡航は絶つこととなり今日に及んでゐる。カナダとの間にも明治四十年にルムニー協約が締結されて渡航制限が實施され、その後數次の改訂を経て、事實上移民は極めて困難となつてゐた。

これら諸國に出て行つた日本移民の總數は不明であるが、前記一九二四年移民法實施の年、米本土在留邦人數は一三一、三五七人であり、同じくハワイでは一二三、〇三七人、カナダでは一九、一六〇人であつた。明治十八年以降これら諸國に對する移民は、年々相當數にのぼつたにもかかわらず、この程度の在留者を數うるにすぎなかつたのは、これら諸國に對する移民の中には、出稼的な氣持で行つたものが多く、従つて歸國者の數もまた相當に多かつたからである。

なおこの時代における日本政府の移民政策は、後に述べるブラジル移民、滿洲移民時代と異り、政府が補助金を交付して、移民を積極的に奨勵することはなく、移民の募集、入植が公正に行われるように、監督取締を嚴にするとともに、移住後の待遇改善に努力することにあつた。すなわち明治

二十七年に公布された移民保護規則の目的は、本邦移民會社の移民に對する不當取扱を取締るとともに、外國人雇傭主の違約に對處することにあつたわけで、この規則は同二十九年に移民保護法として整備強化され、その後數回の部分的改正を経て今日に至つてゐる。またその對外的努力としては、當時の移住者に對して、歐洲移民と同等の待遇を確保することにあつた。

## 2 大正時代及び昭和の初期 — ベルギー、ブラジル、— — フイリツピン、マレイ、蘭印 —

このようなハワイ、米本土行を主流とした労働者の入國が漸次阻害されるようになった頃から、南米行の契約移民が開始された。ペルー行は若干早く、明治三十二年に渡航し始めているが、日米紳士協約の成立した同四十一年になると、歴史的なブラジル移民が開始されたわけで、日本移民の渡航先はここに明かな方向轉換をした。そもそも南米大陸は北米大陸より遅れて開發時代に入つており、その開發の重點は農業におかれてきたので、絶えず農業労働力を必要としていた。殊に大正三年第一次世界大戦の勃發以後、これら地域に對する西歐諸國の對外經濟活動が急激に停止され、新大陸に對する歐洲人の大量移民時代に終止符が打たれるや、それに代つて日本人の南米大陸に對する移民はめざましい進展をとげるに至つた。特にブラジル移民は第一次世界大戦の終了と共に着實に擴大してゆき、同國に對する諸外國移民のうちで第一位を占めるに至り、いわゆるブラジル移民時代を迎えたわけである。その最盛時の昭和八年には、二三、一五二人翌九年には二二、八三二人を送り出しているが、今次戦争勃發まで、ブラジルに渡航した日本移民の總數は一八八、〇〇〇人である。又これら移民の輸送のため、最盛時の昭和八、九年頃には、九、〇〇〇屯級の邦船一〇隻をもつて一年間二四航海を行つていたが、その當時の輸送の最高記録は、リオデイジャネイロ丸の一航海一、三〇〇人であつた。

今主なる移民送出国及び配船狀況等を示せば、次の通りである。

年次 渡航者數 輸送船舶數

年次	渡航者數	輸送船舶數
明治四一年	七八一	一
大正 六年	三、八六七	六
同 九年	九七二	四
大正一五年	八、一九二	一七
昭和 五年	一三、〇九一	二一
同 八年	二三、一五二	二四
同 九年	二二、八三二	二四
同 一二年	四、六四二	一一

更にブラジル移民については、東山農事、野村農場等の民間資本による農業經營が發展したほか、海外興業株式會社、海外移住組合連合會等による國內送出機構の整備、並びに政府による各種助成金の交付等を指摘しなければならぬ。特にその政府助成は、まず大正十二年に、移民會社に對する移民募集の取扱手数料の交付と、移住者に對する渡航費の補助を行つたことから始まり、さらに昭和七年からは、その上に移住者に對して支度金の交付をも行つたのである。

勿論これらは必しもブラジル移民のみに限られたものでなかつたが、實際は主としてブラジル移民を對象としたものであり、これら政府の積極的努力が南米移民を促進した効果を否定することは出来ない。

ブラジル移民の大部分は最初サンパウロ州のコーヒー耕地に入つて働いた。彼等は主として、大正六年以後本邦唯一の移民取扱人となつた海外興業株式會社によつて取扱れたものであるが、右會社は渡航者との間に、ブラジル到着後サンパウロのコーヒー耕地に入つて一定期間働くべきこと、及びこれに伴う會社と渡航者間の權利義務等について契約を結んだ。渡航者は上陸後この契約に基いてコーヒー耕地労働に従事したので、普通これを契約移民といつた。だからこれは、後にできた海外移住組合連合會取扱の自作農目的のそれとは、よほど性質がちがつていた。彼等のコーヒー耕地における労働契約は、一般的に一農年といふことになつていたが、中に

は二農年、三農年と、その契約を繰り返すものも少くなかつた。そしてこの雇傭労働の期間中にブラジル農業の常識を體得し、いわゆるコロノ生活を終えて若干の準備が整うと、土地資金を借入れるか、委託經營の方法で未墾地を開拓して自作農になつたのである。しかしその間における苦闘は容易なものでもなく、戦前において自作農として獨立するまでは、少くとも十年間の努力を要したと言われており、刻苦勉勵する邦農なればこそその將來を開拓したわけである。

かくてこれら日本人はブラジル農業に多大の貢獻をなし、そのサンパウロ州においては州農業人口の一〇%を占める邦農が、州全農産額の三〇%に達する生産をあげているが、他面在留邦人の數が次第に増加するにつれて、とかく日本人同志で集團し、日本語以外は理解しない邦人の存在がブラジル側の注目をひき、一部からは日本人のブラジル社會に對する同化性が非難されるに至り、排日氣運が醸成されるようになった。昭和九年のブラジル憲法が、新に移民制限條項を設け、二分制限を規定したのは、その結果であり、コーヒー景氣の退潮も影響して昭和十年以降急減していた邦人の移民はこの時から一年間の最高を二、八四九人に制限された。かくて華やかなブラジル移住時代はその幕をとぢたわけであるが、もとよりその割當制限内における渡航は今次大戰の起るまで続けられた。

ペルー移民も大正十二年までは、終始一貫して契約移民で、本邦移民會社との契約に基き、しかも渡航費はペルー側の雇主の負擔で渡航したが、その數は一七、一六四人に達した。その後は呼寄が大部分を占めた自由移民であり、昭和五年までの七年間に約八、〇〇〇人が渡航しているが、以後はほとんど見るべきものがなく、昭和十五年現在の在留邦人は二一、二〇〇人と稱されている。これら移民の大部分は、甘蔗耕地の労働に従事したのであるが、この國の農業經營が、零細な資金では發展する機會が極少く、また日本政府の援助による計画的な送出行がなされたこともなかつたので、引續いて農業分野で活動したものは割合に少かつた。すなわち一定期間の耕地労働が終えると、都會地に集つて理髮店、飲食店、日用雜貨店等

の小賣業を開始するものが多く、ブラジルとは非常に異つた現象を呈しており、昭和十五年の調査によると本邦業者の六二%が商業で、農業者は二六%に過ぎなかつた。しかも邦商の勢力が壓倒的になるとともに、土着同業者の反感を招き、排日空氣が強化されるに至つた。昭和十五年にリマ市から勃發してカイヤオ市、チンボテ等にまで波及した日本人商店に對する暴動事件は、このような情勢の結果である。

またこの時期には、南方地域に對しても若干の移民が行われた。しかしこの地域の生活水準は日本よりも一般的に低く、また中國やインドの低廉な労働者が容易に移住し得るといふ關係もあつて、邦人労働者の進出は原則として困難な事情にあつた。したがつて渡航者の數は比較的少く、主として技術者、經營者であり、労働者としてはダバオの麻栽培の農業者の如く日本の企業が起され、しかも日本人の特殊技術を要する場合にのみ、日本からの移住が擴大されている。この點は米洲諸國に對する移民と比較して著しい相異である。昭和十五年現在の在留邦人數をみても、フィリピン二八、七九三人、マレイ八、八三九人、蘭領東インド六、三八四人という狀況である。

ダバオ開發の先驅者となつたのは、明治三十六、七年に米軍の工事關係で渡航した労働者の一部である。彼等による麻栽培はその後順調に發展しそれにつれ日本人麻會社の活動もようやく擴大されるようになり、第一次大戦中にその數六十社を超えるに至つたが、マニラの栽培には特殊の技術を必要とするため、相當多數の邦人農業者が渡航し、これら日本人麻會社の耕地を始め、米比人所有の耕地で請負耕作に従事し、當時その數は在比邦人の七割に達した。

マレイ、蘭領東インド等においても、邦人企業家によるゴム園の栽培が相當行われ、それに關連して當初は日本人労働者の渡航も見られたが、間もなく土着人又は中國人に代えられてしまつた。

なお蘭領東インドにおいては、日本から輸入した藥、雜貨等を販賣する初期の小規模な行商人を始めとして、商業方面に對する日本人の進出が注

目に値する。

### 3 昭和の軍國主義時代 — 滿洲、中國本土 —

南米方面に對する日本人の移民が漸次困難となつてきた頃すでに東亞においては、昭和六年の滿洲事變を契機として、わが國の強力な大陸政策が押し進められていた。かくて日本移民も再びその方向を轉じ、大陸政策の一環として、東亞地域、なほかんずく滿洲に向つて大量の進出を見るに至つた。もちろんこれらの日本人の大陸進出は、巨額な資本と技術の投入の下に行われたのであるが、更にそれは政治的軍事的強權の保護指導の下に行われたことはいふまでもない。元來大陸方面に對する日本人の渡航は、その位置が近接している關係もあり、比較的その歴史は古いのであるが、昭和五年、滿洲における在留邦人數は一一二、〇〇〇人であり、中國本土においては六〇、〇〇〇人に達していない。

ところが昭和六年の事變以後日本が滿洲の實權を握るや、資本の活潑なる進出と共に、まず試験的な農業移民が北滿に送られ、その好成績に鑑みて、昭和十一年には滿洲移民二十五年五〇〇萬人の大量送計畫が開始された。政府はその所要資金總額の半ばを補助するとともに、滿洲拓殖公社を創立して、土地管理と移民助成の事業を開始した。すなわち政府の援助は渡航費の全額補助、移住地施設の補助、移民の保護指導等萬般に及び、その營農規模は十町歩を標準とする農牧兼營を行つていた。かくてその在留者數は昭和五年の一〇二、〇〇〇人から、同十年の三二二、〇〇〇人に増加し、同十五年には八二〇、〇〇〇人に達するといふ未曾有の進展ぶりを示した。また中國本土においても昭和十二年の日華事變以後、資本の進出が強行的に推進され、邦人の渡航も極めて活潑なものがあつた。したがつてその在留者數の推移を見ると、昭和五年の五四、〇〇〇人が同十年には五六、〇〇〇人に、同十五年には一躍三六五、〇〇〇人に達した。

かくて昭和十五年現在の諸外國における在外邦人總數一七〇萬人のうちで滿洲及び中國本土に在留したものは一一九萬人、全體の七〇%を占めてい

た。したがつて一般的に平和的移民と考えられているその他の國における移住者数は、僅かに五一萬人に過ぎなかつたことになる。

今次大戦の結果、これら滿洲、中國本土等東亞地區に在留していた日本人は、ごく少數の例外を除いて、全部内地に引き揚げ、更に朝鮮、台灣、樺太等舊領土に在留していた内地人も、引き揚げるに至つた。したがつて現在海外に在留する日本人は、その殆どすべてが、アメリカ、ブラジル等米洲地域にとどまつているものである。

### 三、日本移民の現状とその見透し

終戦後しばらく日本人の海外渡航は連合國總司令部により、原則として一切禁止されていたが、その後一九四七年以來徐々に貿易業者、技術者その他一定の日本人が海外に渡航できるようになり、その數も目をおつて増加するようになった。しかし現在までのところ、日本は占領下であり、諸外國とはまた戦争状態が終了してないのであるから、移民の問題はいわばこれからの問題である。しかし占領下においても、すでにある程度の移民は出て行つてゐる。アルゼンチン、ブラジル等の在留邦人による呼寄せ移民や、少數ではあるが南米に對する技術移民がそれである。又現在契約によつて、東南アジア諸國に渡航する技術者は、いわゆる移民ではないが、將來における移民の問題とも関連し、その今後の發展は注目に値する。

#### 1 東南アジアに對する技術者の渡航

一九四九年八月一日付總司令部覺書「日本人技術者の海外渡航に關する件」によつて、日本人技術者が海外に渡航できるようになつたが、これは日本人技術者が、外國の會社または政府と契約を結んで、短期間渡航する制度であり、その技術者も一般に比較的高級のもので、普通の労働者は含まれていない。日本政府は右覺書の趣旨に應じ、直ちに外務省を中心とする關係各官廳の間に技術者渡航審査協議會を設け、その事務の圓滑なる運営を圖ることとなつたが、これにより本年十月十六日までには渡航した技術者の總數は三五四人である。但しこのうちには、日本で造船又は賣却した

引渡船舶を輸送するための船員關係二〇一人が含まれており、これを差引くと一五三人である。その中二三人はアメリカ、ベルギー等へ渡航した初生離離雄鑑別師等であり、残りの一二四人（家族六人を除く）が、東南アジア諸國に對する技術者である。その内譯は次のとおりである。

國別	渡航者數
インド	三九人
パキスタン	二六
台灣	二四
タイ	一六
朝鮮	一三
インドシナ	三
ビルマ	二
セイロン	一
合計	一二四

なおこのほかに、豫め一定の給與を定めることなく、單に現地生活の保證を得て招請された技術者が若干名渡航している。又最近パキスタン政府からの直接申入れ、ならびにビルマ等へ派遣される國際連合韓旋の申入れが活潑になつてゐる。業種別では紡績機械の輸出に伴う据付、運轉指導等に關するものが壓倒的に多く、その他には硝子器具、鑄造、罐詰等、機械輸出に關係のない小企業關係の裸の技術提供を主とするものがあり、また冷凍を含む水産關係者の活躍にも注目すべきものがある。

業種別	渡航者數
紡績機械關係	五八人
冷凍機械關係	一一
水産關係	八
硝子器具關係	七
家内工業關係	七

その待遇は現地側で食住を負擔した上に、現地給與一〇〇ドル、日本送金一〇〇ドル、計二〇〇ドル程度が標準となつており、往復旅費は飛行便による計算で支給される場合が多い。

これら東南アジア諸國は、その大部分が今次大戰後獨立した國々であり一般に國內工業化の要望が極めて強く、またトルーマン大統領の後進國開發計畫を主軸とする國際連合並びにアメリカの技術援助計畫も、そのような線に沿つて推進されようとしている。しかも幸にしてこれら諸國においては日本人技術者に対する要望があり、國際連合經濟社會理事會のアジア極東經濟會議（E.C.A.F.E.）においても、これら地域の經濟開發に、日本人技術者を利用する問題が取り上げられてゐるから、この方面における經濟開發が促進されるにしたがつて、日本人技術者の渡航は、今後益々増加するものと思われ、將來は熟練労働者の渡航をも見るようになることを期待している。

## 2 南米諸國に對する移民問題

現在海外に渡航できる日本移民の主なもの、アルゼンチン、ブラジル等に對する呼寄移民である。アルゼンチンは終戦後早くも昭和二十二年、同國に在留する日本人が、その近親者を日本から呼寄せすることを許可し、次いでブラジルも一定範圍の近親呼寄を許可するに至つた。いわゆる南の花嫁はその一例である。その呼寄の範圍は、アルゼンチンでは、在留者の配偶者及び三親等以内の者であれば、誰でも入國することができ、ブラジルの場合と異つて労働力を有する青壯年でも、入國することができ、ブラジルでは、從來呼寄の範圍が比較的狭かつたが、最近これも三親等まで擴大された。しかしなお種々の制限があり、その範圍を具體的に示せば次の通りである。

- (一) 妻
- (二) 六〇歳以上の両親及び寡婦となつた母
- (三) 未成年の子(男)及び未婚又は寡婦となつた娘
- (四) 未成年の兄弟及び未成年の義兄弟並びに寡婦となつた姉妹又は義姉妹
- (五) 夫、但し呼寄人(妻)との間にブラジル出生の子がある場合に限る
- (六) 未成年の甥及び未婚又は寡婦となつた姪、但しこの場合は呼寄人が滿三年以上ブラジルに在留する者であることを要する。
- (七) 未成年の孫(男)及び未婚又は寡婦となつた孫
- (八) 六〇歳以上の伯叔父母

これらは要するに在留邦人の要扶養者で、生活能力のない者であり、原則として労働年令にある者は含まれていない。

これらの呼寄移民が渡航するためには、まず相手國に在留邦人が、その國の政府から入國許可を受け、更にその渡航費を負擔しなければならぬ。終戦後今日までに渡航した呼寄移民の數は、アルゼンチンが一番多く、約一、五〇〇人に達している。その中の約七割は沖繩出身者である。ブラジルはアルゼンチンに比較すると極めて少く、まだ一〇〇人余りに過ぎない。

各國の移民の歴史を見ても、呼寄移民その他個人的に渡航する移民がその重要部分を占めており、戦後におけるイタリヤ人のアルゼンチン移民二十數萬も、その大半はそのような個人的移民である。また呼寄移民は獨力で新に入植地を開拓しなければならぬような移民と異り、渡航後の生活に安定性がある。現在幸にも、アルゼンチンやブラジル政府は、日本人の呼寄移民に好意的であり、又アルゼンチンには約一萬二千、ブラジルに三十萬余りの在留邦人がいるのであるから、今後われわれの努力如何によつては、これらの國々に對する呼寄移民は、更に一層の増加を期待することができるであらう。またその他の中南米諸國に對しても、平和關係が確立した後は、相當の呼寄が期待されるであらう。

呼寄移民の他に、現在中南米諸國の中には、技術移民を許している國がある。ここにいう技術者とは、單に工業技術者ばかりでなく、あらゆる意味の技術者をさすのであり、また上に述べた東南アジアに渡航する短期契約の技術者と異り、技術者として永住のために渡航する者である。例えばアルゼンチンでは、個人又は會社の招聘により、技術者として入國する移民を許している。但し現在までのところ、その實数はごく僅かである。しかしながら將來は、ひとりアルゼンチンばかりでなく、その他の中南米諸國でも、ブランド輸出その他邦人企業が發展すればそれに伴つてこの種技術移民も大いに増加されるであらう。

なお最近南米諸國からは、日本移民に關し種々の報道が傳えられていゝる。既に昨年、アルゼンチンからコリエンテス州へ日本人の米作移民百家族を入れる話が傳えられ、今年になつてから、ブラジルのアマゾン地方その他北伯へ相當數の日本移民を入れる話が傳えられた。これら諸國が、日本移民に關し多大の好意を示していることは、誠に感謝に耐えないところであり、政府としても相手國の希望するような者が一人でも多く渡航できるように、努力する所存である。しかしまだ話のまとまつたものは一つもなく、中にはブラジルに對する六十萬移民説のように全く根據のない噂もあり、その他も一部の者の希望的觀測に基くものが多く、われ／＼としては充分慎重に検討しなければならぬ。

一般に集團的な自作農移民を入植させるためには、單に相手國の入國許可のみならず、あらかじめ解決しておかなければならない各種の具體的な問題がある。まず第一に問題となるのは、入植地の整備に要する巨額な資金を如何にして調達するかということである。南米諸國の一般農業は、小規模經營では到底なりたないから、わが國の手労働を主とする農業經營に比較してはるかに大規模であり、したがつて、そのような開拓計畫は、相當廣大な面積にわたるわけであるから、それを實行するためには、道路灌漑、衛生等の公共的施設を建設しなければならぬ。また現地における個人的負擔となるべき直接經費について見ると、トラクター、脱穀機、牛

車等一連の機械農具を始めとして住宅、倉庫、小規模の排水溝等の施設費さらには定發後一定期間の食糧その他の生活費を如何にして調達し、どのように返濟してゆくかということも、あらかじめ充分考えておかねばならない。又その渡航費についても、現在のところ、一人あたり外國船で約四七〇弗(十六、七萬圓)、日本船ではさしあたり一等以外ないので二十五萬圓余りかかる。したがつて一家を挙げ四、五人で渡航する場合には、七八十萬圓から百萬圓以上の費用が必要である。更に大量の移民ということになると果してそれらの人々を輸送しうるだけの船腹があるかどうかという問題がある。現在南米にはオランダ船が四カ月に三回位の割合で出ていゝるが、その移民收容能力は一隻二百人ないし三百人であり、日本船は二カ月に一回位の割合で、その收容能力は十人前後に過ぎない。

これらの問題は、いずれも必ずしも容易に解決しうるものではなく、多大の努力を要する問題である。しかも一方賠償問題を始めとして、敗戦に伴う各種の重要問題に當面している日本國家の財政状態を考へるとき、果してこれらの移民に要する巨額の經費を國家で負擔しうる能力があるかどうか、極めて疑問とせざるを得ない。しかしながら政府としても、今後相手國並びに國際機關の理解と協力を得て、その解決のためにあらゆる努力を盡すと共に、これら諸問題が解決した暁には、更に移民の送出しに關し萬全の措置を講ずる所存である。

なお、日本はこれまで諸外國に、かなりの集團移民を送つて來た。それになれて來たわれわれは、そういう形の移民だけを重視したがる傾向がある。纏つた數の移民ということになれば、それは勿論重視されなければならぬ。しかしこれ以外に手近な道はない。しかし呼寄せその他個人的に渡航する移民も、また決して輕視すべきでないことは、前述のイタリー移民の例でも判る通りである。日本人でも明治四十一年の日米紳士協約成立以後大正十三年に至るまでの米本土及びハワイ行移民はみなそれであり、しかもその數は年々相當數に上つていたのである。したがつて今後日本は、集團移民に對する努力を盡すと同時に、他方においては、まずこういう手近



な方法による現実的な移民の促進に努力しなければならない。

附 録

一、在米洲邦人(二世を含む) 推定現在數

北 米	二三、〇〇〇人
カ ナ ダ	一八〇、〇〇〇
ハ ワ イ	一二五、〇〇〇
米 國 本 土	一〇、〇〇〇
中 南 米	八〇〇
メ キ シ コ	六〇〇
キ ャ ン ビ ア	三〇
コ ロ ン ビ ア	二八、〇〇〇
ベ ネ ズ エ ラ	七〇〇
ペ ル ビ ア	六〇〇
ボ リ ビ ア	二〇〇
チ リ	二〇〇
アルゼンチン	一、〇〇〇
ウルグアイ	〇〇〇
パラグアイ	〇〇〇
ブラジル	〇〇〇
計	七〇一、九五〇

(備 考) 外にインド、パキスタン、佛印、タイ、マレー、インドネシアなどの東南アジア方面に約五〇〇名(現在判明しているもの)ヨーロッパ方面に若干名の邦人在留者がある。

二、國際移民問題に關するILOの努力

ILO(國際労働機關)が戦後にとりあげている最も重要な課題は、人口資源の活用計畫である。この計畫は世界の經濟的發展と諸國民の生活水

準を向上させるために、ILOがその経験と知識を傾倒して實行に當らうとするものである。現在世界には労働力の不足と過剰が同時に併存しており、また熟練労働力の不足にはいづれも悩んでいる。このような労働力供給と需要を適合させるためには、雇傭市場を組織化しなければならぬわけであるが、ILOはそのために雇傭斡旋機關の整備、回技術の訓練並びに再教育施設の擴張と改善、外國移民の促進と回滑化の三事業を行っている。右の中國移民問題に關してILOの行つた最も重要な仕事は、一九四九年の國際労働總會に採擇された雇傭移民に關する條約ならびに勸告の作成である。この條約は雇傭移民の國外移住に當り、その取扱組織の整備と、移住後における現地保護とのために、國際的な標準規定を設けたもので、本文と三つの附屬規定からなっており、本文は雇傭移民に關する基本的な權利をうたい、雇傭移民の保護サービスに關する政府の義務と、移住後における現地労働者との平等待遇について特に強調している。附屬規定の第一と第二は、いずれも雇傭移民の募集、導入、斡旋に關する取扱事務に關するものであり、その第二は集團的に渡航する計畫的移民に關するものである。附屬規定の第三は雇傭移民に關する個人的家財及び用具の輸入と稱ばれるもので、受入國への移住、ならびに移出國への歸還に當つての個人的な所有物や携帶用具等の關稅免除を規定している。本年三月一日現在で、この條約を批准した國はイギリスとニュージーランドだけである。さらにこの労働總會においては、この條約とともに雇傭移民に關する勸告が採擇されたが、その勸告には關係當事國間の双務協定に役立たせようとする協定雛型が附屬としてついであり、當事國の協力關係を促進して移住を圓滑ならしめることを期待している。

更にILOは國際移民を促進するため、その主催の下に國際移民會議を開催している。その第一回の會議は一九五〇年四月ジュネーブで開催され、その第二回會議は本年十月、ナポリにおいて開催されている。

この第一回會議に政府代表を送つた國は、西歐ならびに米洲諸國とオーストラリアの二十九カ國で、西ドイツ政府はオプザバーを派遣した。また國際移民問題はILOの力だけでは打開されないで、この會議にはさらに國際連合、ユネスコ、國際保健機關、國際復興開發銀行、國際難民機關國際貿易機關の中間委員會等の國際機關の代表と、歐洲經濟協力機關のオプザバーが出席している。この會議の主要議題は、國際移民問題といつても、西歐諸國の移民問題を中心としたものであり、マーシャルプランによる歐洲經濟復興計畫の一環として、特にイタリヤ及び西ドイツの失業問題と、國際難民機關の保護下にある流民問題を打開せんとしたものである。すなわち一九四九年當時のこれら過剩労働力は總計二〇〇萬に達しており、またイタリヤにおける失業者はその後さらに累増するような情勢にあつたから、これらの過剩労働力を歐洲の經濟再建と中南米ならびに英連邦諸國の經濟開發に役立たせようとしたものである。この會議において最も問題となつたのは、海外諸國への移民を促進する前提として、それら諸國に對し公私ならびに國際機關の投資を擴大するということであつた。もとより現在の國際情勢下においては、これらの國際投資は必ずしも容易ではないが、國際銀行としては移民を促進するような經濟開發計畫に對して好意的な考慮を拂つてゐることを明らかにし、右は又、間接に私的投資を奨励するものとして、多大の注目をひいた。要するにこの國際移民會議は現在までのところ西歐諸國の經濟復興の促進を中心としつつ、中南米及び英連邦諸國の經濟發展に寄與することを目的とし、國際移民の再開を促進せんと努力しているのであるが、その前途にはなお多くの困難な問題があるであらう。しかしそのような困難にもかかわらず、ILOが國際移民問題に對して、積極的な努力を開始したということは、戦後の新しい動向として我々としても大いに注目する必要がある。

(外務省情報部資料による)

## 日、米、加三國漁業條約假調印成る

「日本との平和條約」第九條に基き、戦後日本が始めて主催する國際會議、日、米、加三國漁業會議は、十一月五日より開催され、十一月九日提案の米國試案を中心に検討、更に十五日には、日本側より「北太平洋における公海漁業の保存及び發展のための國際條約案」が提示され、月餘に亘り審議中であつたが、去る十二月十二日その妥結を見るに至り、條約文（一部省略はあるが）發表された。次の條約文は公式のものではないが、參考資料として輯録した。なお本條約の本調印は、講和條約發効後シアトルで行われる豫定である。

### 北太平洋の公海漁業に關する國際條約（案）

前文

正當に委任したそれぞれの代表者を通じてこの條約に署名した日本國、カナダ及びアメリカ合衆國の政府は

主權國として、國際法及び國際慣習の原則に基く公海の漁業資源を開發する各自の權利に照らして行動し

北太平洋の漁業資源の最大の持續的生產性を確保することが人類の共通の利益及び締約國の利益に最もよく役立つこと並びに各締約國がこの資源の保存を促進する義務を自由且つ平等の立場において負うべきことを信じこれらの考慮にかんがみて、**①**締約國にとつて共同の利害關係がある漁業の最大の持續的生產性を確保するために必要とされる保存措置の確定に必要な科學的研究を推進し、及び調整するため、並びに締約國にその保存措置を勧告するため、この條約の三締約國を代表する國際委員會を設置すること並びに**②**各締約國が前記の保存措置に關する勧告を實施し、並びに自國の國民及び漁船に對して所要の抑制を設けることがきわめて望ましい

ことを認め  
よつて、次のとおり協定する。

## 一、適用水域及び船舶

**第一條** ①この條約が適用される區域（以下「條約區域」という）は、北太平洋の水域（領水を除く）とする。この條約の適用上、この水域は、接続する諸海を含むものとす。

②この條約のいかなる規定も、領水の範圍又は沿岸の國の漁業管轄權に關する締結國の主張に不利な影響を興える（主張を害する）ものとみなしてはならない。

③この條約の適用上「漁船」とは、魚類を漁獲すること又は公海で種載した魚類を加工し、若しくは輸送する船舶あるいはこのような活動のための裝備を有する船舶をいふ。

## 二、委員會構成

**第二條** ①締約國は、この條約の目的を達成するために、北太平洋漁業國際委員會（以下「委員會」という）を設置し、及び維持する。

②委員會は、三の國別委員部で構成し、各國別委員部はそれぞれの締約國の政府が任命する四人以下の委員で構成する。

③各國別委員部は、一個の投票權を有する。委員會のすべての決議勸告その他の決定は、第三條（C）（D）の規定に基き二の國別委員部が關與する場合を除く外三の國別委員部の全會一致の投票によつてのみ行ふものとする。

④委員會は、その會議の運営に關する規則を決定し、および、必要があるときはこれを改正することができる。

⑤委員會は、少くとも毎年一回會合し、また、國別委員部の多數が要請するその他の時期に會合する。

⑥委員會は、その第一回會議において議長、副議長および事務局長を異なる國別委員部から選定する。議長、副議長および事務局長の任期は一年とする。その後の各年において、國別委員部からの議長、副議長および事務局長の選定は各締約國がそれらの地位に順番に代表されるように行ふものとする。

⑦委員會はその本部の設置に適した場所を決定する。

⑧各締約國は、共通の關心事である北太平洋漁業問題に精通した者からなる諮問委員會

會を自國の國別委員部のために設置することができる。各諮問委員會は、委員會が秘密會とする旨を決定した會議を除く外、委員會のすべての會議に出席するように招請されるものとする。

④委員會は、公聽會を開くことができる。また、各國別委員部は、自國で公聽會を開くことができる。

⑤委員會の公用語は、日本語及び英語とする。提案及び資料は、いずれの一方の國語によつても委員會に提出することができる。

①各締約國は、自國の國別委員部の經費を決定し、且つ、支拂うものとする。委員會の共同の經費は、委員會が勸告し且つ締約國が承認する形式及び割合において締約國が負擔する分擔金により、委員會が支拂うものとする。

②共同の經費の年次豫算は、委員會が勸告し、且つ、締約國に承認のため提出する。

③委員會は、その共同の經費のための資金の支出の權限を有する。委員會は、その任務を遂行するために、必要な人員を雇用し及び必要な便益を取得することができる。

## 三、委員會の任務

**第三條** ①委員會は、次の任務を遂行する。

（A）この條約の付屬書に明記される魚種について、當該魚種が第四條の規定に基く自發的抑止のための條件を引き續き備えているかどうかを毎年決定するため研究すること。委員會は、當該魚種が第四條の條件を備えていないと決定したときは、當該魚種が附屬書から除かれるべきことを勸告する。ただし附屬書に最初から明記される魚種については、この條約の効力發生後五年間は、當該魚種が自發的抑止のための條件を引き續き備えているかどうかについての決定、または勸告をしないものとする。

（B）附屬書に追加をすることができるように、條約區域の魚種で一または二の締約國がその大部分の漁獲を行つているものを、當該魚種が第四條の規定に基く自發的抑止のための條件を備えているかどうかを決定するために締約國の要請に基いて研究すること。委員會は、特定の魚種が第四條の條件をみたしていると決定したときは（一）その魚種を附屬書に追加すべきこと（二）該當する一または二の締約國がその魚種の漁獲を自發的に抑止すべきこと及び（三）その魚種の漁獲に参加する一又は二の締約國が必要な保存措置を引き續き實施すべきことを勸告する。

（C）條約區域の魚種について、（イ）二または三の締約國が實質的漁獲を行つている魚種で、この條約の締結の際、現に存する當該締約國間の保存協定の對象となつてい

ないものを共同の保存措置の必要を決定するために關係締約國の要請に基いて研究すること。(ロ)前記の研究の結果とるべき必要な共同の保存措置(その緩和を含む)を決定し、及び勧告すること。但しその魚種の實質的漁獲に従事している締約國の國別委員部のみが當該決定及び勧告に關與することができ。決定及び勧告は、すべての締約國に規則的に通報されるが、締約國のうち國別委員部が當該決定又は勧告に關與したものにのみ適用される。(ハ)附屬書に明記される魚種について、それが締約國間の保存協定の對象となつてどうかを問はず、隨時とられる保存措置を規則的に報告することを一又は二の關係締約國に要請し、及びその情報を他の一又は二の締約國に送付すること。

(D)この條約の違反に關する同等の刑の細目の制定について審議し、及び締約國に勧告すること。

(E)締約國が第八條に従つて提供する記録を編集し、及び研究すること。

(F)委員部の事業、調査及び認定に關する報告を適當な勧告とともに毎年各締約國に提出し、また適當と認めるときはいつでも、この條約の目的に關係のある事項について各締約國に通報すること。

②委員部は、關係締約國の同意を得て、第五條2の規定に基き締約國が同意した約束及び本條の規定に基いて委員部が勧告しかつ關係締約國が受諾した措置がどの程度に有効であつたかを確かめることができるような手段をとることができ。

③委員部は、その任務の遂行に當り、できる限り、締約國の官公署の技術的及び科學的職務並びに情報を利用するものとし、また望ましく且つ可能ときは、公私の團體若しくは機關又は個人の職務及び情報を利用することができる。

#### 四、漁權保存措置

第四條 ①委員部は、勧告をするに當り、この條約の精神及び意圖並びに次の考慮に従わなければならない。

(A)この條約の規定に基いて決定される魚種のための保存措置はその魚種の實質的漁獲に従事しているすべての締約國に平等に適用されるように勧告されなければならない。

(B)次のすべての條件を合理的にみたしていると委員部が決定した魚種については

第三條1(B)の定めるところにより、勧告されなければならない。(イ)科學的調査に基く證據により、當該魚種の一層強度の漁獲が年々持續可能な漁獲高の實質的增加を招来しないことが明らかでないこと。(ロ)當該魚種の漁獲が、その最大の持續的生產性の維持または増加のため、その漁獲に實質的に従事している各締約國の法的措置により制限され、その他何らかの方法で規制されていること。この制限及び規制とは科學的調査に基く保存計畫に合致するものをいう。

(C)當該魚種が、それが完全に利用されているかどうか及び何が當該魚種の最大の持續的生產性の維持に必要な條件であるかを發見するための廣はんな科學的研究の主題となつていないこと。

もつとも、次のものについては、關係締約國の自發的抑止を勧告してはならない。

(1)その締約國がこの條約の効力發生直前の二十五年間のいずれかの時期において本條(4)に掲げる條件をしんじやくして實質的漁獲を行つたことがあると認められる魚種、(2)この條約の締約國以外の一又は二以上の國が大部分を漁獲している魚種並びに④關係締約國の漁獲歴の歴史の交錯、この操業によつて漁獲される魚種の交錯並びに關係締約國間の共同の保存及び規制に關する長期にわたつて確立した歴史が存するために、その結果として操業及び取締の分離が實行困難となつている水域この但書⑤の條件は、アラスカ灣の水域以南のアメリカ合衆國及びカナダの太平洋岸の地先沖合の水域についてカナダ及びアメリカ合衆國に適用されるものと認める。よつて、この水域については、アメリカ合衆國又はカナダのいずれか一方のみの自發的抑止を勧告してはならない。

いかなる決定又は勧告に當つても、當該魚種の生產性、漁獲又は管理に一時的な衰退又は停止を招来したことがある同盟體業、戦争又はその他の例外的な經濟的若しくは生物學的條件の影響をしんじやくしなければならぬ。

第五條 ①この條約の附屬書は、この條約の不可分の一部をなす。すべて「條約」というときは、現在の字句における、又は第七條の規定に従つて修正されたこの附屬書を含むものと了解する。

②締約國は、この條約の附屬書に最初から明記されるいずれの魚種も第四條に定める條件をみたすものであることを承認し、従つて、該當する一又は二の締約國がその魚種の漁獲を自發的に抑止すること及びその魚種の漁獲に参加する一又は二の締約國が

必要な保存措置を引き続き実施することに同意する。

第六條 締約國はこの條約の締約國でない國の國民または漁船が委員會の事業またはこの條約の目的の達成を妨げていることを知つたときは、そのことについて他の締約國の注意を喚起しなければならぬ。すべての締約國は、前記の締約國の要請があつたときはこのような妨害的影響を避けるためまたはいづれかの締約國をこのような妨害的影響から免かれさせるため、とるべき措置について協議することに同意する。

第七條 ① この條約の附屬書は、その修正について第三條一の規定に従つて委員會が行つた勧告の受諾に關するすべての締約國からの通告を委員會が受領した日から修正されるものと認める。

② 委員會は、附屬書の修正の受諾に關する各通告を受領した日をすべての締約國に通告する。

第八條 締約國は、委員會が要請するすべての記録をできる限り保存し、且つ委員會の要請があつたときは、その記録及びその他の情報の編集物を提供することに同意する。いかなる締約國も、この規定に基いて個々の操業の記録を保存し、および提供することを要請されることはない。

### 五、禁止規定

第九條 ① 各締約國は、次のことに同意する。

(A) 締約國の國民及び漁船は、當該締約國が漁獲を自發的に抑止することに同意した魚種について、附屬書に明記する水域において當該魚種の漁獲に従事すること及び漁獲した當該魚種を當該水域において積載し、加工し、所持し又は輸送することを禁止される。

(B) 締約國の國民及び漁船は、當該締約國が保存措置を引き続き実施することに同意した魚種について、附屬書に明記する水域において當該保存措置に基いて設定された規制に違反して漁業活動に従事することを禁止される。

② 各締約國は、この條約の規定を實効的にするため、その國民および漁船について、違反に對する適當な罰則を伴う必要な法令を制定施行し、かつ、このことに關し自國がとつた措置の報告を委員會に送付することに同意する。

### 六、監視取締

第十條 ① 締約國は、この條約の規定を誠實に實施するため、適當かつ有効な措置をとる

ことについて相互に協力することに同意する。従つて、締約國は、次のとおり同意する。

(A) この條約の規定に従つて締約國が漁獲を自發的に抑止することに同意した水域で當該締約國の漁船が発見されたときは、いづれかの締約國の正當に権限を有する公務員も、その漁船に臨んでその裝備、帳簿、書類その他の物件を検査し、及び船上にある人に對して質問をすることが出来る。

(B) 前記の人又は漁船が、現にこの條約の規定に違反して操業に従事しているとき又は前記の公務員がその漁船に臨む直前にそのような操業に明らかに従事したと信するに足る相當の理由があるときは、その公務員は、その人を逮捕し、又はその漁船をだ捕することができる。この場合において當該公務員の所屬する締約國は、前記の人又は漁船の所屬する締約國にその逮捕又はだ捕を通告し、かつ、できる限りすみやかに、兩締約國が相互に合意する場所での人又は漁船をその所屬する締約國の権限を有する公務員に引き渡さなければならぬ。ただし前記の通告を受領した締約國が直ちに引渡しを受けることができず、かつ要請をしたときは、その通告を行つた締約國は、前記の人又は漁船を兩締約國が相互に合意する條件により自國の領域内で監視の下に置くことができる。

(C) 前記の人又は漁船の所屬する締約國の當局のみが、違反を裁判し、かつ、これに對する刑を科することができる。違反を證明するのに必要證人及び證據は、この條約の締約國の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約國にできる限りすみやかに提供されなければならない。

② 一又は二の締約國が、この條約の規定に従つてある種の魚種について保存措置を引き続き実施することに同意した水域における當該締約國の國民又は漁船については、當該締約國は、單獨に又は共同して取締を行つものとする。

③ 締約國は、この條約の實施の五年後から一年の間に、本條の取締規定の實効性を検討するため、また、早ましいときは、それを一層實効的に實施する方法を審議するため、會合することに同意する。

### 七、有効期間

第十一條 ① この條約は、締約國により各自の憲法上の手續に従つて批准されなければならぬ。批准書はなるべくすみやかに東京で交換されるものとする。

② この條約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。この條約は、十年間効力を存続し、その後は、一締約國が他の締約國にこの條約を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。この條約は、それによつてすべての締約國について終了する。以上の證據として、各全權委員は、正當の委任を受けて、この條約に署名した。

## 八、附 屬 書 (漁業制限海域)

① 次に掲げる魚種及び水域については、この條約の第五條の規定に従つて、日本國は、漁獲を自發的に抑止することに同意し、カナダ及びアメリカ合衆國は、必要な保存措置を引き續ぎ實施することに同意する。

(A) おひよう (ヒボグロス・ステノレビス)

おひようの商業的漁獲が行われており、又は可能であるカナダ及びアメリカ合衆國の地先沖合の條約區域。この附屬書でおひようとは北アメリカ沿岸に沿つて發生するおひようをいう。

(B) にしん (クルペア・パラシイ) 北アメリカ系のにしんの商業的漁獲が行われており、または可能であるカナダおよびアメリカ合衆國の地先沖合の條約區域 (ベーリング海とアラスカ半島の先端を通過する千午線の西の北太平洋の水域とを除く)

(C) さげ (オンコリンカス・ガルブリーシヤ、オンコリンカス・ケタ、オンコリンカス・ギジューチ、オンコリンカス・ネルカおよびオンコリンカス・チャウイチヤ)

カナダ及びアメリカ合衆國の川に發生するさげの商業的漁獲が行われており、又は可能であるカナダ及びアメリカ合衆國の地先沖合の條約區域 (ベーリング海とアトカ島の西端を通過する千午線に従う暫定的の線の西の北太平洋の水域とを除く)

② 次に掲げる魚種及び水域については、この條約の第五條の規定に従つて、日本國及びカナダは、漁獲を自發的に抑止することに同意し、アメリカ合衆國は、必要な保存措置を引き續ぎ實施することに同意する。

さげ (オンコリンカス・ガルブリーシヤ、オンコリンカス・ケタ、オンコリンカス・ギジューチ、オンコリンカス・ネルカ及びオンコリンカス・チャウイチヤ)

アメリカ合衆國の川に發生するさげの商業的漁獲が行われており、又は可能である。アラスカの西海岸のプリンス・オウ・ウェールズ岬から西へ西經百六十八度五十分二十二秒五九に至り、次いで直南へ北緯六十五度十五分零秒の點に至り、次いで北緯五十一度・東經百六十七度を通過する大圈コースに沿つてその大圈コースが西經百七十五度の千午線と交さる點に至り次いで南への千午線上の暫定的の線に沿つてアトカ島

の領水の境界に至る線の東のベーリング海の條約區域。

## 九、附 屬 議 定 書

日本國、カナダ及びアメリカ合衆國の政府は東京で署名された北太平洋の公海漁業に關する國際條約について、各自の全權委員を通じて、次の約定に同意する。

日本國、カナダ及びアメリカ合衆國の政府は、この條約の附屬書の規定に従ひさげの漁獲が自發的に抑止され、又はさげの保存措置が引き續ぎ實施されるべき區域を決定するために採擇された西經百七十五度の千午線及びアトカ島の西端を通過する千午線が、次に述べる手續に従ひ確認され、又は再調整されるまで引き續ぎ効力を有する暫定的の線と認められることに同意する。

この條約に基き設置されるべき委員會は、カナダおよびアメリカ合衆國の川に發生するさげがアジアの川に發生するさげと交錯する區域があるかどうかを決定するため、できる限りすみやかに條約區域の水域を調査するものとする。このよりな區域が発見されたときは、委員會は、アジア系のさげと第四條の規定に従ひある締約國が漁獲を自發的に抑止することに同意したカナダおよびアメリカ合衆國系のさげとを最もよく分つまたは二以上の線を決定するため、ならびにこの一または二以上の線が附屬書の(C)および②に明記する暫定的の線よりも一層扁平にこのさげを分つものであることを合理的な疑問の余地がないように示すことができるかどうかを決定するために、適切な研究を行う。これらの決定に従ひ、委員會は、その暫定的の線を確認すべきこと又は前記の研究の結果に基き變更すべきことを勧告する。この場合には、取締を簡單にするため必要な調整に充分な考慮を拂うものとする。

もつとも、委員會が相當の期間内に前記の一又は二以上の線を全會一致で勧告することができないときは、能力があり且つ利害關係がない三人の者からなる科學者特別委員會にこの問題を付託することに同意する。この三人の者は、いずれも締約國の國民であつてはならず、この問題の決定のためにすべての締約國の相互の合意により選定されるものとする。

更に、この特別委員會の過半数によつて決定されたときは、委員會は、それに従ひ勧告を行うことに同意する。

日本國、カナダおよびアメリカ合衆國の政府は、この議定書に署名するにあたり、この議定書に定める手續が特別の事態に對處するためのものであることを明かにすることを希望する。したがつてこの手續は、將來委員會に提出される問題の最終的決定に關する前例と認めなければならない。

この附屬議定書は前記の條約の効力發生の日に効力を生ずる。

# 官廳給與制度沿革一覽表

一、昭和十五年より昭和二十一年七月給與制度改正前まで

昭和十一年	昭和二十二年	昭和二十九年	昭和二十七年	昭和二十六年	昭和十五年
<p>◎六月賞與改訂（六月） （本俸家族手當勤続手當、及び物價手當の合計月額の一ヶ月分）</p>	<p>◎越冬資金のための賞與（一月及び二月） （現業員には本俸三月乃至六月分を分以内を二月支給）</p>	<p>◎九月賞與新設（九月） （本俸の一月分以内、翌年にも支給） ◎十二月特別賞與新設（十二月） （六大都市在勤者本俸の一月分以内、郡部其他の市在勤者一月分以内、支給）</p>	<p>◎増額及び支給範囲擴張（四月） （委任官以下に對し、扶養家族一人に付月三圓） ◎増額及び支給範囲擴張（十一月） （委任職員に扶養家族一人に付月五圓）</p>	<p>◎増額及び支給範囲擴張（四月） （委任官以下に對し、扶養家族一人に付月三圓） ◎増額及び支給範囲擴張（十一月） （委任職員に扶養家族一人に付月五圓）</p>	<p>◎六月賞與新設（六月） （本俸の一月分以内としその後毎年支給）</p>
	<p>◎増額（七月） （疎開以外の別居扶養家族にも一人に付月五圓を増額） ◎増額（十二月） （扶養家族一人に付月二〇圓）</p>	<p>◎増額（十二月） （疎開等による別居扶養家族一人に付月五圓）</p>	<p>◎勤勉手當の創設（十二月） （委任官以下五年以上勤続者に支給、官吏月四十五圓以内、雇員以下月三十二圓以内）</p>	<p>◎勤勉手當の創設（十二月） （本俸の一割）</p>	<p>◎家族手當の創設（十月） （判任官以下月收一五〇圓以下に對し、扶養家族一人に付月二圓、但し最高は職員一人に付月十圓）</p>
<p>◎臨時手當の増額（六月） （従前の額の概ね倍額）</p>	<p>◎戰時勤勉手當の廢止、臨時物價手當の創設（十二月） （本俸の六割、但し五〇圓以上一〇〇圓以内）</p>	<p>◎臨時手當の創設（三月） （本俸の三割、勤続手當及び物價手當の合計額に對し、勤続手當及び物價手當の三割乃至六割、勤続手當及び物價手當の三割乃至六割、勤続手當及び物價手當の三割乃至六割）</p>		<p>◎戰時勤勉手當の創設（十一月） （本俸の一割）</p>	<p>◎教職員、警察監獄職員の臨時手當創設（四月） （俸給一五〇圓以下の者に對し、職員月十圓、但し七圓以上十五圓以内）</p>
				<p>◎戰時勤勉手當の創設（十一月） （本俸の一割）</p>	<p>◎物價手當その他の手當關係</p>
					<p>◎その他の特殊手當</p>

二、昭和二十一年七月給與制度改正後（法令の上の○印は◎で既出のもの）

同 年 五 月			昭 和 二 十 二 年 二 月				同 年 十 二 月	昭 和 二 十 一 年 七 月			給 與 の 種 類	支 給 額	根 拠 規 定	備 考		
5	4	3	2	1	4	3	2	1	3	2	1	給 與 又 は 給 料	給 與 又 は 給 料			
年令別保證給	臨時勤務地手當	臨時家族手當	俸給又は給料 暫定加給	俸給又は給料	臨時勤務地手當	臨時家族手當	臨時家族手當	俸給又は給料 暫定加給	臨時勤務地手當	臨時家族手當	俸給又は給料 暫定加給					
<p>俸給又は給料と暫定加給の合計額が三才を四才として年令別と定めた額に満たないときは、その額まで暫定加給を増額</p>			<p>官吏俸給又は給料は、雇用人等給與支給準則の別表による額で、最高給者で、最下給者で、十九割、最高給者で、四割、扶養家族一人につき、二〇〇圓、甲地、八〇〇圓、乙地、四〇〇圓、丙地、二〇〇圓、丁地、一〇〇圓、戊地、五十圓、に對し、</p>				<p>一人當り總平均俸給又は給料の二ヶ月分</p>	<p>官吏俸給又は給料は、雇用人等給與支給準則の別表による額で、最高給者で、最下給者で、十九割、最高給者で、四割、扶養家族一人につき、二〇〇圓、甲地、八〇〇圓、乙地、四〇〇圓、丙地、二〇〇圓、丁地、一〇〇圓、戊地、五十圓、に對し、</p>			<p>官吏俸給又は給料は、雇用人等給與支給準則の別表による額で、最高給者で、最下給者で、十九割、最高給者で、四割、扶養家族一人につき、二〇〇圓、甲地、八〇〇圓、乙地、四〇〇圓、丙地、二〇〇圓、丁地、一〇〇圓、戊地、五十圓、に對し、</p>	<p>官吏俸給又は給料は、雇用人等給與支給準則の別表による額で、最高給者で、最下給者で、十九割、最高給者で、四割、扶養家族一人につき、二〇〇圓、甲地、八〇〇圓、乙地、四〇〇圓、丙地、二〇〇圓、丁地、一〇〇圓、戊地、五十圓、に對し、</p>	<p>官吏俸給又は給料は、雇用人等給與支給準則の別表による額で、最高給者で、最下給者で、十九割、最高給者で、四割、扶養家族一人につき、二〇〇圓、甲地、八〇〇圓、乙地、四〇〇圓、丙地、二〇〇圓、丁地、一〇〇圓、戊地、五十圓、に對し、</p>	<p>官吏俸給又は給料は、雇用人等給與支給準則の別表による額で、最高給者で、最下給者で、十九割、最高給者で、四割、扶養家族一人につき、二〇〇圓、甲地、八〇〇圓、乙地、四〇〇圓、丙地、二〇〇圓、丁地、一〇〇圓、戊地、五十圓、に對し、</p>		
<p>◎暫定加給等改正案要綱（昭和二三、四、二六、閣議決定）</p>			<p>◎暫定加給支給要綱（昭和二三、二二、二五、閣議決定） ◎給本發第二二號、給發第四三六號</p>				<p>◎政府職員の待遇改善について（昭和二二、二二、三、閣議決定）</p>	<p>◎昭和三十一一年末一時金の支給方針について（昭和二二、一一、一二、給發第二三八號）</p>			<p>◎昭和三十一一年末一時金の支給方針について（昭和二二、一一、一二、給發第二三八號）</p>	<p>◎昭和三十一一年末一時金の支給方針について（昭和二二、一一、一二、給發第二三八號）</p>	<p>◎昭和三十一一年末一時金の支給方針について（昭和二二、一一、一二、給發第二三八號）</p>	<p>◎昭和三十一一年末一時金の支給方針について（昭和二二、一一、一二、給發第二三八號）</p>	<p>◎昭和三十一一年末一時金の支給方針について（昭和二二、一一、一二、給發第二三八號）</p>	<p>◎昭和三十一一年末一時金の支給方針について（昭和二二、一一、一二、給發第二三八號）</p>
<p>四月に遡及支給</p>			<p>一、二〇〇圓、三、一〇〇圓、四、五十圓、に對し、</p>				<p>一、二〇〇圓、二、一〇〇圓、三、五十圓、に對し、</p>	<p>一、二〇〇圓、二、一〇〇圓、三、五十圓、に對し、</p>			<p>一、二〇〇圓、二、一〇〇圓、三、五十圓、に對し、</p>	<p>一、二〇〇圓、二、一〇〇圓、三、五十圓、に對し、</p>	<p>一、二〇〇圓、二、一〇〇圓、三、五十圓、に對し、</p>	<p>一、二〇〇圓、二、一〇〇圓、三、五十圓、に對し、</p>	<p>一、二〇〇圓、二、一〇〇圓、三、五十圓、に對し、</p>	<p>一、二〇〇圓、二、一〇〇圓、三、五十圓、に對し、</p>



昭和三十一年一月	同二十一年一月	同二十年十一月	同二十年十月	同二十年九月	同二十年六月
一時手當	一時手當	6 臨時手當	1 依給又は給料 2 暫定加給 3 暫定加給臨時増給 4 臨時家族手當 5 臨時勤務地手當	凹凸調整のための一時金 一時手當	1 俵給又は給料 2 暫定加給 3 暫定加給臨時増給 4 臨時家族手當 5 臨時勤務地手當
昭和二十二年十一月欄の1から6までの合計額	十一月欄の1から6までの合計額	額 1から5までの合計額の八分の一 甲地 乙地	官吏俵給令又は雇用人等給與支給準則の別表による額 俵給又は給料に對し、最下給者で九割 暫定加給の六割相當額 扶養家族一人につき一五〇圓 1から4までの合計額に對し 甲地 乙地	一人當り月額五圓の原資を各縣の凹凸率に從つて九月の場合と同様に支給 凹凸調整の率、甲地五割、乙地四割、丙地三割、に於て支給	官吏俵給令又は雇用人等給與支給準則の別表による額 俵給又は給料に對し、最下給者で九割 暫定加給の六割相當額 扶養家族一人につき一五〇圓 1から4までの合計額に對し 甲地 乙地
◎政府職員に對する一時手當の支給に關する法律(昭和二三、一一、二〇法律第二一六號)；(昭和三三、五、三一、法律第四六號)	◎政府職員に對する一時手當の支給に關する法律(昭和二三、一一、二二、法律第一六六號)；(昭和三三、五、三一、法律第四六號)	◎政府職員に對する臨時手當の支給に關する法律(昭和二三、一一、二五、法律第一四〇號)；(昭和三三、五、三一、法律第四六號)	◎官吏俵給令 ◎雇用人等給與支給準則 ◎暫定加給支給要綱 ◎暫定加給臨時増給實施要綱 ◎暫定加給等改正案要綱	◎官廳職員給與應急措置要綱(昭和二三、九、二九、給發第一〇二三號) ◎政府職員に對する一時手當の支給に關する法律(昭和二三、一一、二〇、法律第一一九號)；(昭和三三、一一、二五、法律第一四〇號)	◎官吏俵給令 ◎雇用人等給與支給準則 ◎暫定加給支給要綱 ◎暫定加給臨時増給實施要綱(昭和二三、五、三〇、給發第六一九號)；(昭和二三、六、一、給發第二二二號、給發第四三六號) ◎暫定加給等改正案要綱
分活補給金の一月	分活補給金の一月	支給は十月に遡及	一、八〇〇圓	一時手當は一、六〇〇圓、凹凸調整の率、甲地五割、乙地四割、丙地三割、に於て支給	一月に遡及支給 一、六〇〇圓



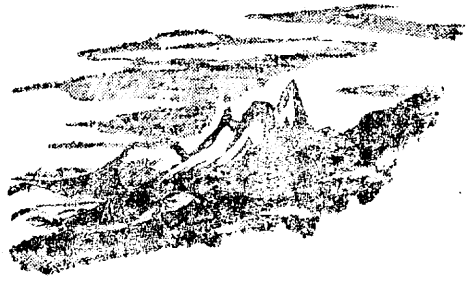
年 同	月一年六十二和昭	月二十年同	月四年同	十二和昭 月三年五	月二十年同	二和昭 年四十	降以月二十
1 俸 給	3 2 1 勤扶義手當 務地手當 給	年末手當	3 2 1 勤扶義手當 務地手當 給	昭 和 二 十 四 年 と 同 じ	臨時年末手當	同 右	4 特殊勤務手當
改正別表による額	一般職の職員に關する法律 第一二五、一二、二七、法律第二九、四、三、法律第九五號、改正昭和二五、一二、二七、法律第二九、四、三、法律第九五號、改正昭和二五、一二、二七、法律第二九、四、三、法律第九五號	給與月額に在職期間に應じて左の各號の割合を乗じて得たる額 三、三月末以上 百分の十五 二、三月末以上 百分の十五 一、三月末以上 百分の十五	一般職の職員に關する法律 昭和二十四年と同じ	同上	給與月額の三分の一に七百圓を加えた額に勤務期間に應じて左の各號の割合を乗じて得たる額 一、六月以上 十分の六 二、三月末以上 十分の六 三、三月末以上 十分の三	同 右	その他の扶養親族一人につき右の1及び2の合計額に對し 甲地 二割 乙地 一割 政府職員の特殊勤務手當に關する政令に定める額
昭和二七、八號	○一般職の職員に關する法律(昭和二五、四、三、法律第九五號、改正昭和二五、一二、二七、法律第二九、四、三、法律第九五號) ○同右	○國家公務員に對する年末手當の支給に關する法律(昭和二五、一二、一五、法律二六六號)	○一般職の職員に關する法律(昭和二五、四、三、法律第九五號) ○同右	同上	○國家公務員に對する臨時年末手當の支給に關する法律(昭和二四、一二、二四、法律第二八二號)	同 右	○政府職員の給與實施に關する法律(昭和二三、五、三一、法律第四六號) ○政府職員の給與實施に關する法律第二六五號及び運用方針(昭和二四、二、七、法律第一三號) ○政府職員の給與實施に關する法律第二四四號 ○扶養手當支給規則(昭和二四、二、七、給本甲第二〇號) ○勤務地手當の引上停止に關する政令(昭和二四、二、七、給本甲第二二號)
一〇、〇六二回	七、九〇〇回ベ ス、三は一般職 の職員に關する 法律に含 まれた						昭和二四年一 月及び二 月までは一 から四まで の合計額を 差引いた 現に受けて いる給與に 差引かれた 額は保 證され

同二十二年月	十月
年末手當	32 扶養手當 勤務地手當
各給與 三二一 三三六 月三三 未以以 滿上上 百百百 分分分 ののの 二四八 十八	昭和二十六年に同じ 同右
◎昭和二十六年 律（昭和二六 一、一、法律第二八四號）	◎同 同右

昭和二十六年本道産米麥供出成績表 (單位玄米石) 昭二六、二二、三〇現在

支廳	支廳計	米		麥	
		割當供出%	割當供出%		
札 幌	三,〇九〇〇	八,九四八	七,四〇〇	三,五〇〇	五〇三〇
旭 川	八,七三〇〇	七,四七二	四〇〇	四,四三〇	一,一〇〇
小 樽	三,五三〇〇	二,八二〇	四九	一,一〇〇	一,〇〇〇
函 館	五,〇〇〇	二,四〇〇	四九	一,三〇〇	五,五〇
室 蘭	三,五〇〇	三三	六五		
釧 路	一,四九〇〇	一,四〇〇	八九	一〇〇〇	一三〇
帶 廣	六,四三〇〇	七,六四四	一〇〇	二,九七〇	四,九三六
北 見	一,四〇〇	一,四〇〇	一〇〇	二,九七〇	二,三三九
夕 張	六,八九〇〇	四,六六九	六五	二,六八〇	七,八二〇
岩 手	五〇〇	四,五六	三五	二,六八〇	二,九
網 走	一,四一〇〇	一,三九九	九九	七,八二〇	二,九
留 萌	一,〇〇〇	〇	〇	〇	〇
苫 小	一,〇〇〇	〇	〇	〇	〇
支廳計	一,四四,九六〇	一,一六,一四七	八〇	一〇〇,八四〇	一三,八三三
留 宗	二五,六七〇	二〇,〇八二	七九	一〇〇	一五,三
網 走	一四,六五〇	一六,六九四	一一	四,八三〇	六,〇三五
根 室				一,三〇	一,七〇
釧 路				一〇〇	一五,三
十 勝	一七,〇一一	一四,五五〇	八五	七〇	八〇,七
日 高	二,五七〇	一七,五九〇	八四	二,八〇〇	七,七〇
贈 振	三,五七〇	三,七九〇	一〇〇	三,〇〇〇	三,四〇
渡 島	三,八九〇	三,六六四	九八	四〇〇	七,六一三
檜 山	一六,四七〇	一四,〇三二	八三	一〇〇	一六,〇
後 志	五,七五〇	四,三六八	七五	一〇〇	一六,〇
上 川	三,〇八〇	三,四七〇	一一	一〇〇	一六,〇
空 知	三,〇八〇	三,四七〇	一一	一〇〇	一六,〇
石 狩	一〇,六九〇	七,九九四	七四	五,〇〇〇	七,六一三
合 計	一,四四,九六〇	一,一六,一四七	八〇	一〇〇,八四〇	一三,八三三

市 計	美 嶺	稚 内	合 計
一,四八五,〇〇〇	五,六五〇	一〇四,三〇八	一,五九〇,〇〇〇
一,四八五,〇〇〇	五,六五〇	一〇四,三〇八	一,五九〇,〇〇〇
七,八	七,三	七,八	七,八
一,三〇,〇〇〇	五,〇	一,三〇,〇〇〇	一,三〇,〇〇〇
一,五〇,九九〇	四,二	一,五〇,九九〇	一,五〇,九九〇



# 物 價 指 數 調

主要國別卸賣物價指數	68
經 濟 指 數	69
東京卸賣物價指數	71
消費者物價指數	72
東京圏及自由物價指數(生産財)	73
東京圏及自由物價指數(消費財)	74
生産財實効物價指數(全國平均)	75
公 定 料 金 指 數	76
消費者物價地域差指數	78
北海道各市別物價指數	79

## 主要國別卸賣物價指數

(昭12~24年は月平均) 國連統計月報

國 別	オーストラリア	バルギ	カナダ	フランス	デンマーク	ドイツ	インド	インドネシア	イタリア	オランダ	日 本	スウェーデン	スイス	イギリス	アメリカ
基準年次	昭12	21~23	12	13	12	13	12	14.1~6	12	12	12	12	12	12	12
昭 12	100	—	100	—	100	—	100	—	100	100	100	100	100	100	100
13	100	—	93	100	94	100	90	98	107	94	105	97	96	93	91
14	100	—	89	105	99	—	100	100	112	97	117	101	100	91	89
15	110	—	98	139	145	—	112	—	130	120	130	128	129	126	91
16	117	—	106	171	171	—	123	—	145	138	140	151	165	140	101
17	132	—	113	201	179	—	151	—	163	145	152	166	188	147	114
18	138	—	118	234	180	—	206	—	245	148	162	172	196	150	119
19	139	—	121	265	182	—	228	296	918	151	184	172	200	153	121
20	140	—	122	375	179	—	231	—	2,203	167	278	170	198	155	123
21	141	330	128	648	176	—	252	812	3,084	232	1,290	163	193	161	140
22	150	355	153	989	195	—	297	1,150	5,518	250	3,837	175	201	176	176
23	170	389	181	1,712	213	158	367	1,690	5,821	260	10,190	188	209	202	191
24	189	370	186	1,917	218	192	381	2,100	5,528	271	16,580	189	199	212	180
25.1	206	366	186	2,063	234	197	385	2,000	5,063	291	18,080	192	191	225	176
2	210	364	187	2,057	235	198	392	1,930	5,092	296	17,960	193	188	225	177
3	210	360	188	2,102	236	197	392	1,880	5,063	296	18,010	193	188	226	177
4	221	362	189	2,098	238	196	391	1,900	5,022	295	17,990	194	187	230	177
5	220	365	191	2,082	239	197	393	1,910	5,024	294	18,070	194	190	234	181
6	222	365	195	2,035	238	198	396	1,920	4,998	298	18,180	196	189	236	182
7	222	379	197	2,123	239	204	405	2,060	5,023	300	19,210	196	192	238	189
8	231	396	199	2,207	245	207	409	2,220	5,257	304	20,170	197	198	242	193
9	232	417	205	2,238	252	219	412	2,280	5,444	311	20,590	200	201	250	196
10	236	423	204	2,270	257	220	411	—	5,538	317	21,320	202	205	257	196
11	242	426	206	2,304	266	224	411	—	5,645	325	21,990	213	208	265	199
12	—	—	—	2,409	275	—	413	—	—	—	—	—	211	268	203

(備考) インド・昭和22年度から基準變更。昭23. 9-24. 8=100

經 濟 指 標

項目	日 額	銀 行	動 定	郵 便 貯 金		手 形 交 換 高	物 價 指 數	生 產 指 數	株 價 指 數	輸 出	輸 入	百 均 價		輸 送 量	貨 物 價
				全國	本 道							全 國	本 道		
17	7,148	1,827	5,841	23,966	33,169	9,513	46,569	24,856	13,356	18,182	—	769	292.1	994.8	1,743
18	10,266	3,642	7,476	32,961	43,702	10,741	56,328	32,354	19,439	15,455	—	775	223.3	490.3	1,443
19	17,745	8,943	9,596	55,038	71,284	16,245	77,926	51,154	31,023	10,569	—	779	230.6	26,973	1,526
20	25,440	12,838	12,602	75,587	104,565	28,977	114,829	97,621	41,132	82,591	—	791	231.6	44,845	1,811
21	29,397	15,430	13,967	87,737	109,820	12,083	144,869	146,406	53,951	104,330	—	820	328.6	45,165	1,955
22	219,141	32,301	145,866	229,431	336,479	107,048	234,375	168,243	52,541	322,801	—	807	242.2	700.3	1,636
23	355,281	51,901	247,718	112,718	183,394	70,679	505,349	381,348	74,132	239,058	—	769	229.1	46,799	1,700
23計(平均)	341,575	61,091	230,274	100,725	169,865	79,887	501,226	381,201	80,035	1,223,232	—	(235.2)	292.1	46,799	1,700
24	322,448	72,510	211,895	128,598	169,222	42,376	501,533	390,894	82,981	171,893	—	775	230.3	490.3	1,443
3	312,547	67,943	205,198	160,290	118,792	41,498	558,549	408,245	82,324	18,036	—	779	231.6	26,973	1,526
4	315,932	74,811	194,815	115,108	127,897	12,789	538,186	415,252	84,719	21,005	—	820	242.2	44,845	1,811
5	305,937	60,103	197,908	120,657	142,565	21,908	560,893	425,878	87,968	24,735	—	807	247.0	45,165	1,955
6	300,628	69,714	173,553	118,733	124,063	5,506	582,533	495,153	92,762	23,848	—	801	246.1	43,334	1,758
7	299,492	63,887	179,865	130,163	124,063	6,100	615,422	496,661	97,140	24,697	—	765	246.4	46,761	1,871
8	295,579	79,935	177,935	119,975	129,027	9,052	634,299	518,628	99,965	17,049	—	733	250.5	40,453	1,732
9	296,201	90,579	188,723	110,613	118,713	8,100	711,382	563,353	102,965	18,961	—	704	255.0	40,753	1,890
10	306,252	105,871	143,797	129,325	164,772	35,447	669,845	588,624	104,832	29,803	—	685	257.5	30,733	1,890
11	303,822	98,544	145,135	141,329	158,551	17,224	700,369	612,231	108,947	21,119	—	685	257.6	40,263	1,763
12	355,301	88,646	188,900	175,168	264,368	89,200	792,018	679,052	110,193	24,151	—	655	257.3	49,707	1,560
23計(平均)	320,397	88,493	176,235	130,590	154,722	15,145	769,701	679,132	117,547	23,124	—	(755)	257.3	49,707	1,560
25	311,810	106,604	170,799	171,543	154,722	16,822	774,134	706,459	120,454	23,870	—	625	267.7	39,473	1,025
3	311,343	108,824	163,497	29,536	198,698	14,961	876,680	745,840	124,061	25,499	—	573	266.6	51,160	1,192
4	319,645	123,670	160,598	143,688	150,661	6,973	838,980	769,029	127,951	26,525	—	533	266.6	52,997	966
5	310,404	131,874	138,772	30,070	142,174	13,908	848,990	777,130	133,328	27,324	—	492	266.4	30,733	1,143
6	311,184	130,150	136,008	29,810	145,397	3,185	868,498	795,576	137,356	27,292	—	480	269.1	65,816	9,920
7	319,809	118,292	121,449	149,957	173,564	23,967	897,980	816,159	141,199	27,738	—	500	284.4	53,018	9,052
8	324,618	146,352	120,647	151,179	136,169	15,010	829,171	854,370	143,460	29,155	—	569	288.7	71,930	8,952
9	328,781	156,026	127,328	141,964	163,247	8,541	964,412	877,907	146,496	30,059	—	557	305.6	85,520	9,357
10	344,689	141,763	136,630	34,614	186,674	43,511	938,969	897,475	147,966	32,838	—	570	315.9	75,824	10,431
11	353,575	112,433	135,449	136,283	177,939	41,656	1,004,517	932,482	149,011	32,867	—	578	325.2	84,562	10,889
12	422,063	114,508	136,786	40,017	272,725	81,303	1,048,564	994,746	149,742	35,047	—	580	330.4	116,596	11,294
23計(平均)	397,729	100,982	128,611	188,064	196,384	105,720	1,073,810	989,926	155,293	44,388	—	(543)	330.4	116,596	11,294
1	399,771	103,704	136,861	145,928	148,457	2,529	1,111,560	1,019,537	157,348	34,794	—	604	347.9	81,248	10,317
2	396,307	121,973	136,854	37,653	210,720	25,659	1,216,160	1,064,137	157,036	36,942	—	644	351.7	81,414	11,496
3	410,015	120,466	125,003	38,590	196,128	19,565	1,196,471	1,101,622	158,480	37,317	—	670	411.0	123,329	11,643
4	399,332	145,644	127,236	206,555	161,776	44,779	1,240,722	1,150,511	162,623	38,097	—	683	410.4	141,773	11,988
5	407,704	191,308	129,176	215,562	175,465	40,097	1,275,565	1,212,712	166,815	39,380	—	678	404.2	141,773	11,988
6	409,025	203,302	139,388	203,685	198,592	50,093	1,292,701	1,264,511	173,946	39,265	—	623	399.8	120,227	11,817
7	414,705	237,875	129,617	218,080	187,810	30,770	1,294,977	1,322,439	178,716	40,530	—	630	399.8	120,227	11,817
8	416,359	246,370	80,036	177,084	172,721	4,363	1,365,869	1,383,039	181,553	42,043	—	632	409.6	120,227	11,817
9											—		41,648	399.2	2,336





# 東京卸賣物價指數

(昭和23年1月=100) 日銀統計局調

年月次	類別	總平均	食 用		其 他 食糧品	織 維 品	燃 料	金 屬 及 金 屬 製 品		建 築 材 料	化 學 製 品	雜 品
			農 產 物									
昭 22.	4	35.80	27.82		48.54	24.47	36.36	33.32	45.79	37.55	31.90	
	7	56.29	55.85		59.26	26.23	82.57	55.86	63.97	60.89	46.92	
	10	86.60	64.14		71.84	91.39	99.83	100.00	99.84	99.09	84.06	
	年 平 均	56.61	50.87		55.98	48.28	64.18	60.77	61.82	63.13	51.89	
昭 23.	1	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	4	102.2	109.2		103.3	99.9	100.0	100.2	100.0	100.0	100.0	
	7	158.1	152.7		157.7	125.4	242.7	158.2	154.7	131.6	134.3	
	10	203.9	177.8		224.9	203.9	255.4	192.4	184.1	191.9	198.6	
年 平 均	150.4	151.2		159.0	141.0	178.7	143.1	140.2	140.6	140.4		
昭 24.	1	223.3	244.0		256.4	204.9	256.0	195.1	197.0	191.9	206.1	
	2	230.6	244.5		255.9	255.7	256.0	195.3	197.0	191.8	206.1	
	3	231.6	246.8		255.7	260.7	256.0	195.3	197.0	191.4	206.1	
	4	242.2	265.8		258.4	302.6	256.2	199.4	197.6	194.9	206.1	
	5	247.0	276.5		260.1	319.9	256.2	201.0	197.6	194.9	204.4	
	6	246.1	278.4		258.6	311.6	256.9	201.0	197.8	195.9	206.2	
	7	246.4	281.4		260.5	304.1	261.6	201.1	197.5	193.8	208.4	
	8	250.0	275.5		264.0	325.6	274.7	201.0	198.1	192.1	207.5	
	9	255.0	279.7		265.7	337.9	284.8	206.2	198.0	191.7	210.0	
	10	257.5	278.8		269.0	341.6	281.6	217.5	199.6	194.7	213.1	
	11	257.6	278.2		267.4	338.9	282.9	220.0	199.9	198.1	214.5	
	12	257.3	278.4		259.5	332.4	293.2	221.0	200.3	199.4	220.8	
	年 平 均	245.4	269.0		260.9	303.0	268.0	204.5	198.1	194.2	209.1	
昭 25.	1	267.7	292.4		258.3	319.8	316.4	245.9	216.3	219.7	229.4	
	2	265.9	294.0		250.7	309.8	315.0	247.8	217.3	221.5	231.8	
	3	266.6	297.2		248.2	306.1	313.2	249.5	214.5	237.7	233.3	
	4	268.4	311.3		247.0	307.8	293.3	248.8	211.1	238.3	235.6	
	5	267.6	315.6		242.9	317.1	286.8	253.0	210.0	238.1	237.8	
	6	269.1	317.6		244.1	325.1	286.8	259.4	200.9	238.0	239.4	
	7	284.5	347.0		250.1	359.3	284.4	287.6	212.3	238.7	246.4	
	8	298.7	327.6		255.5	409.0	286.5	314.5	227.9	278.2	263.1	
	9	305.6	315.4		256.2	419.3	287.3	354.6	235.7	274.7	281.0	
	10	315.9	309.3		262.2	434.7	296.6	375.3	260.0	283.9	293.9	
	11	325.3	309.0		260.5	457.8	301.3	385.2	285.5	285.7	317.5	
	12	330.4	317.6		250.1	471.3	302.5	396.3	293.4	292.1	322.7	
	年 平 均	288.6	312.8		252.2	369.8	297.5	301.5	232.1	253.9	261.0	
昭 26.	1	349.7	324.7		258.2	512.4	312.4	427.8	309.7	301.8	340.4	
	2	371.7	329.9		264.7	560.4	314.9	512.7	329.6	313.0	362.1	
	3	392.7	372.2		269.8	573.8	318.7	568.1	352.2	319.5	378.8	
	4	411.0	381.8		273.8	579.9	341.3	640.0	348.7	337.8	405.7	
	5	410.1	378.0		277.5	559.8	344.0	649.0	345.4	337.9	415.9	
	6	403.9	374.6		277.5	524.4	344.6	650.8	340.8	339.8	403.7	
	7	399.8	—		—	—	—	—	—	—	—	
	8	409.6	—		—	—	—	—	—	—	—	

# 消費者物價指數

昭和23年1月～12月 = 100 總理府統計局調

項目		綜合指數	食料指數	主食指數	非主食指數	被服指數	光熱指數	住居指數	雜費指數
年次									
全 都	昭 25. 3	127.7	121.2	121.7	120.8	96.0	145.4	124.6	162.4
	4	124.2	117.7	123.3	113.7	91.6	134.3	125.4	160.5
	5	126.3	121.7	130.4	115.4	88.1	128.6	125.6	161.9
	6	123.7	117.4	125.1	112.0	87.9	129.8	122.2	162.6
	7	127.0	121.4	129.1	115.9	94.7	131.1	123.7	162.5
	8	129.8	123.5	127.0	121.1	104.9	131.6	129.5	163.0
	9	130.4	121.6	121.2	121.9	117.9	130.4	136.2	163.3
	10	126.7	114.8	118.0	112.5	116.4	139.5	140.6	163.1
	11	127.4	113.5	117.3	110.8	119.2	148.8	142.2	167.1
	12	132.7	119.0	121.1	117.6	132.0	151.7	143.8	168.6
	昭 26. 1	138.4	126.1	127.7	124.9	137.8	158.0	145.7	170.6
	2	141.6	131.2	130.8	131.5	140.8	163.9	149.6	169.5
3	146.5	138.6	131.5	143.7	142.4	152.6	151.2	170.7	
4	149.3	140.4	134.8	144.3	146.5	147.2	161.2	176.1	
5	154.1	144.7	142.0	146.6	147.9	145.3	163.6	186.7	
6	148.4	136.0	140.6	132.8	139.0	146.6	164.8	188.9	
7	148.8	136.3	141.9	132.3	138.2	149.3	166.5	189.3	
8	158.6	150.0	163.4	140.5	141.5	160.1	166.6	192.8	
東 京	昭 25. 3	125.0	119.0	105.0	129.1	94.1	163.0	118.6	155.2
	4	121.7	115.0	105.9	121.5	94.7	145.9	120.1	154.0
	5	123.2	117.5	111.6	121.8	95.7	142.9	114.5	154.5
	6	118.1	109.0	106.4	110.8	96.8	143.2	120.0	154.7
	7	122.0	115.3	118.6	112.9	94.1	149.1	120.1	154.6
	8	123.3	115.3	108.9	119.9	102.2	147.9	126.4	155.6
	9	124.5	114.2	103.8	121.7	115.9	147.1	131.9	157.4
	10	121.2	110.8	99.8	118.6	107.0	149.8	136.5	154.9
	11	123.3	110.1	103.3	115.0	114.3	170.8	136.8	159.6
	12	127.0	114.1	104.2	121.2	123.2	169.7	140.5	160.6
	昭 26. 1	134.3	124.2	112.5	132.6	122.6	177.1	136.8	164.8
	2	137.8	128.5	117.6	136.4	130.6	176.4	138.4	164.5
3	139.9	131.3	115.0	143.1	134.5	174.1	140.6	164.2	
4	143.3	134.6	118.0	146.6	139.6	155.3	151.0	170.1	
5	146.5	135.9	124.2	144.2	141.6	155.2	149.7	182.3	
6	140.5	127.1	123.2	129.9	134.5	154.7	142.7	185.1	
7	138.9	125.4	120.8	128.6	122.4	156.4	151.0	186.9	
8	146.0	135.2	135.6	134.9	122.6	168.8	157.1	189.1	

※ 調査品目数は195 算式はラスパイレス式である。

# 東京閣及自由物價指數

## 生 産 財

昭和21年8月=100

日本銀行統計局

品目 年月次	類別 目數	總 平 均		燃 料 (3)	建築材料 (5)	金屬及び 金屬製品 (5)	肥 料 (2)	藥 材 (3)	其 の 他 (7)
		(25)	對公價倍率						
昭 21.	8	100		100	100	100	100	100	100
	11	121	6.4	131	108	131	100	114	127
	22.	164	8.3	184	156	173	121	160	170
	4	231	11.1	255	237	217	156	220	250
	7	330	9.2	358	312	270	193	429	369
	10	401	9.8	411	384	325	264	533	445
年 平 均		304	—	327	294	361	201	363	338
23.	1	439	5.6	463	416	358	280	574	491
	4	479	6.0	424	442	406	329	609	570
	7	481	4.2	403	430	419	345	582	589
	10	490	2.8	406	438	468	378	449	627
年 平 均		479	—	419	435	426	345	542	585
24.	1	498	2.8	432	449	507	379	381	638
	2	503	2.8	462	454	500	382	355	656
	3	494	2.8	453	450	484	410	340	642
	4	483	2.7	451	436	460	406	318	640
	5	475	2.6	449	419	448	422	291	639
	6	466	2.5	450	414	434	407	287	625
	7	443	2.4	439	392	406	380	251	610
	8	423	2.1	433	357	398	355	246	580
	9	405	1.9	429	330	407	334	245	536
	10	385	1.7	429	305	403	296	243	496
	11	378	1.7	426	286	402	285	231	495
	12	376	1.7	431	280	413	278	227	489
年 平 均		444	—	440	381	439	361	285	587
25.	1	375	1.5	439	278	428	274	234	468
	2	364	1.5	436	270	427	276	226	439
	3	338	1.3	414	245	419	228	230	390
	4	327	1.2	395	234	427	190	238	370
	5	322	1.2	386	237	436	142	245	358
	6	324	1.2	362	238	457	116	249	367
	7	337	1.2	351	247	497	112	269	374
	8	368	1.2	360	262	583	119	284	400
	9	394	1.2	365	280	658	119	310	412
	10	416	1.2	367	293	704	133	316	442
	11	430	1.2	364	311	737	140	316	457
	12	443	1.2	368	317	761	143	316	477
年 平 均		370	—	384	268	545	166	269	413
26.	1	470	1.2	388	327	812	146	321	520
	2	531	1.3	407	381	928	167	436	552
	3	576	1.3	412	408	1,123	189	377	571
	4	609	1.1	431	410	1,243	172	374	601

註 最近全面的に統制解除になつたので4月以降廢止

# 東京關及自由物價指數

## 消費材

日本銀行統計局

昭和20年9月 = 100

類別	總平均		主食品 (5)	副食品 (15)	調味料 (6)	嗜好品 (6)	纖維品 (5)	燃料 (2)	日用品 (11)	食料 指數	非食料 指數
	品目數 (50)	對公價 率 倍									
昭年月	192	—	192	175	189	198	241	298	131	186	208
22. 1	254	7.8	179	251	264	276	420	484	182	226	338
4	348	9.4	238	330	363	365	678	574	261	300	490
7	456	9.2	413	419	439	423	803	665	304	418	571
10	508	6.4	411	482	485	487	913	855	363	456	644
年平均	412	—	326	384	408	409	739	699	292	367	540
23. 1	596	5.4	497	531	510	583	1,074	1,082	420	528	778
4	674	6.0	608	582	548	634	1,218	1,092	500	599	871
7	777	5.7	803	589	585	754	1,347	1,047	621	706	962
10	746	3.1	575	654	617	743	1,355	1,313	671	640	1,025
年平均	711	—	624	602	572	682	1,275	1,156	580	625	938
24. 1	775	2.7	640	678	613	694	1,378	1,345	716	666	1,046
2	779	2.8	660	680	608	700	1,369	1,332	727	674	1,058
3	791	2.8	672	689	594	725	1,377	1,269	744	685	1,062
4	820	2.6	683	758	588	730	1,387	1,176	785	722	1,065
5	807	2.6	660	762	568	679	1,363	1,112	795	704	1,047
6	801	2.6	650	779	572	674	1,316	1,063	789	707	1,031
7	786	2.5	601	787	568	669	1,291	1,020	778	695	1,006
8	765	2.1	569	805	559	656	1,265	953	757	694	959
9	733	2.0	542	755	543	642	1,190	903	743	657	925
10	704	1.8	506	690	488	618	1,157	1,001	718	610	933
11	685	1.8	492	655	475	570	1,138	985	702	582	924
12	655	1.8	460	615	458	572	1,086	917	697	572	902
年平均	758	—	595	721	553	661	1,276	1,090	746	664	997
25. 1	625	1.7	442	586	426	571	1,020	971	692	532	852
2	573	1.5	392	527	395	544	824	969	664	485	783
3	533	1.5	363	480	386	546	706	835	662	455	710
4	492	1.4	362	441	373	557	529	750	629	437	609
5	481	1.3	346	441	358	548	500	750	624	431	594
6	480	1.3	352	435	336	564	480	804	619	431	589
7	500	1.3	415	442	321	564	534	804	617	450	611
8	569	1.4	421	561	324	564	786	804	640	507	721
9	550	1.3	361	544	320	576	689	859	672	486	707
10	557	1.3	328	575	345	570	689	920	695	487	732
11	578	1.3	355	593	337	539	694	1,016	736	497	770
12	580	1.3	406	566	345	506	689	1,016	758	493	773
年平均	543	—	379	516	356	554	678	875	667	474	704
26. 1	604	1.3	420	602	365	500	742	1,004	781	515	816
2	644	1.3	458	631	445	518	860	992	824	546	877
3	670	1.4	518	635	447	532	944	992	865	—	—
4	683	1.3	524	698	410	558	820	1,040	881	—	—
5	678	1.3	536	689	406	564	791	1,040	874	—	—
6	638	1.3	479	645	403	564	678	1,040	872	—	—
7	616	1.1	453	611	401	558	635	1,040	874	—	—

# 生産財實効物價指數

(全國平均) 昭和27年7月--23年6月平均=100

(日銀統計局調)

類 別	品目數	總平均	織維品	燃 料	金屬及び 金屬製品	建築材料	化學藥品	其 他	實効物價 の公定物 價に對す る 倍 率
年月次		100.0	10.0	21.9	22.9	19.7	17.0	8.5	
昭 22.	1	39.8	31.7	31.6	50.0	42.1	38.0	33.5	1.65
	4	51.4	30.5	43.6	62.3	61.0	43.5	53.2	1.68
	7	68.4	43.0	66.9	84.8	75.2	55.7	60.1	1.35
	10	99.1	105.7	101.8	100.5	94.4	99.4	91.5	1.15
	年 平 均	70.1	59.7	69.1	77.9	72.8	64.6	65.8	1.46
昭 23.	1	103.5	110.9	99.0	103.7	100.6	102.9	112.2	1.18
	4	107.7	105.5	98.1	106.1	112.4	111.0	118.8	1.23
	7	154.8	156.9	203.5	124.6	128.8	176.4	153.1	1.02
	10	194.0	212.5	243.9	167.6	159.7	187.3	237.0	1.10
	年 平 均	147.3	159.1	169.0	131.3	132.9	151.5	159.8	1.15
昭 24.	1	207.1	231.1	243.3	176.8	175.3	203.5	273.6	1.16
	2	207.7	246.7	241.4	184.7	186.4	199.7	226.4	1.16
	3	212.1	306.5	247.9	174.4	186.2	199.0	230.4	1.18
	4	214.4	343.2	252.8	172.9	184.7	193.1	226.0	1.13
	5	223.2	388.4	271.9	174.8	190.8	192.1	219.3	1.13
	6	227.5	412.1	285.7	173.2	189.8	195.1	214.4	1.12
	7	219.9	371.2	272.7	171.2	188.7	191.1	216.6	1.09
	8	227.3	415.5	291.2	172.0	181.1	194.6	220.2	1.10
	9	232.8	445.5	305.7	176.3	177.5	192.4	217.9	1.04
	10	242.0	472.6	310.0	185.6	172.7	206.3	238.6	1.03
	11	242.2	457.1	308.2	189.3	175.8	205.2	246.5	1.03
	12	244.1	465.7	308.7	191.0	173.1	210.3	247.7	1.03
	年 平 均	225.2	379.7	278.5	178.6	181.9	198.5	231.5	1.10
昭 25.	1	249.7	472.1	319.2	201.9	170.8	213.2	246.9	1.01
	2	250.0	442.2	318.0	212.2	171.4	210.4	259.6	1.01
	3	249.2	422.8	312.6	216.9	169.3	214.9	263.9	1.02
	4	249.7	431.0	314.0	218.2	168.6	211.5	261.4	1.02
	5	247.0	433.0	297.1	219.7	165.4	209.6	271.7	1.02
	6	247.1	434.5	292.4	226.5	159.4	209.4	272.3	1.02
	7	255.7	456.7	286.4	245.8	166.9	208.4	286.7	1.01
	8	270.0	497.1	292.9	270.7	172.8	207.1	306.5	1.01
	9	279.7	509.2	284.7	310.0	172.0	211.0	322.0	1.01
	10	295.1	531.1	294.7	326.8	177.8	218.9	346.8	1.00
	11	311.7	586.2	298.8	344.0	188.6	231.5	365.7	1.01
	12	320.4	598.8	303.4	350.8	193.8	238.4	396.6	1.01
	年 平 均	268.8	484.6	301.2	261.2	173.1	215.4	300.0	1.01
昭 26.	1	335.2	631.7	313.0	371.8	203.9	244.5	411.3	1.02
	2	353.8	670.4	320.2	408.6	212.0	244.9	435.6	1.02
	3	375.1	706.3	324.1	459.3	228.6	246.8	436.3	1.03
	4	411.3	733.0	352.7	511.0	237.1	297.2	482.1	1.00
	5	432.0	733.0	369.2	539.0	241.9	316.1	489.4	1.00
	6	435.8	779.6	373.8	545.1	244.5	318.5	—	1.00

公 定 料 金 指 數

(昭和14年9月=100) 物價騰調

項目 ヤエート	平均	家賃	水道	電力	瓦斯	入浴	理髮	クリーニング	新聞	ラジオ	運賃	鐵道定期	郵便
昭 14. 9	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭 16. 7	100	104	100	100	100	117	100	100	100	100	100	100	100
昭 20. 8	174	109	118	156	143	200	200	117	450	200	145	171	250
昭 21. 1	270	109	376	312	143	833	226	714	450	200	290	171	250
昭 22. 1	536	109	1,290	312	893	1,167	226	714	1,333	500	473	428	750
昭 23. 1	2,073	250	2,150	1,249	4,166	6,667	1,333	2,857	3,333	3,500	2,286	1,619	2,500
昭 24. 1	5,275	627	5,376	4,219	6,833	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	6,571	4,085	10,000
昭 24. 2	5,275	627	5,376	4,219	6,833	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	6,571	4,085	10,000
昭 24. 3	5,275	627	5,376	4,219	6,833	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	6,571	4,085	10,000
昭 24. 4	5,275	627	5,376	4,219	6,833	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	6,571	4,085	10,000
昭 24. 5	6,798	627	5,376	4,219	6,833	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	10,000	6,620	10,000
昭 24. 6	6,877	1,003	6,989	4,219	6,833	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	10,000	6,620	10,000
昭 24. 7	6,877	1,003	6,989	4,219	6,833	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	10,000	6,620	10,000

昭 24.	8	7,222	1,003	6,989	4,219	13,131	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	10,000	6,620	10,000	
	9	7,222	1,003	6,989	4,219	13,131	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	10,000	6,620	10,000	
	10	7,222	1,003	6,989	4,219	13,131	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	10,000	6,620	10,000	
	11	7,222	1,003	6,989	4,219	13,131	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	10,000	6,620	10,000	
	12	8,264	1,003	6,989	13,062	13,131	16,667	2,667	5,714	7,458	7,000	10,000	6,620	10,000	
	昭 25.	1	8,179	1,003	6,989	11,609	13,131	16,667	3,333	5,714	8,833	7,000	10,000	6,620	10,000
		2	8,179	1,003	6,989	11,609	13,131	16,667	3,333	5,714	8,833	7,000	10,000	6,620	10,000
		3	8,179	1,003	6,989	11,609	13,131	15,667	3,333	5,714	8,833	7,000	10,000	6,620	10,000
		4	7,989	1,003	6,989	10,000	13,131	16,667	3,333	5,714	8,833	7,000	10,000	6,620	10,000
		5	7,989	1,003	6,989	10,000	13,131	16,667	3,333	5,714	8,833	7,000	10,000	6,620	10,000
		6	7,989	1,003	6,989	10,000	13,131	16,667	3,333	5,714	8,833	7,000	10,000	6,620	10,000
		7	8,133	1,003	6,989	10,000	15,762	16,667	3,333	5,714	8,833	7,000	10,000	6,620	10,000
8		8,471	3,241	6,989	10,000	15,762	16,667	3,333	5,714	8,833	7,000	10,000	6,620	10,000	
9		8,458	3,241	6,989	9,625	15,762	16,667	3,333	5,714	9,500	7,000	10,000	6,620	10,000	
10		8,458	3,241	6,989	9,625	15,762	16,667	3,333	5,714	9,500	7,000	10,000	6,620	10,000	
11		8,702	3,241	6,989	11,172	15,762	16,667	3,333	5,714	10,833	7,000	10,000	6,620	10,000	
12		8,702	3,241	6,989	11,172	15,762	16,667	3,333	5,714	10,833	7,000	10,000	6,620	10,000	
昭 26.	1	8,735	3,241	6,989	11,450	15,762	16,667	3,333	5,714	10,833	7,000	10,000	6,620	10,000	
	2	8,735	3,241	6,989	11,450	15,762	16,667	3,333	5,714	10,833	7,000	10,000	6,620	10,000	
	3	8,735	3,241	6,989	11,450	15,762	16,667	3,333	5,714	10,833	7,000	10,000	6,620	10,000	
	4	8,661	3,241	6,989	9,864	15,762	16,667	—	5,714	—	10,000	10,000	6,620	10,000	
	5	8,691	3,241	6,989	9,864	15,762	16,667	—	—	—	10,000	10,000	6,620	10,000	
	6	8,691	3,241	6,989	9,864	15,762	16,667	—	—	—	10,000	10,000	6,620	10,000	
	7	8,691	3,241	6,989	9,864	15,762	16,667	—	—	—	10,000	10,000	6,620	10,000	
	8	9,132	3,241	6,989	13,272	15,762	16,667	—	—	—	10,000	10,000	6,620	10,000	

# 消費者物價地域差指數

東京 = 100

總理府統計局調

都 市	昭25年4月～6月平均		昭25年1月～12月平均		昭26年1月～3月平均		昭26年4月～6月平均	
	綜 合	食 料	綜 合	食 料	綜 合	食 料	綜 合	食 料
東 京	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
横 濱	99.1	101.3	97.7	98.5	96.7	96.4	97.1	97.3
名 古 屋	93.2	95.0	92.2	93.8	92.6	92.1	93.5	94.6
京 都	93.1	93.6	94.0	94.9	94.4	94.9	97.6	99.9
大 阪	96.3	98.5	98.6	100.5	100.5	101.0	100.9	101.5
神 戸	97.0	100.0	99.0	99.3	100.1	98.6	99.6	99.4
札 幌	96.7	93.7	93.5	90.2	94.8	92.8	96.6	92.2
帯 廣	—	—	—	—	94.4	94.1	93.4	89.9
青 森	84.6	78.4	82.5	79.5	83.7	81.2	82.6	79.6
仙 台	86.9	86.1	86.9	86.5	90.1	89.9	90.4	89.0
高 崎	92.1	95.2	89.1	91.3	88.7	91.8	89.3	92.7
千 葉	94.2	95.3	94.7	96.6	94.3	95.9	94.3	96.9
富 山	91.4	93.3	90.1	91.7	89.6	92.0	91.8	95.2
甲 府	86.6	88.6	86.1	86.8	85.7	87.2	88.6	90.3
松 本	86.9	87.9	84.0	84.5	84.9	86.8	87.5	90.3
濱 松	—	—	—	—	91.7	91.0	94.7	96.0
松 阪	—	—	—	—	88.6	92.4	89.1	91.8
大 津	91.1	95.3	91.1	94.8	91.9	92.9	91.5	93.6
奈 良	95.4	97.3	94.4	97.7	95.8	97.2	95.8	97.9
鳥 取	83.4	81.8	82.8	82.6	80.2	79.6	83.0	81.5
廣 島	93.6	95.9	91.0	92.7	87.4	88.7	94.4	96.7
防 府	—	—	—	—	85.1	85.3	91.5	95.5
徳 島	87.1	90.3	86.3	89.9	83.5	88.2	88.4	91.7
今 治	—	—	—	—	82.1	83.7	87.1	88.4
福 岡	—	—	—	—	90.3	89.5	94.5	94.4
長 崎	—	—	—	—	85.1	85.0	92.7	90.4
都 城	85.1	91.1	83.1	86.7	82.6	87.0	83.6	87.7
鹿 兒 島	—	—	—	—	84.4	84.3	85.4	85.9
全 都 市	—	—	—	—	91.8	92.1	92.9	93.6

註 1. 算式はフィッシャ式 2. 調査品目は194品目



北海道各市別物價指數

昭和22年1月基準 道統計課調

地区 年月次	地区													平均	東京
	札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	釧路	帯広	北見	岩見澤	留萌	網走	苫小牧	稚内		
昭23	289.7	303.0	292.8	278.4	288.0	291.4	281.6	242.3	263.0	285.6	—	—	—	282.0	355.5
24	324.8	315.2	298.1	294.4	225.6	213.3	314.9	303.0	313.3	292.8	—	—	—	309.6	367.4
25. 1	273.9	269.8	268.4	263.4	289.2	278.2	293.7	295.3	286.5	270.7	278.9	276.5	281.6	282.0	288.6
2	260.6	262.1	246.7	263.4	255.6	258.2	268.4	248.0	259.9	256.8	257.7	240.4	251.1	256.1	269.6
3	239.8	236.2	238.5	225.1	252.8	247.5	261.4	228.1	250.7	242.8	235.2	225.8	248.5	241.0	227.7
4	242.1	242.2	241.9	225.1	258.4	247.9	248.1	242.9	250.1	252.8	250.7	225.8	241.5	248.3	241.2
5	231.3	254.4	234.8	217.9	253.7	256.8	255.0	239.3	240.7	247.2	217.9	217.6	246.4	239.5	239.9
6	207.7	244.1	226.3	217.9	238.4	225.3	244.0	219.8	228.7	217.2	203.6	217.6	241.7	225.6	231.0
7	190.6	209.5	226.3	202.2	249.3	223.5	211.3	228.7	219.7	243.4	203.6	190.0	219.3	216.7	229.3
8	223.0	231.5	224.0	213.0	263.5	238.2	216.6	208.4	227.2	217.4	203.6	202.8	230.1	225.3	255.3
9	219.4	235.8	216.6	213.0	239.3	238.2	213.4	200.8	227.7	200.8	220.8	217.8	221.0	220.4	241.0
10	220.0	226.0	220.3	213.0	231.2	222.8	203.3	210.0	227.7	187.6	220.8	209.6	216.8	216.9	241.0
11	222.4	230.6	201.7	231.1	233.5	223.1	204.1	210.0	223.0	187.6	222.5	203.2	214.2	215.9	241.0
12	228.5	237.5	216.9	224.0	240.6	217.6	217.4	228.0	223.0	187.6	222.5	206.4	214.2	220.3	225.5
年平均	229.9	242.2	231.0	225.8	250.5	239.8	236.4	229.9	238.7	228.5	228.2	219.5	235.5	233.5	246.8
26. 1	236.1	247.1	235.7	242.9	256.1	241.4	234.9	225.3	242.0	242.6	229.6	218.8	215.7	237.0	244.7
2	272.7	258.5	248.7	258.0	255.0	234.6	234.9	226.8	236.9	250.0	241.4	248.1	249.4	247.5	282.7
3	240.1	271.1	308.1	279.8	285.2	254.1	263.7	242.2	248.1	248.4根	232.0	237.8	299.7	261.4	282.7
4	251.0	290.9	255.3	259.2	290.6	262.8	269.8	252.2	242.3	263.4	248.3	242.1	261.4	259.4	282.7
5	255.7	266.8	277.8	259.2	250.2	266.1	269.8	290.9	250.5	312.8	242.3	241.8	279.9	264.7	299.6
6	270.5	273.3	275.3	269.2	269.7	274.7	254.3	290.9	250.5	253.3	243.1	242.8	296.6	264.7	229.6
7	270.5	267.1	244.5	270.4	230.2	274.7	258.3	254.5	250.5	296.9	255.8	249.6	296.6	264.7	299.6
8	258.0	267.1	260.9	270.4	305.0	262.0	238.4	254.5	250.5	263.5	274.8	233.0	271.6	261.8	299.6
9	261.8	—	262.3	—	257.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



昭和二十六年道費豫算現計調

一、普通會計（歳入の部）

款項別	既決豫算額	（議案一）	第六回定例會追加	（議案五十五）	（議案七十一）	現計豫算額	總額に對する割合
道稅	四,七〇六,七〇〇		八五,一〇〇,〇〇〇			五,〇九一,七〇〇	二四・〇〇
普通稅	四,〇九八,六〇〇		八五,一〇〇,〇〇〇			四,九八三,六〇〇	
舊法による稅	七,〇〇〇,〇〇〇					七,〇〇〇,〇〇〇	
公營企業及び財産收入	六,四四七,三〇〇	一四〇,〇〇〇				六,五八七,三〇〇	〇・三
公營企業收入	五,〇〇〇,〇〇〇					五,〇〇〇,〇〇〇	
財産收入	五,一三二,三〇〇					五,一三二,三〇〇	
財産賣拂代金	八,三三〇,四〇〇	一四〇,〇〇〇				八,四七〇,四〇〇	

分擔金及び負債金	三〇七、八五七、〇〇〇	三、一九九、五〇〇	二七六、〇三三、〇〇〇	一・三
負担金	二〇七、八九三、七〇〇	三六、一九九、五〇〇	二七六、〇三三、〇〇〇	
使用料及び手数料	五〇六、六〇〇、〇〇〇	一六八、七五〇、〇〇〇	三五八、八五〇、〇〇〇	二・五
使用料	三三〇、五四四、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三〇七、五四四、〇〇〇	
手数料	一七二、〇五六、〇〇〇	一三五、七五〇、〇〇〇	三五八、八五〇、〇〇〇	
寄附金	一三九、三三六、〇〇〇	六、三三四、〇〇〇	一三三、〇〇二、〇〇〇	〇・六
寄附金	一三九、三三六、〇〇〇	六、三三四、〇〇〇	一三三、〇〇二、〇〇〇	
線入	一一〇、四三三、六〇〇	三、三五〇、〇〇〇	一〇七、〇八三、六〇〇	〇・九
特別會計繰入金	五五、四三三、六〇〇	三、三五〇、〇〇〇	五二、〇八三、六〇〇	
財産金繰入金	五五、〇〇〇、〇〇〇	一、六九五、〇〇〇	五三、六五〇、〇〇〇	
繰越金	四〇一、四三四、〇〇〇	七、二一六、〇〇〇	四〇八、六五〇、〇〇〇	二・三
前年度繰越金	四〇一、四三四、〇〇〇	七、二一六、〇〇〇	四〇八、六五〇、〇〇〇	
雑収入	一、三九六、八三三、六〇〇	三、七三三、五〇〇	一、三九三、一〇〇、〇〇〇	六・三
辨償金及び報償金	一、三九六、八三三、六〇〇	三、七三三、五〇〇	一、三九三、一〇〇、〇〇〇	
物品賣拂代金	三三二、二五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三二九、二五二、〇〇〇	
診療所収入	一五、三三六、〇〇〇		一五、三三六、〇〇〇	
保健所収入	五〇、八二七、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	四九、七二七、〇〇〇	
療養所収入	四三、六三〇、〇〇〇		四三、六三〇、〇〇〇	
保養所収入	三〇、六三三、四〇〇		三〇、六三三、四〇〇	
公報収入	九、五六五、四〇〇		九、五六五、四〇〇	
土地區畫整理収入	三、五四三、〇〇〇		三、五四三、〇〇〇	
金庫運用金利息	七、八〇〇、〇〇〇		七、八〇〇、〇〇〇	
貸付金収入	五六六、五〇〇、三〇〇	一三〇、〇〇〇	四三六、五〇〇、三〇〇	
労働會館収入	一六、一〇〇〇		一六、一〇〇	
性病診療施設収入	一五、〇五四、〇〇〇		一五、〇五四、〇〇〇	
精神病収入	三三、二〇〇〇		三三、二〇〇	
納付金	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	
雑収入	五、〇九二、〇〇〇	五、〇八六、〇〇〇	五、〇〇六、〇〇〇	

款項別	既決豫算額	第六回定例會追加			現計豫算額	總額に對する割合
		(議案一)	(議案二)	(議案五十五)		
巡回診療收入	1,000,000				1,000,000	100
學校建築委託費收入	150,000,000				150,000,000	
道債	1,041,500,000	627,000,000			1,668,500,000	76
道債負擔計	1,041,500,000	627,000,000			1,668,500,000	76
地方財政平衡交付金	8,031,000,000	627,000,000	6,254,000,000		14,912,000,000	46.35
地方財政平衡交付金	5,151,000,000	3,613,000,000	3,613,000,000		12,377,000,000	29.01
國庫支出金	5,151,000,000	3,613,000,000	3,613,000,000		12,377,000,000	29.01
國庫負擔金	4,444,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000		10,444,000,000	24.74
國庫補助金	4,444,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000		10,444,000,000	24.74
委託費	3,550,000,000	593,000,000	1,013,000,000		5,156,000,000	12.5
純國庫負擔計	5,514,000,000	4,193,000,000	4,013,000,000		13,720,000,000	32.5
歳入計	1,763,000,000	1,767,933,000	1,767,933,000	3,613,000,000	7,911,866,000	100

款項別	既決豫算額	第六回定例會追加			現計豫算額	總額に對する割合
		(議案一)	(議案二)	(議案五十五)		
道議會議費	26,491,000	1,000,000	1,150,000	3,150,000	100,791,000	0.8
道廳費	26,491,000	1,000,000	1,150,000	3,150,000	100,791,000	0.8
道職員費	1,533,510,000	2,000,000	2,040,000	4,040,000	1,539,590,000	9.5
諸職員費	1,143,510,000	3,000,000	3,000,000	6,000,000	1,152,510,000	6.5
職員福利厚生費	390,000,000				390,000,000	2.2
人事委員會議費	7,000,000	870,000		1,150,000	8,820,000	0.5
警察消防費	5,700,000	2,596,000	4,500,000	8,200,000	16,496,000	0.9
公安委員會費	3,171,100	2,500,000	3,350,000	4,800,000	13,821,100	0.8
治安維持連絡協議會費		2,700,000			2,700,000	0.1

(歳出の部)

婦人福祉費	1,500,000	100,000						1,600,000	九・〇
引揚援護對策費	1,700,000	300,000						2,000,000	
災害救助費	500,000	1,000,000						1,500,000	
民生生活保護費	1,900,000	200,000						2,100,000	
社會及び労働施設費	1,600,000	100,000	1,000,000	350,000			1,600,000	九・〇	
保健體育費	2,000,000	900,000						2,900,000	
社會教育費	3,000,000	300,000						3,300,000	
教育諸費	3,000,000	700,000						3,700,000	
通信教育費	1,300,000							1,300,000	
盲聾學校費	200,000	200,000						400,000	
定時制高等學校費	2,000,000	200,000						2,200,000	
高等學校費	1,000,000	10,000						1,010,000	
中等學校費	1,000,000							1,000,000	
小學校費	2,000,000							2,000,000	
教育委員會費	100,000	200,000						300,000	
教育費	5,900,000	4,000,000	1,000,000	600,000			7,000,000	四・五	
土木事業獎勵費	700,000	400,000						1,100,000	
災害土木費	400,000	300,000						700,000	
土木機械工作所費	1,000,000							1,000,000	
土木試驗所費	2,000,000							2,000,000	
戰災復興費	6,000,000							6,000,000	
東札幌土地區畫整理事業費	2,000,000							2,000,000	
都市計畫費	400,000	300,000						700,000	
濰川橋梁費	450,000	200,000						650,000	
河川費	450,000	200,000						650,000	
道橋費	3,100,000	100,000						3,200,000	
土木費	1,600,000	100,000						1,700,000	
消防學校費	2,500,000							2,500,000	
消防振興費	100,000	300,000						400,000	
消防費	10,000,000	1,900,000	1,900,000	300,000			12,200,000	二・五	

兒童福利社費 世話諸費 國民健康保險費 勞務勸業委員會費 地方勞務委員會費 住宅對策費 失業對策費 公業園費	一八、三〇、四〇〇 三、〇九、六〇〇 一〇、九七、七〇〇 九、八三、七〇〇 三、〇七、一〇〇 三、〇七、一〇〇 二四〇、四六、〇〇〇 三〇、四八、六〇〇 四、三〇、九〇〇	二五、〇六、七〇〇 九、八九、〇〇〇 三、八六、六〇〇 一、〇一、四〇〇 一、九〇、三〇〇 一〇〇、〇〇〇	一四、一九、一〇〇 一〇、〇六、九〇〇 一〇、五〇、九〇〇 一五、〇〇、九〇〇 一四、四八、七〇〇 三、五〇、〇〇〇	一四、一九、一〇〇 一〇、〇六、九〇〇 一〇、五〇、九〇〇 一五、〇〇、九〇〇 一四、四八、七〇〇 三、五〇、〇〇〇	一四、一九、一〇〇 一〇、〇六、九〇〇 一〇、五〇、九〇〇 一五、〇〇、九〇〇 一四、四八、七〇〇 三、五〇、〇〇〇	一四、一九、一〇〇 一〇、〇六、九〇〇 一〇、五〇、九〇〇 一五、〇〇、九〇〇 一四、四八、七〇〇 三、五〇、〇〇〇	一四、一九、一〇〇 一〇、〇六、九〇〇 一〇、五〇、九〇〇 一五、〇〇、九〇〇 一四、四八、七〇〇 三、五〇、〇〇〇
保健衛生費 傳染病豫防費 性病豫防費 結核豫防費 環境衛生費 公衆衛生普及指導費 優生保護諸費 保健指導諸費 衛生調查諸費 衛生科學研究費 保健對策費 醫務諸費 藥事諸費	七三、九八、八〇〇 七、五七、四〇〇 六、五五、六〇〇 四、二七、八〇〇 二五、九六、五〇〇 六、四八、四〇〇 九、三七、八〇〇 九、三三、四〇〇 一、八三、六〇〇 一、八三、六〇〇 四、〇八、九〇〇 一、八、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 三、〇六、〇〇〇	四、七五、七〇〇 三、二〇、〇〇〇 一、五、一〇、一〇〇 四、三三、一〇〇 七、〇七、五〇〇 一、五、一〇、一〇〇 一、八三、六〇〇 一、八三、六〇〇 一〇八、二〇〇 一〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 三、〇六、〇〇〇	五二、一九〇 二八、五〇〇 三、〇六、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	五二、一九〇 二八、五〇〇 三、〇六、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	五二、一九〇 二八、五〇〇 三、〇六、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	四、九七、二〇、七〇〇 五、六、七、九〇、〇〇〇 四、九、〇〇〇 七、三、四、五〇〇 四、二、五、一〇〇 四、六、〇、三、一〇〇 三、一、七、六、〇〇〇 一、五、七、一、五〇〇 三、六、三、一、〇〇〇	三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九
農業費 農業取締諸費 農業講習所費 協同農業普及費 農業試驗場費 種畜場費 種羊場費 道立種畜場復舊費	四七、九四、一〇〇 四七、五、〇〇〇 七、三、九、五〇〇 四、八、三、一〇〇 五、〇、〇、一〇〇 三、九、七、六、〇〇〇 一、五、七、一、五〇〇 三、六、三、一、〇〇〇	三、七、五、一〇〇 一、四、一、〇〇〇 三、〇、三、一〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇	三、七、五、一〇〇 一、四、一、〇〇〇 三、〇、三、一〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇	三、七、五、一〇〇 一、四、一、〇〇〇 三、〇、三、一〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇	三、七、五、一〇〇 一、四、一、〇〇〇 三、〇、三、一〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇 一、〇、〇、〇〇〇	五、六、七、九、〇、〇〇〇 四、九、〇、〇〇〇 七、三、四、五、〇〇〇 四、二、五、一、〇〇〇 四、六、〇、三、一〇〇 三、一、七、六、〇〇〇 一、五、七、一、五〇〇 三、六、三、一、〇〇〇	三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九 三、七九

畜産業費	三三、六六六、九〇〇	一、五七、三〇〇				三三、一〇九、二〇〇	
食糧調整費	三〇、九七一、五〇〇	一、七、五〇〇、〇〇〇				一九、〇〇、〇〇〇	
食糧調整費	五、四四三、〇〇〇	二九、〇〇〇				五、七三三、〇〇〇	
資材調整費	一、八〇〇、〇〇〇					一、〇〇〇、〇〇〇	
林業指導所費	五六、六九九、六〇〇	一、三〇〇、〇〇〇				五七、〇九九、六〇〇	
林業指導所費	一〇〇、三五三、〇〇〇	九〇、〇〇〇				一〇一、二五三、〇〇〇	
水産試験場費	三三、〇三六、七〇〇	三、四八六、三〇〇				三六、四四四、〇〇〇	
水産試験場費	四〇、二五八、八〇〇	二、六〇〇、〇〇〇				四二、八五八、八〇〇	
水産練習所費	二四、七〇〇、五〇〇					二四、七〇〇、五〇〇	
水産練習所費	六、九八七、〇〇〇					六、九八七、〇〇〇	
商業工業費	三〇、五〇〇、九〇〇	一、六、三〇、四〇〇				三二、一三一、三〇〇	
商業工業費	四、三〇〇、一〇〇					四、三〇〇、一〇〇	
度量衡器檢定所費	八、〇五五、八〇〇					八、〇五五、八〇〇	
觀光事業費	五、六四六、三〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇				一一、六四六、三〇〇	
觀光事業費	五、九七九、九〇〇	二、四一八、九〇〇				八、三九八、八〇〇	
農業協同組合費	二、六〇八、八〇〇	二、〇二五、三〇〇				四、六三四、一〇〇	
農業協同組合費	一、〇七〇、五三六、〇〇〇	六、六四四、九〇〇				一、一三二、一八〇、九〇〇	
開拓事業費	四、七〇四、八〇〇	三、三二四、八、〇〇〇				八、〇二九、六〇〇	
開拓事業費	一、八四二、五〇〇					一、八四二、五〇〇	
電力開發調査費	四、三三二、五〇〇	二、六、三三二、五〇〇				六、九六五、〇〇〇	
電力開發調査費	二、〇〇、〇〇〇					二、〇〇、〇〇〇	
財產管理費	二、八六八、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇				一一、七六八、〇〇〇	一・五
財產管理費	一〇、四三三、〇〇〇					一〇、四三三、〇〇〇	
職員住居施設費	一四、九七六、一〇〇					一四、九七六、一〇〇	
職員住居施設費	二、七〇〇、二〇〇					二、七〇〇、二〇〇	
營業繕修費	四、五〇〇					四、五〇〇	
營業繕修費	四、一六四、六〇〇	七、五〇六、〇〇〇				八、六七〇、六〇〇	〇・〇
統計調査費	四〇、一六四、六〇〇					四〇、一六四、六〇〇	〇・〇
統計調査費	四〇、一六四、六〇〇	七、五〇六、〇〇〇				八、六七〇、六〇〇	〇・〇
選舉費	七、七三三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇				七、八三三、〇〇〇	〇・五
選舉費	八、三三三、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇				一四、八三三、〇〇〇	〇・五
選舉管理委員會費	八、三三三、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇				一四、八三三、〇〇〇	〇・五

歳出合計	豫備費	豫備費	貸付金	諸繰出金	地振興費	監査諸費	徴税諸費	諸支出金	公債費	元利償還金	利取扱費	公債費	選舉諸費
一七,七三三,〇六六.一〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二六,八二二,〇〇〇	一六,一〇八,八〇〇	二〇,〇四六,九〇〇	一〇一,六〇,一〇〇	九二五,六〇〇	一,五七〇,六七〇	七,一六〇,二〇〇	一六,四八七,〇〇〇	一〇七,五〇〇	一四,七六六,五〇〇	七,五五六,六〇〇
一七,七九二,三〇〇			六,二六〇,〇〇〇		三,三三三,〇〇〇	三,六一,一〇〇	二六,〇四,五〇〇	六,七〇〇,五〇〇		二,一七〇,一〇〇	三,六五八,〇〇〇	八,一〇〇,五〇〇	一〇〇,〇〇〇
一七,七三三,〇四二.一〇〇			五,五五八,〇〇〇		三,三三三,〇〇〇		八三,〇〇〇	三,五五六,八〇〇					
三六,三三三,〇〇〇							一四,五七,〇〇	一四,五七〇					
三三,〇〇〇													
二〇,九八九,四四五.〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二六,八二二,〇〇〇		三,三三三,〇〇〇	三,六一,一〇〇	一〇,五八五,〇〇〇	一八,五七二,一〇〇	八六,二四三,二〇〇	二二,八三二,九〇〇	一〇七,五〇〇	一五,八八九,九〇〇	七,七三六,六〇〇
一〇〇	〇.〇	〇.〇						四.三				〇.七	



# 雜 錄

## ▲各省大臣、各省政務次官、衆參兩院役員及び特別委員長一覽表

各省大臣 (昭和二十六年十二月二十六日現在)

氏名	黨派	氏名	黨派
内閣總理	吉田 茂	勞 働	吉武 惠市
外務	吉田 茂	郵政通信	佐藤 榮作
法務	木村 篤太郎	建設	野田 卯一
大藏	池田 勇人	(經濟安定) 務	周 東 英雄
文部	天野 貞祐	(地方自治) 務	岡 野 清 豪
厚生	橋本 龍伍	(涉外擔當) 務	岡 崎 勝 男
農 林	廣川 弘禪	(治安關係) 務	大 橋 武 夫
通商産業	高橋 龍太郎	(黨務、國會) 務	山 崎 猛
運 輸	村上 義一	内閣官房	保 利 茂

各省政務次官 (昭和二十六年十二月十二日現在)

氏名	黨派	住 所 (電 話)
法 務	龍野 喜一郎	千代田區淺草橋二ノ二、衆議院第二議員會館對面(電話)〇、一三〇
外 務	石原 幹市郎	千代田區麹町四ノ七、參議院議員會館九段(電話)六、〇四一
大 藏	西村 直 己	赤坂區赤坂新坂町一四、赤坂區赤坂新坂町一四
文 部	今村 忠 助	豊島區西目黒五ノ二、一五二
厚 生	松野 賴三	落合區二ノ九、今里町八ノ四
	衆白 熊本 一	大崎區芝白今里町八ノ四、大崎區芝白今里町八ノ四

農 林	野 原 正 勝	衆白	岩手 一	板橋區志村本蓮沼町四二五
通商産業	本間 俊 一	衆白	宮城 一	赤羽區本郷六ノ八増田方
運 輸	佐々木 秀 世	衆白	北海道二	小石川區宮上見町二ノ五
郵 政	寺 本 齋	衆白	熊本 一	衆議院議員會館九段(電話)八、四六一
電氣通信	平井 太 郎	衆白	全 國	品川區南品川三ノ一、五二七
勞 働	溝 口 三 郎	衆白	全 國	大崎區下白黒四ノ二、五三三
建 設	塚 原 俊 郎	衆白	茨城 二	大崎區下白黒四ノ二、五三三
經濟安定	福 田 篤 泰	衆白	東京 七	大崎區下白黒四ノ二、五三三
賠 償	入 交 太 藏	衆白	高 知	大崎區下白黒四ノ二、五三三
行政官理	山 口 六 郎	次 衆白	埼玉 二	大崎區下白黒四ノ二、五三三
地方自治	藤 野 繁 雄	衆白	長 崎	大崎區下白黒四ノ二、五三三
物 價	上 原 正 吉	衆白	埼玉 二	大崎區下白黒四ノ二、五三三

### 衆議院役員及特別委員長 (昭和二十六年十二月十二日現在)

職 名	氏 名	黨 派	選 舉 區	住 所 (電 話)
議 長	林 讓 治	自	高 知	新宿區諏訪町八七九段(電話)一、三二二
副 議 長	岩 本 信 行	自	神 奈 川 三	赤坂區麻布館前町一ノ九

所屬委員會	氏 名	黨 派	選 舉 區	住 所 (電 話)
内 閣	八 木 一 郎	自	愛 知 五	武藏野市青森寺二、九二六
人 事	田 中 不 破 三	自	宮 崎 三	武藏野市青森寺二、九二六
地 方 行 政	金 光 義 邦	自	大 分 一	港區赤坂合町
法 務	佐 藤 昌 三	自	埼 玉 四	新宿區若松町七三九段(電話)四、七四七
外 務	仲 内 憲 治	自	千 葉 二	中央區銀座五ノ三、銀五ビル

特別委員會委員長

大藏	佐藤重遠	自	宮崎一	新宿區下落合四ノ二二一
文部	竹尾式	自	千葉二	日野區內落合四、三六五
厚生	大石武一	自	宮城二	松崎七郎、藤原八生、村大竹一、一、二八
農林	松浦東介	自	山形一	中野區鷹宮一ノ二二七
水産	川村善八郎	自	北海道三	千代田區富士見町二ノ五
通商産業	中村純一	自	愛媛三	衆議院議員宿舎九段③八、四六一
運輸	岡村利右衛門	自	岐阜二	港區赤坂青山高樹町一二
郵政	尾關義一	自	栃木一	赤坂③三、八二七
電気通信	山中重彌	自	長野一	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四
勞働	島田未信	自	香川二	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四
建設	松本一郎	自	三重一	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四
經濟安定	前田正男	自	奈良	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四
豫算	塚田十一郎	自	新潟四	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四
決算	中垣國男	自	愛知四	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四
議院運營	石田博英	自	秋田一	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四
懲罰	眞鍋勝	自	徳島	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四
圖書館運營	菊池美郎	自	東京二	衆議院議員宿舎赤坂④六、九六四

所屬委員會 氏名 黨派 選舉區

住所 (電話)

海外同胞引揚に關する	小不久雄	自	栃木二	千代田區永田町二ノ一二 衆議院第一議員會館附ケ關④〇、三二八
行政監察	内藤隆	自	富山一	中央區築地二ノ一ノ四
公職選挙法改正に關する調査	水田三喜男	自	千葉三	文京區駒込西片町一〇ノ三ノ一七

參議院役員及特別委員長

(昭和二十六年十二月十日現在)

訴追	三浦寅之助	自	神奈川一	横濱市神奈川區白樂四七
裁判官彈劾	角田幸吉	自	宮城二	神奈川四、五二
兩院法規	牧野寬索	自	山形一	日野區榎木坂一、五二
事務總長	大池眞			在野區四、四九五
議長	佐藤尙武	綠	青森	武藏野市青森五〇三
副議長	三木治朗	社	神奈川	武藏野市青森五〇三
職名	氏名	黨派	選舉區	住所 (電話)
內閣	河井彌八	綠	靜岡	世田谷區北澤二ノ一
人事	吉田法晴	社	福岡	世田谷區永田町二ノ一
地方行政	西郷吉之助	民	鹿児島	世田谷區下馬町二ノ六八
法務	小野義夫	自	全國	世田谷區下馬町二ノ六八
外務	有馬英二	民	北海道	世田谷區下馬町二ノ六八
大藏	平沼彌太郎	自	埼玉	世田谷區下馬町二ノ六八
文部	堀越儀郎	綠	全國	世田谷區下馬町二ノ六八
厚生	梅津錦一	社	群馬	世田谷區下馬町二ノ六八
農林	羽生三七	社	長野	世田谷區下馬町二ノ六八
水産	木下辰雄	綠	全國	世田谷區下馬町二ノ六八
通商産業	竹中七郎	民	愛知	世田谷區下馬町二ノ六八
運輸	山縣勝見	自	兵庫	世田谷區下馬町二ノ六八
郵政	岩崎正三郎	社	栃木	世田谷區下馬町二ノ六八

電氣通信	鈴木恭一	白	全國	文京區駒込西片町一〇
勞働	中村正雄	社	全國	千代田區永田町一ノ
建設	廣瀬興兵衛	自	全國	千代田區永田町一ノ
經濟安定	佐々木良作	第1	全國	神田區神田錦町三ノ一七
豫算	和田博雄	社	全國	新宿區津久戸町一五
決算	岩男仁藏	民	大分	九段區代々木初台町五二四
議院運營	川村松助	自	岩手	澁谷區代々木三三六
懲罰	工藤鐵男	自	青森	千代田區龜岡町四ノ七
圖書館運營	西田天香	綠	全國	世田谷區成城町五九七
事務總長	近藤英明			世田谷區成城町五九七
				赤坂區水坂町七八五

備考 参議院特別委員會は、議院運營委員會の決議（十二月十四日）により廢止となつた。

### ▲常任委員長の會同に關する自肅申合せについて

去る十一月二十二日の全國都道府縣議會議長會幹事會において常任委員長の會同等に關し意見交換の結果、次の通り申合せが行われた。

#### 申合せ

- 一、議會の常任委員長が直接他の常任委員長に呼び掛け、ブロック合同或は全國合同を催す事例があるが、本件については、各議會内で自肅自戒し、議長のもとで統制するよう趣旨の徹底を圖ること。
- 二、中央の出先機關等が、直接關係ブロックの委員長や主管部課長の會同を主導し、或いは上京陳情等を申合せ等の事例もあるが、かかる場合議會としては、その事案内容によつては出先機關等より直接委員長を招請することに對し、相手方の注意を喚起するとともに、場合によつては

これに應じないよう議會内に趣旨の徹底を圖ること。

#### 申合せの徑緯

- 一、近時議會の常任委員長が主導者となつて、他の常任委員長に文書をもつて合同を招請し、甚だしきは多額の負擔金の持寄りを要請した事例がある。
- 議會の常任委員會は議會の一部門であり、委員長は委員會を代表するものである。地方自治法によつて議會を代表するものは議長であつて、委員長が獨自で對外的な行動をすることは議會の統制を紊り議長の權限を冒すものである。

- 二、最近地方行政調査委員會が、地方議會の委員會制度の運用について検討を加えることを政府や國會に勸告したことについて看るも、議會側がその運用上十分自戒する必要がある。

- 三、最近全國知事會でも、各種會議の開催制約の申合せをなし、これについて地方自治廳は政府招集の會議についても協力を政府部内に通知した事例もあり、この種會合については、議會側としても十分な留意が必要である。

- 四、中央の出先機關等が、時に自己擁護のため又は權限維持擴張のため、地方行政伸張等に名を藉り側面的政治運動に介入主導するの傾向がある。

かかる場合、地方議會は嚴として地方公共團體の利益並びに住民福祉の立場とその及ぼす影響とを十分考察し、その行動について慎重を期すべきである。



昭和二十七年元月

北海道議會議長  
北海道議會議員

宮岡清旭畑朝菊西西窪坂福坂大林木西勢天三宮太荒高塚	井 詩
北田水 野倉地川田田東島東島 澤田田谷浦本田 橋田	川 田
三千三佳仁義三清正長浩新秀三謙藤信金平福仙益哲辰庄	伊 余
七代 之 太 次	
郎藏俊明郎衛助吉一松一郎郎郎二吉一郎信智松夫夫男平	平 吉

沖新原平土伊大中四村安兒岩宮堀二佐笠棚武森長多若榊舟和山時川三鈴岡秋池  
久 十

野保田野山藤保山榮上達玉田津田瓶藤井川田川澤田林原木平内田人澤木林山田

政福伊榮宇 和信助貞德由留恂 榮初幸忠治 信輝次啓 千 政源正源歡孝信  
會 三 一三次太 太 次 太

雄治八次郎弘男郎郎郎一吉郎毅吾吉衛雄作清廣利郎量侃治廣郎一男重喜郎孝

喪中欠禮  
調査課長  
庶務課長  
事務局長

後金坂山 大立吉糸朝本池新高井西齋井中濱田道吉大土徳田岩坂中桑三松宮村

藤澤井口 澤原田川口多戸川田口村藤野野森呂下田竹橋中中本本牧野室平坂山

寅(議席)重耕豊章 吉芳輝治彖武正正定辰善美定幸傳祐 政與 秀光武壽喜  
十 太 次次 次 美

忍榮同郎 郎平吉夫昇江一隆郎み夫志揮敏雄作作郎郎七滿巖一平保郎雄一雄作



昭和二十七年一月二十日發行

北海道議會時報

第四卷 第一號

編 集 北海道議會事務局調查課

發 行 北海道議會事務局

電話 ② 一、八二〇番